

令和7年11月28日開会

定例市議會議案

草津市

## 提出議案

議第 84 号	令和7年度草津市一般会計補正予算（第4号）	
議第 85 号	令和7年度草津市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）	
議第 86 号	令和7年度草津市学校給食センター特別会計補正予算（第1号）	
議第 87 号	令和7年度草津市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）	
議第 88 号	令和7年度草津市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	
議第 89 号	令和7年度草津市水道事業会計補正予算（第1号）	
議第 90 号	令和7年度草津市下水道事業会計補正予算（第1号）	
議第 91 号	草津市議会議員の議員報酬および費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案.....	3
議第 92 号	草津市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案.....	6
議第 93 号	草津市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例案.....	55
議第 94 号	草津市手数料条例等の一部を改正する条例案.....	74
議第 95 号	草津市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例案.....	91
議第 96 号	草津市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例案.....	94
議第 97 号	草津市放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例案.....	97
議第 98 号	草津市乳児等通園支援事業の設備および運営に関する基準を定める条例案.....	100
議第 99 号	子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令附則第2条第1項の経過措置を定める条例案.....	102
議第 100 号	草津市上水道事業給水条例の一部を改正する条例案.....	104
議第 101 号	草津市下水道条例の一部を改正する条例案.....	106
議第 102 号	指定管理者の指定につき議決を求めるについて.....	108
議第 103 号	指定管理者の指定につき議決を求めるについて.....	110
議第 104 号	指定管理者の指定につき議決を求めるについて.....	112
議第 105 号	指定管理者の指定につき議決を求めるについて.....	114
議第 106 号	指定管理者の指定につき議決を求めるについて.....	117



議第91号

草津市議会議員の議員報酬および費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和7年11月28日

草津市長 橋川渉

草津市議会議員の議員報酬および費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

(草津市議会議員の議員報酬および費用弁償等に関する条例の一部改正)

第1条 草津市議会議員の議員報酬および費用弁償等に関する条例（昭和45年草津市条例第2号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
第1条～第4条 《現行どおり》 (期末手当の額および支給方法)	第1条～第4条 《省略》 (期末手当の額および支給方法)
第5条 《現行どおり》 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、 <u>1 00分の177.5</u> を乗じて得た額に、基 準日以前6か月以内の期間におけるその者 の在職期間の次の各号に掲げる区分に応 じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額 とする。 (1)～(4) 《現行どおり》	第5条 《省略》 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、 <u>1 00分の172.5</u> を乗じて得た額に、基 準日以前6か月以内の期間におけるその者 の在職期間の次の各号に掲げる区分に応 じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額 とする。 (1)～(4) 《省略》
3～4 《現行どおり》	3～4 《省略》
第6条～第7条 《現行どおり》 別表 《現行どおり》	第6条～第7条 《省略》 別表 《省略》

第2条 草津市議会議員の議員報酬および費用弁償等に関する条例の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
第1条～第4条 《現行どおり》 (期末手当の額および支給方法)	第1条～第4条 《省略》 (期末手当の額および支給方法)
第5条 《現行どおり》 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、 <u>1 00分の175</u> を乗じて得た額に、基準日 以前6か月以内の期間におけるその者の在 職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当 該各号に定める割合を乗じて得た額とす る。 (1)～(4) 《現行どおり》	第5条 《省略》 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、 <u>1 00分の177.5</u> を乗じて得た額に、基 準日以前6か月以内の期間におけるその者 の在職期間の次の各号に掲げる区分に応 じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額 とする。 (1)～(4) 《省略》
3～4 《現行どおり》	3～4 《省略》
第6条～第7条 《現行どおり》 別表 《現行どおり》	第6条～第7条 《省略》 別表 《省略》

付 則

(施行期日等)

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の草津市議会議員の議員報酬および費用弁償等に関する条例（以下「改正後の議員条例」という。）の規定は、令和7年12月1日から適用する。

（経過措置）

3 改正後の議員条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の草津市議会議員の議員報酬および費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された報酬は、改正後の議員条例の規定による報酬の内払とする。

議第92号

草津市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和7年11月28日

草津市長 橋川渉

## 草津市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(草津市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 草津市職員の給与に関する条例（昭和40年草津市条例第27号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
第1条～第19条 《現行どおり》 (宿日直手当) 第20条 常直的な宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務に対して <u>月額23,500円</u> を超えない範囲内において規則で定める額の宿日直手当を支給する。 2 《現行どおり》 第20条の2 《現行どおり》 (期末手当) 第21条 《現行どおり》 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の127.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 《現行どおり》 3 定年前再任用短時間勤務職員または任期付短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の127.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の72.5</u> 」とする。 4～5 《現行どおり》 第21条の2～第21条の3 《現行どおり》 (勤勉手当) 第22条 《現行どおり》 2 《現行どおり》 (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、または死亡した職員にあつては、退職し、または死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額およびこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に <u>100分の107.5</u> を乗じて得た額の総額	第1条～第19条 《省略》 (宿日直手当) 第20条 常直的な宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務に対して <u>月額21,000円</u> を超えない範囲内において規則で定める額の宿日直手当を支給する。 2 《省略》 第20条の2 《省略》 (期末手当) 第21条 《省略》 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の125</u> を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 《省略》 3 定年前再任用短時間勤務職員または任期付短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の125</u> 」とあるのは「 <u>100分の70</u> 」とする。 4～5 《省略》 第21条の2～第21条の3 《省略》 (勤勉手当) 第22条 《省略》 2 《省略》 (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、または死亡した職員にあつては、退職し、または死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額およびこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に <u>100分の105</u> を乗じて得た額の総額

改正後	改正前
<p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員または任期付短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の52.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 《現行どおり》</p> <p>第22条の2～第32条 《現行どおり》</p> <p>別表第1 (第3条第1号関係) (別添1－1のとおり)</p> <p>別表第2 (第3条第2号関係) (別添2－1のとおり)</p> <p>別表第3 (第3条第3号関係) (別添3－1のとおり)</p> <p>別表第4 (第3条第4号関係) (別添4－1のとおり)</p> <p>別表第5 《現行どおり》</p> <p>別表第6 (第15条第2項第2号、第3号関係)</p>	<p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員または任期付短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の50</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 《省略》</p> <p>第22条の2～第32条 《省略》</p> <p>別表第1 (第3条第1号関係) (別添1－2のとおり)</p> <p>別表第2 (第3条第2号関係) (別添2－2のとおり)</p> <p>別表第3 (第3条第3号関係) (別添3－2のとおり)</p> <p>別表第4 (第3条第4号関係) (別添4－2のとおり)</p> <p>別表第5 《省略》</p> <p>別表第6 (第15条第2項第2号、第3号関係)</p>

  

自動車		自転車等	
使用距離 (片道)	手当額	使用距離 (片道)	手当額
《現行ど おり》	《現行ど おり》	《現行ど おり》	《現行ど おり》
35キロ メートル 以上40 キロメー トル未満	<u>22, 8</u> <u>00円</u>	35キロ メートル 以上40 キロメー トル未満	<u>22, 7</u> <u>00円</u>
40キロ メートル 以上	<u>25, 9</u> <u>00円</u>	40キロ メートル 以上	<u>25, 2</u> <u>00円</u>

第2条 草津市職員の給与に関する条例の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>第1条～第14条の3 《現行どおり》 (通勤手当)</p> <p>第15条 《現行どおり》</p> <p>2 《現行どおり》 (1) 《現行どおり》 (2) 《現行どおり》</p> <p>ア 自動車を駐車するための施設で規則で定めるものを併せて利用している場合にあつては、<u>5, 000円</u>を超えない範囲内で規則で定める額</p> <p>イ 《現行どおり》</p>	<p>第1条～第14条の3 《省略》 (通勤手当)</p> <p>第15条 《省略》</p> <p>2 《省略》 (1) 《省略》 (2) 《省略》</p> <p>ア 自動車を駐車するための施設で規則で定めるものを併せて利用している場合にあつては、<u>4, 000円</u>を超えない範囲内で規則で定める額</p> <p>イ 《省略》</p>

改正後	改正前																
<p>(3) 《現行どおり》      3～9 《現行どおり》      第15条の2～第20条の2 《現行どおり》      (期末手当)      第21条 《現行どおり》      2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の126.25</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。      (1)～(4) 《現行どおり》      3 定年前再任用短時間勤務職員または任期付短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の126.25</u>」とあるのは「<u>100分の71.25</u>」とする。      4～5 《現行どおり》      第21条の2～第21条の3 《現行どおり》      (勤勉手当)      第22条 《現行どおり》      2 《現行どおり》      (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、または死亡した職員にあつては、退職し、または死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額およびこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の106.25</u>を乗じて得た額の総額      (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員または任期付短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の51.25</u>を乗じて得た額の総額      3～5 《現行どおり》      第22条の2～第32条 《現行どおり》      別表第1～別表第5 《現行どおり》      別表第6（第15条第2項第2号、第3号関係）  <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">自動車</th> <th colspan="2">自転車等</th> </tr> <tr> <th>使用距離 (片道)</th> <th>手当額</th> <th>使用距離 (片道)</th> <th>手当額</th> </tr> </thead> </table> </p>	自動車		自転車等		使用距離 (片道)	手当額	使用距離 (片道)	手当額	<p>(3) 《省略》      3～9 《省略》      第15条の2～第20条の2 《省略》      (期末手当)      第21条 《省略》      2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。      (1)～(4) 《省略》      3 定年前再任用短時間勤務職員または任期付短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」とする。      4～5 《省略》      第21条の2～第21条の3 《省略》      (勤勉手当)      第22条 《省略》      2 《省略》      (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、または死亡した職員にあつては、退職し、または死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額およびこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の107.5</u>を乗じて得た額の総額      (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員または任期付短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の52.5</u>を乗じて得た額の総額      3～5 《省略》      第22条の2～第32条 《省略》      別表第1～別表第5 《省略》      別表第6（第15条第2項第2号、第3号関係）  <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">自動車</th> <th colspan="2">自転車等</th> </tr> <tr> <th>使用距離 (片道)</th> <th>手当額</th> <th>使用距離 (片道)</th> <th>手当額</th> </tr> </thead> </table> </p>	自動車		自転車等		使用距離 (片道)	手当額	使用距離 (片道)	手当額
自動車		自転車等															
使用距離 (片道)	手当額	使用距離 (片道)	手当額														
自動車		自転車等															
使用距離 (片道)	手当額	使用距離 (片道)	手当額														

改正後				改正前			
《現行ど おり》	《現行ど おり》	《現行ど おり》	《現行ど おり》	《省略》	《省略》	《省略》	《省略》
40キロ メートル 以上 <u>45</u> キロメー トル未満	《現行ど おり》			40キロ メートル 以上	《省略》		
<u>45キロ</u> メートル 以上50 キロメー トル未満	<u>29, 1</u> <u>00円</u>			《改正後 に新設》	《改正後 に新設》		
<u>50キロ</u> メートル 以上55 キロメー トル未満	<u>32, 3</u> <u>00円</u>			《改正後 に新設》	《改正後 に新設》		
<u>55キロ</u> メートル 以上60 キロメー トル未満	<u>35, 5</u> <u>00円</u>			《改正後 に新設》	《改正後 に新設》		
<u>60キロ</u> メートル 以上65 キロメー トル未満	<u>38, 7</u> <u>00円</u>			《改正後 に新設》	《改正後 に新設》		
<u>65キロ</u> メートル 以上70 キロメー トル未満	<u>42, 2</u> <u>00円</u>			《改正後 に新設》	《改正後 に新設》		
<u>70キロ</u> メートル 以上75 キロメー トル未満	<u>45, 7</u> <u>00円</u>			《改正後 に新設》	《改正後 に新設》		
<u>75キロ</u> メートル 以上80 キロメー トル未満	<u>49, 2</u> <u>00円</u>			《改正後 に新設》	《改正後 に新設》		
<u>80キロ</u> メートル 以上85 キロメー	<u>52, 7</u> <u>00円</u>			《改正後 に新設》	《改正後 に新設》		

改正後		改正前	
<u>トル未満</u>	<u>5 6, 2 0 0円</u>	«改正後に新設»	«改正後に新設»
<u>8 5キロ メートル 以上9 0 キロメー トル未満</u>	<u>5 9, 6 0 0円</u>	«改正後に新設»	«改正後に新設»
<u>9 0キロ メートル 以上9 5 キロメー トル未満</u>	<u>6 3, 0 0 0円</u>	«改正後に新設»	«改正後に新設»
<u>9 5キロ メートル 以上1 0 0キロメ ートル未 満</u>	<u>6 6, 4 0 0円</u>	«改正後に新設»	«改正後に新設»

(草津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 草津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成18年草津市条例第2号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後		改正前	
第1条～第6条 «現行どおり» (特定任期付職員の給与に関する特例)	第1条～第6条 «省略» (特定任期付職員の給与に関する特例)	第1条～第6条 «省略» (特定任期付職員の給与に関する特例)	第1条～第6条 «省略» (特定任期付職員の給与に関する特例)
第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。	第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。	第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。	第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。
号給 給料月額（円）	号給 給料月額（円）	号給 給料月額（円）	号給 給料月額（円）
1 <u>4 0 5, 0 0 0</u>	1 <u>3 9 2, 0 0 0</u>	2 <u>4 4 0, 0 0 0</u>	2 <u>4 4 0, 0 0 0</u>
2 <u>4 5 5, 0 0 0</u>	3 <u>4 9 2, 0 0 0</u>	3 <u>5 5 5, 0 0 0</u>	3 <u>5 5 5, 0 0 0</u>
3 <u>5 0 8, 0 0 0</u>	4 <u>6 3 4, 0 0 0</u>	4 <u>7 4 0, 0 0 0</u>	4 <u>7 4 0, 0 0 0</u>
4 <u>5 7 4, 0 0 0</u>	5 <u>8 6 4, 0 0 0</u>	5 <u>8 9 3, 0 0 0</u>	5 <u>8 9 3, 0 0 0</u>
5 <u>6 5 5, 0 0 0</u>	6 <u>8 6 4, 0 0 0</u>	6 <u>7 6 5, 0 0 0</u>	6 <u>7 6 5, 0 0 0</u>
6 <u>7 6 5, 0 0 0</u>	7 <u>8 6 4, 0 0 0</u>	7 <u>8 9 3, 0 0 0</u>	7 <u>8 9 3, 0 0 0</u>
7 <u>8 9 3, 0 0 0</u>			
2～5 «現行どおり» (給与条例の適用除外等)	2～5 «省略» (給与条例の適用除外等)	2～5 «省略» (給与条例の適用除外等)	2～5 «省略» (給与条例の適用除外等)
第8条 «現行どおり»	第8条 «省略»	第8条 «省略»	第8条 «省略»
2 特定任期付職員に対する給与条例第20	2 特定任期付職員に対する給与条例第20	2 特定任期付職員に対する給与条例第20	2 特定任期付職員に対する給与条例第20

改正後	改正前
<p>条の2第1項、第21条第2項および第23条の2第2項の規定の適用については、給与条例第20条の2第1項中「職員が」とあるのは「職員および草津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成18年草津市条例第2号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（第23条の2第2項において「管理職員等」という。）が」と、給与条例第21条第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の97.5</u>」と、給与条例第22条第2項第1号中「<u>100分の107.5</u>」とあるのは「<u>100分の90</u>」と、給与条例第23条の2第2項中「職員」とあるのは「管理職員等」とする。</p> <p>3 《現行どおり》 第9条 《現行どおり》</p>	<p>条の2第1項、第21条第2項および第23条の2第2項の規定の適用については、給与条例第20条の2第1項中「職員が」とあるのは「職員および草津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成18年草津市条例第2号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（第23条の2第2項において「管理職員等」という。）が」と、給与条例第21条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の95</u>」と、給与条例第22条第2項第1号中「<u>100分の105</u>」とあるのは「<u>100分の87.5</u>」と、給与条例第23条の2第2項中「職員」とあるのは「管理職員等」とする。</p> <p>3 《省略》 第9条 《省略》</p>

第4条 草津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>第1条～第7条 《現行どおり》 (給与条例の適用除外等) 第8条 《現行どおり》</p> <p>2 特定期付職員に対する給与条例第20条の2第1項、第21条第2項および第23条の2第2項の規定の適用については、給与条例第20条の2第1項中「職員が」とあるのは「職員および草津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成18年草津市条例第2号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（第23条の2第2項において「管理職員等」という。）が」と、給与条例第21条第2項中「<u>100分の126.25</u>」とあるのは「<u>100分の96.25</u>」と、給与条例第22条第2項第1号中「<u>100分の106.25</u>」とあるのは「<u>100分の88.75</u>」と、給与条例第23条の2第2項中「職員」とあるのは「管理職員等」とする。</p> <p>3 《現行どおり》 第9条 《現行どおり》</p>	<p>第1条～第7条 《省略》 (給与条例の適用除外等) 第8条 《省略》</p> <p>2 特定期付職員に対する給与条例第20条の2第1項、第21条第2項および第23条の2第2項の規定の適用については、給与条例第20条の2第1項中「職員が」とあるのは「職員および草津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成18年草津市条例第2号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（第23条の2第2項において「管理職員等」という。）が」と、給与条例第21条第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の97.5</u>」と、給与条例第22条第2項第1号中「<u>100分の107.5</u>」とあるのは「<u>100分の90</u>」と、給与条例第23条の2第2項中「職員」とあるのは「管理職員等」とする。</p> <p>3 《省略》 第9条 《省略》</p>

(草津市長および副市長の給与等に関する条例の一部改正)

第5条 草津市長および副市長の給与等に関する条例（昭和43年草津市条例第26号）の一部

を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
第1条 《現行どおり》 (給与)	第1条 《省略》 (給与)
第2条 《現行どおり》 2 《現行どおり》	第2条 《省略》 2 《省略》
3 期末手当および通勤手当の支給については、一般職の職員の例による。ただし、期末手当の額の算定に当たつては、草津市職員の給与に関する条例（昭和40年草津市条例第27号）第21条第2項中「 <u>100分の127.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の177.5</u> 」とし、同条第4項の期末手当基礎額は、給料の月額およびその給料の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額とする。	3 期末手当および通勤手当の支給については、一般職の職員の例による。ただし、期末手当の額の算定に当たつては、草津市職員の給与に関する条例（昭和40年草津市条例第27号）第21条第2項中「 <u>100分の125</u> 」とあるのは「 <u>100分の172.5</u> 」とし、同条第4項の期末手当基礎額は、給料の月額およびその給料の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額とする。
4 《現行どおり》	4 《省略》
第3条～第5条 《現行どおり》	第3条～第5条 《省略》
別表 《現行どおり》	別表 《省略》

第6条 草津市長および副市長の給与等に関する条例の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
第1条 《現行どおり》 (給与)	第1条 《省略》 (給与)
第2条 《現行どおり》 2 《現行どおり》	第2条 《省略》 2 《省略》
3 期末手当および通勤手当の支給については、一般職の職員の例による。ただし、期末手当の額の算定に当たつては、草津市職員の給与に関する条例（昭和40年草津市条例第27号）第21条第2項中「 <u>100分の126.25</u> 」とあるのは「 <u>100分の175</u> 」とし、同条第4項の期末手当基礎額は、給料の月額およびその給料の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額とする。	3 期末手当および通勤手当の支給については、一般職の職員の例による。ただし、期末手当の額の算定に当たつては、草津市職員の給与に関する条例（昭和40年草津市条例第27号）第21条第2項中「 <u>100分の127.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の177.5</u> 」とし、同条第4項の期末手当基礎額は、給料の月額およびその給料の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額とする。
4 《現行どおり》	4 《省略》
第3条～第5条 《現行どおり》	第3条～第5条 《省略》
別表 《現行どおり》	別表 《省略》

(草津市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正)

第7条 草津市教育委員会教育長の給与等に関する条例（昭和29年草津市条例第14号）の一

部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
第1条～第2条 《現行どおり》 (給与の額)	第1条～第2条 《省略》 (給与の額)
第3条 《現行どおり》	第3条 《省略》
2 通勤手当および期末手当の支給については、一般職の職員の例による。ただし、期末手当の額の算定に当たつては、草津市職員の給与に関する条例（昭和40年草津市条例第27号）第21条第2項中「 <u>100分の127.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の177.5</u> 」とし、同条第4項の期末手当基礎額は、給料の月額およびその給料の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額とする。	2 通勤手当および期末手当の支給については、一般職の職員の例による。ただし、期末手当の額の算定に当たつては、草津市職員の給与に関する条例（昭和40年草津市条例第27号）第21条第2項中「 <u>100分の125</u> 」とあるのは「 <u>100分の172.5</u> 」とし、同条第4項の期末手当基礎額は、給料の月額およびその給料の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額とする。
3 《現行どおり》	3 《省略》
第4条～第5条 《現行どおり》	第4条～第5条 《省略》

第8条 草津市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
第1条～第2条 《現行どおり》 (給与の額)	第1条～第2条 《省略》 (給与の額)
第3条 《現行どおり》	第3条 《省略》
2 通勤手当および期末手当の支給については、一般職の職員の例による。ただし、期末手当の額の算定に当たつては、草津市職員の給与に関する条例（昭和40年草津市条例第27号）第21条第2項中「 <u>100分の126.25</u> 」とあるのは「 <u>100分の175</u> 」とし、同条第4項の期末手当基礎額は、給料の月額およびその給料の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額とする。	2 通勤手当および期末手当の支給については、一般職の職員の例による。ただし、期末手当の額の算定に当たつては、草津市職員の給与に関する条例（昭和40年草津市条例第27号）第21条第2項中「 <u>100分の127.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の177.5</u> 」とし、同条第4項の期末手当基礎額は、給料の月額およびその給料の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額とする。
3 《現行どおり》	3 《省略》
第4条～第5条 《現行どおり》	第4条～第5条 《省略》

(草津市常勤監査委員の給与等に関する条例の一部改正)

第9条 草津市常勤監査委員の給与等に関する条例（昭和40年草津市条例第11号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
第1条～第2条 《現行どおり》 (給与の額)	第1条～第2条 《省略》 (給与の額)
第3条 《現行どおり》	第3条 《省略》

改正後	改正前
<p>2 通勤手当および期末手当の支給については、一般職の職員の例による。ただし、期末手当の額の算定に当たつては、草津市職員の給与に関する条例（昭和40年草津市条例第27号）第21条第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の177.5</u>」とし、同条第4項の期末手当基礎額は、給料の月額およびその給料の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額とする。</p> <p>3 《現行どおり》 第4条～第5条 《現行どおり》</p>	<p>2 通勤手当および期末手当の支給については、一般職の職員の例による。ただし、期末手当の額の算定に当たつては、草津市職員の給与に関する条例（昭和40年草津市条例第27号）第21条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の172.5</u>」とし、同条第4項の期末手当基礎額は、給料の月額およびその給料の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額とする。</p> <p>3 《省略》 第4条～第5条 《省略》</p>

第10条 草津市常勤監査委員の給与等に関する条例の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>第1条～第2条 《現行どおり》 (給与の額) 第3条 《現行どおり》</p> <p>2 通勤手当および期末手当の支給については、一般職の職員の例による。ただし、期末手当の額の算定に当たつては、草津市職員の給与に関する条例（昭和40年草津市条例第27号）第21条第2項中「<u>100分の126.25</u>」とあるのは「<u>100分の175</u>」とし、同条第4項の期末手当基礎額は、給料の月額およびその給料の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額とする。</p> <p>3 《現行どおり》 第4条～第5条 《現行どおり》</p>	<p>第1条～第2条 《省略》 (給与の額) 第3条 《省略》</p> <p>2 通勤手当および期末手当の支給については、一般職の職員の例による。ただし、期末手当の額の算定に当たつては、草津市職員の給与に関する条例（昭和40年草津市条例第27号）第21条第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の177.5</u>」とし、同条第4項の期末手当基礎額は、給料の月額およびその給料の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額とする。</p> <p>3 《省略》 第4条～第5条 《省略》</p>

#### 付 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条、第6条、第8条および第10条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 次の各号に掲げる条例の規定は、公布の日において在職している職員について当該各号に定める日から適用する。
  - (1) 第1条の規定（草津市職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第20条、別表第1から別表第4までおよび別表第6の改正規定に限る。）による改正後の給与条例および第3条の規定（草津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「任期付条例」

という。) 第8条第2項の改正規定を除く。) による改正後の任期付条例 令和7年4月1日

(2) 第1条の規定 (給与条例第21条第2項および第3項ならびに第22条第2項第1号および第2号の改正規定に限る。) による改正後の給与条例、第3条の規定 (任期付条例第8条第2項の改正規定に限る。) による改正後の任期付条例、第5条の規定による改正後の草津市長および副市長の給与等に関する条例、第7条の規定による改正後の草津市教育委員会教育長の給与等に関する条例および第9条の規定による改正後の草津市常勤監査委員の給与等に関する条例 令和7年12月1日

(給与の内扱)

3 前項各号に掲げる条例の規定を適用する場合には、次の各号に掲げる条例の規定に基づいて支給された給与は、同項各号に掲げる条例の規定による給与の内扱とみなす。

- (1) 第1条の規定による改正前の給与条例
- (2) 第3条の規定による改正前の任期付条例
- (3) 第5条の規定による改正前の草津市長および副市長の給与等に関する条例
- (4) 第7条の規定による改正前の草津市教育委員会教育長の給与等に関する条例
- (5) 第9条の規定による改正前の草津市常勤監査委員の給与等に関する条例

## 改正後

別添1－1

別表第1（第3条第1号関係）

## 一般行政職給料表

(単位 円)

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
号給	給料月額						
1	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800	420,700
2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500	422,600
3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100	424,500
4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700	426,300
5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300	428,100
6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100	429,900
7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600	431,700
8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200	433,500
9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500	435,100
10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100	436,600
11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700	438,100
12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200	439,600
13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100	441,100
14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000	442,400
15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900	443,700
16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700	444,900
17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200	446,100
18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000	447,400
19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700	448,700
20	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300	449,900
21	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	400,000	451,100
22	227,200	268,000	299,100	340,400	366,300	401,400	451,900
23	228,800	269,000	300,300	342,100	367,800	402,800	452,700
24	230,400	270,000	301,600	343,700	369,300	404,200	453,500
25	232,000	271,000	302,900	344,900	371,000	405,600	454,100
26	233,700	271,900	303,900	346,800	372,800	406,800	454,700
27	235,000	272,700	304,900	348,500	374,400	408,000	455,300
28	236,300	273,600	305,900	350,100	376,100	409,000	455,900
29	237,600	274,400	307,000	351,600	377,500	410,100	456,600
30	238,700	275,200	308,200	353,200	378,800	411,300	457,400
31	239,800	276,000	309,300	354,800	380,000	412,400	457,800
32	240,900	276,700	310,500	356,400	381,400	413,500	458,500
33	242,000	277,400	311,600	358,100	382,500	414,200	459,000
34	242,900	278,200	312,900	359,900	383,400	414,900	459,400
35	243,800	279,000	314,200	361,700	384,400	415,500	459,800
36	244,800	279,600	315,500	363,500	385,400	416,200	460,200
37	245,800	280,300	316,700	365,000	386,200	416,800	460,600
38	246,700	281,100	318,000	366,400	387,100	417,400	460,900
39	247,600	281,800	319,300	367,800	388,000	417,900	461,200
40	248,400	282,500	320,600	369,200	388,800	418,300	461,500
41	249,200	283,200	321,900	370,700	389,600	418,700	461,800

## 改正前

別添1-2

別表第1 (第3条第1号関係)

## 一般行政職給料表

(単位 円)

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
号給	給料月額						
1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300
2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200
3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100
4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900
5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700
6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500
7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300
8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100
9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700
10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200
11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700
12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200
13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700
14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000
15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300
16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500
17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700
18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500	435,000
19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200	436,300
20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800	437,500
21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500	438,700
22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900	439,500
23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300	440,300
24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700	441,100
25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100	441,700
26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300	442,300
27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500	442,900
28	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500	443,500
29	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600	444,200
30	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800	445,000
31	227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900	445,400
32	228,900	266,300	300,100	345,700	370,400	402,000	446,100
33	230,000	267,000	301,300	347,400	371,500	402,700	446,600
34	231,100	267,800	302,600	349,200	372,400	403,400	447,000
35	232,200	268,600	303,900	351,000	373,400	404,100	447,400
36	233,300	269,300	305,200	352,800	374,500	404,800	447,800
37	234,400	270,000	306,500	354,300	375,300	405,400	448,200
38	235,400	270,800	307,800	355,700	376,200	406,000	448,600
39	236,400	271,600	309,100	357,100	377,100	406,500	449,000
40	237,300	272,300	310,400	358,500	377,900	406,900	449,300
41	238,200	273,000	311,700	360,000	378,700	407,300	449,600

改正後

42	249, 900	283, 900	323, 100	371, 500	390, 400	418, 900	462, 100
43	250, 500	284, 600	324, 400	372, 400	391, 200	419, 200	462, 400
44	251, 100	285, 300	325, 500	373, 400	391, 900	419, 500	462, 700
45	251, 800	286, 000	326, 400	374, 300	392, 600	419, 800	463, 000
46	252, 400	286, 600	327, 700	375, 400	393, 300	420, 100	
47	253, 000	287, 300	329, 000	376, 300	394, 000	420, 400	
48	253, 600	287, 900	330, 300	377, 300	394, 700	420, 700	
49	254, 100	288, 600	331, 400	378, 200	395, 200	420, 900	
50	254, 700	289, 200	332, 700	378, 900	395, 800	421, 200	
51	255, 300	289, 900	333, 900	379, 600	396, 400	421, 400	
52	255, 800	290, 600	335, 100	380, 200	397, 100	421, 700	
53	256, 200	291, 100	336, 400	380, 600	397, 500	421, 900	
54	256, 600	291, 700	337, 400	381, 200	398, 100	422, 200	
55	256, 900	292, 300	338, 500	381, 800	398, 700	422, 500	
56	257, 200	293, 000	339, 600	382, 500	399, 200	422, 800	
57	257, 500	293, 600	340, 300	382, 800	399, 600	423, 000	
58	257, 800	294, 200	341, 200	383, 500	400, 200	423, 300	
59	258, 100	294, 800	341, 900	384, 200	400, 800	423, 600	
60	258, 400	295, 500	342, 700	384, 800	401, 300	423, 800	
61	258, 700	296, 100	343, 500	385, 100	401, 700	424, 000	
62	259, 000	296, 700	343, 900	385, 600	402, 200	424, 300	
63	259, 300	297, 200	344, 400	386, 200	402, 700	424, 600	
64	259, 600	297, 700	345, 100	386, 800	403, 300	424, 800	
65	259, 900	298, 200	345, 900	387, 100	403, 600	425, 000	
66	260, 200	298, 800	346, 600	387, 700	404, 000	425, 300	
67	260, 500	299, 300	347, 300	388, 400	404, 300	425, 600	
68	260, 800	299, 900	347, 900	389, 000	404, 700	425, 800	
69	261, 100	300, 300	348, 400	389, 400	405, 000	426, 000	
70	261, 400	300, 800	349, 000	389, 900	405, 300	426, 300	
71	261, 700	301, 300	349, 500	390, 500	405, 600	426, 600	
72	262, 000	301, 900	350, 100	391, 000	405, 800	426, 800	
73	262, 300	302, 400	350, 400	391, 500	406, 000	427, 000	
74	262, 600	302, 800	350, 900	392, 100	406, 300		
75	262, 900	303, 100	351, 200	392, 500	406, 600		
76	263, 200	303, 400	351, 600	392, 800	406, 800		
77	263, 500	303, 600	352, 000	393, 200	407, 000		
78	263, 800	303, 900	352, 500	393, 700	407, 300		
79	264, 100	304, 100	353, 000	394, 100	407, 600		
80	264, 400	304, 400	353, 500	394, 500	407, 800		
81	264, 700	304, 600	353, 800	394, 900	408, 000		
82	265, 000	304, 800	354, 200	395, 400	408, 300		
83	265, 300	305, 100	354, 600	395, 800	408, 600		
84	265, 600	305, 300	355, 000	396, 200	408, 800		
85	265, 900	305, 600	355, 300	396, 500	409, 000		
86	266, 200	305, 800	355, 700				
87	266, 500	306, 100	356, 100				
88	266, 800	306, 400	356, 500				
89	267, 100	306, 700	356, 700				

改正前

42	<u>239, 100</u>	<u>273, 800</u>	<u>313, 000</u>	<u>360, 800</u>	<u>379, 500</u>	<u>407, 500</u>	<u>450, 000</u>
43	<u>239, 900</u>	<u>274, 600</u>	<u>314, 300</u>	<u>361, 800</u>	<u>380, 300</u>	<u>407, 800</u>	<u>450, 300</u>
44	<u>240, 700</u>	<u>275, 300</u>	<u>315, 400</u>	<u>362, 800</u>	<u>381, 000</u>	<u>408, 100</u>	<u>450, 600</u>
45	<u>241, 400</u>	<u>276, 000</u>	<u>316, 300</u>	<u>363, 700</u>	<u>381, 700</u>	<u>408, 400</u>	<u>450, 900</u>
46	<u>242, 000</u>	<u>276, 700</u>	<u>317, 600</u>	<u>364, 800</u>	<u>382, 400</u>	<u>408, 700</u>	
47	<u>242, 600</u>	<u>277, 400</u>	<u>318, 900</u>	<u>365, 700</u>	<u>383, 100</u>	<u>409, 000</u>	
48	<u>243, 200</u>	<u>278, 100</u>	<u>320, 200</u>	<u>366, 700</u>	<u>383, 800</u>	<u>409, 300</u>	
49	<u>243, 800</u>	<u>278, 800</u>	<u>321, 400</u>	<u>367, 600</u>	<u>384, 300</u>	<u>409, 500</u>	
50	<u>244, 400</u>	<u>279, 500</u>	<u>322, 700</u>	<u>368, 300</u>	<u>384, 900</u>	<u>409, 800</u>	
51	<u>245, 000</u>	<u>280, 200</u>	<u>323, 900</u>	<u>369, 000</u>	<u>385, 500</u>	<u>410, 100</u>	
52	<u>245, 500</u>	<u>280, 900</u>	<u>325, 100</u>	<u>369, 600</u>	<u>386, 200</u>	<u>410, 400</u>	
53	<u>246, 000</u>	<u>281, 500</u>	<u>326, 400</u>	<u>370, 000</u>	<u>386, 600</u>	<u>410, 600</u>	
54	<u>246, 400</u>	<u>282, 200</u>	<u>327, 500</u>	<u>370, 600</u>	<u>387, 200</u>	<u>410, 900</u>	
55	<u>246, 700</u>	<u>282, 800</u>	<u>328, 600</u>	<u>371, 300</u>	<u>387, 800</u>	<u>411, 200</u>	
56	<u>247, 000</u>	<u>283, 500</u>	<u>329, 700</u>	<u>372, 000</u>	<u>388, 300</u>	<u>411, 500</u>	
57	<u>247, 300</u>	<u>284, 100</u>	<u>330, 400</u>	<u>372, 300</u>	<u>388, 700</u>	<u>411, 700</u>	
58	<u>247, 600</u>	<u>284, 800</u>	<u>331, 300</u>	<u>373, 000</u>	<u>389, 300</u>	<u>412, 000</u>	
59	<u>247, 900</u>	<u>285, 400</u>	<u>332, 000</u>	<u>373, 700</u>	<u>389, 900</u>	<u>412, 300</u>	
60	<u>248, 200</u>	<u>286, 100</u>	<u>332, 800</u>	<u>374, 300</u>	<u>390, 400</u>	<u>412, 500</u>	
61	<u>248, 500</u>	<u>286, 700</u>	<u>333, 600</u>	<u>374, 600</u>	<u>390, 800</u>	<u>412, 700</u>	
62	<u>248, 800</u>	<u>287, 400</u>	<u>334, 000</u>	<u>375, 100</u>	<u>391, 300</u>	<u>413, 000</u>	
63	<u>249, 100</u>	<u>288, 000</u>	<u>334, 600</u>	<u>375, 700</u>	<u>391, 800</u>	<u>413, 300</u>	
64	<u>249, 400</u>	<u>288, 500</u>	<u>335, 300</u>	<u>376, 300</u>	<u>392, 400</u>	<u>413, 500</u>	
65	<u>249, 700</u>	<u>289, 000</u>	<u>336, 100</u>	<u>376, 600</u>	<u>392, 700</u>	<u>413, 700</u>	
66	<u>250, 000</u>	<u>289, 600</u>	<u>336, 800</u>	<u>377, 200</u>	<u>393, 100</u>	<u>414, 000</u>	
67	<u>250, 300</u>	<u>290, 100</u>	<u>337, 500</u>	<u>377, 900</u>	<u>393, 500</u>	<u>414, 300</u>	
68	<u>250, 600</u>	<u>290, 700</u>	<u>338, 100</u>	<u>378, 500</u>	<u>393, 900</u>	<u>414, 500</u>	
69	<u>250, 900</u>	<u>291, 200</u>	<u>338, 600</u>	<u>378, 900</u>	<u>394, 200</u>	<u>414, 700</u>	
70	<u>251, 200</u>	<u>291, 700</u>	<u>339, 200</u>	<u>379, 400</u>	<u>394, 500</u>	<u>415, 000</u>	
71	<u>251, 500</u>	<u>292, 300</u>	<u>339, 700</u>	<u>380, 000</u>	<u>394, 800</u>	<u>415, 300</u>	
72	<u>251, 800</u>	<u>292, 900</u>	<u>340, 300</u>	<u>380, 500</u>	<u>395, 000</u>	<u>415, 500</u>	
73	<u>252, 100</u>	<u>293, 400</u>	<u>340, 600</u>	<u>381, 000</u>	<u>395, 200</u>	<u>415, 700</u>	
74	<u>252, 400</u>	<u>293, 900</u>	<u>341, 100</u>	<u>381, 600</u>	<u>395, 500</u>		
75	<u>252, 700</u>	<u>294, 300</u>	<u>341, 500</u>	<u>382, 100</u>	<u>395, 800</u>		
76	<u>253, 000</u>	<u>294, 600</u>	<u>341, 900</u>	<u>382, 400</u>	<u>396, 000</u>		
77	<u>253, 300</u>	<u>294, 800</u>	<u>342, 300</u>	<u>382, 800</u>	<u>396, 200</u>		
78	<u>253, 600</u>	<u>295, 100</u>	<u>342, 800</u>	<u>383, 300</u>	<u>396, 500</u>		
79	<u>253, 900</u>	<u>295, 300</u>	<u>343, 300</u>	<u>383, 700</u>	<u>396, 800</u>		
80	<u>254, 200</u>	<u>295, 600</u>	<u>343, 800</u>	<u>384, 100</u>	<u>397, 000</u>		
81	<u>254, 500</u>	<u>295, 800</u>	<u>344, 100</u>	<u>384, 500</u>	<u>397, 200</u>		
82	<u>254, 800</u>	<u>296, 000</u>	<u>344, 500</u>	<u>385, 000</u>	<u>397, 500</u>		
83	<u>255, 100</u>	<u>296, 300</u>	<u>344, 900</u>	<u>385, 400</u>	<u>397, 800</u>		
84	<u>255, 400</u>	<u>296, 500</u>	<u>345, 300</u>	<u>385, 800</u>	<u>398, 000</u>		
85	<u>255, 700</u>	<u>296, 800</u>	<u>345, 600</u>	<u>386, 100</u>	<u>398, 200</u>		
86	<u>256, 000</u>	<u>297, 100</u>	<u>346, 000</u>				
87	<u>256, 300</u>	<u>297, 400</u>	<u>346, 400</u>				
88	<u>256, 600</u>	<u>297, 700</u>	<u>346, 800</u>				
89	<u>256, 900</u>	<u>298, 000</u>	<u>347, 000</u>				

改正後

90	<u>267,400</u>	<u>307,000</u>	<u>357,100</u>				
91	<u>267,700</u>	<u>307,300</u>	<u>357,500</u>				
92	<u>268,000</u>	<u>307,600</u>	<u>357,900</u>				
93	<u>268,300</u>	<u>307,800</u>	<u>358,100</u>				
94		<u>308,000</u>	<u>358,400</u>				
95		<u>308,300</u>	<u>358,800</u>				
96		<u>308,700</u>	<u>359,100</u>				
97		<u>308,900</u>	<u>359,400</u>				
98		<u>309,200</u>	<u>359,800</u>				
99		<u>309,500</u>	<u>360,200</u>				
100		<u>309,900</u>	<u>360,600</u>				
101		<u>310,100</u>	<u>361,100</u>				
102		<u>310,400</u>	<u>361,500</u>				
103		<u>310,700</u>	<u>361,900</u>				
104		<u>311,000</u>	<u>362,300</u>				
105		<u>311,200</u>	<u>362,800</u>				
106		<u>311,500</u>	<u>363,200</u>				
107		<u>311,800</u>	<u>363,500</u>				
108		<u>312,100</u>	<u>363,800</u>				
109		<u>312,300</u>	<u>364,200</u>				
110		<u>312,600</u>					
111		<u>313,000</u>					
112		<u>313,300</u>					
113		<u>313,500</u>					
114		<u>313,700</u>					
115		<u>314,000</u>					
116		<u>314,400</u>					
117		<u>314,600</u>					
118		<u>314,800</u>					
119		<u>315,100</u>					
120		<u>315,400</u>					
121		<u>315,700</u>					
122		<u>315,900</u>					
123		<u>316,200</u>					
124		<u>316,500</u>					
125		<u>316,800</u>					

備考 <現行どおり>

(単位 円)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
基準給料月額	<u>200,300</u>	<u>227,800</u>	<u>269,500</u>	<u>290,100</u>	<u>305,700</u>	<u>331,900</u>	<u>374,800</u>

改正前

90	<u>257,200</u>	<u>298,300</u>	<u>347,400</u>				
91	<u>257,500</u>	<u>298,600</u>	<u>347,800</u>				
92	<u>257,800</u>	<u>299,000</u>	<u>348,200</u>				
93	<u>258,100</u>	<u>299,200</u>	<u>348,400</u>				
94		<u>299,400</u>	<u>348,800</u>				
95		<u>299,700</u>	<u>349,200</u>				
96		<u>300,100</u>	<u>349,500</u>				
97		<u>300,300</u>	<u>349,800</u>				
98		<u>300,600</u>	<u>350,200</u>				
99		<u>301,000</u>	<u>350,600</u>				
100		<u>301,400</u>	<u>351,000</u>				
101		<u>301,600</u>	<u>351,500</u>				
102		<u>301,900</u>	<u>351,900</u>				
103		<u>302,200</u>	<u>352,300</u>				
104		<u>302,500</u>	<u>352,700</u>				
105		<u>302,700</u>	<u>353,200</u>				
106		<u>303,000</u>	<u>353,600</u>				
107		<u>303,300</u>	<u>353,900</u>				
108		<u>303,600</u>	<u>354,200</u>				
109		<u>303,800</u>	<u>354,700</u>				
110		<u>304,200</u>					
111		<u>304,600</u>					
112		<u>304,900</u>					
113		<u>305,100</u>					
114		<u>305,300</u>					
115		<u>305,600</u>					
116		<u>306,000</u>					
117		<u>306,200</u>					
118		<u>306,400</u>					
119		<u>306,700</u>					
120		<u>307,000</u>					
121		<u>307,400</u>					
122		<u>307,600</u>					
123		<u>307,900</u>					
124		<u>308,200</u>					
125		<u>308,500</u>					

備考 <<省略>>

(単位 円)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
基準給料月額	<u>192,000</u>	<u>219,500</u>	<u>260,000</u>	<u>279,700</u>	<u>294,900</u>	<u>320,600</u>	<u>362,700</u>

## 改正後

別添2－1

別表第2（第3条第2号関係）

## 教 育 職 給 料 表

(単位 円)

職務の級	1級	2級	3級	4級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	212,900	234,000	361,900	448,100
2	215,300	236,400	363,400	449,400
3	217,600	238,800	364,900	450,600
4	219,900	241,300	366,300	451,900
5	222,100	243,700	367,700	453,000
6	224,400	246,100	369,000	454,100
7	226,600	248,500	370,300	455,300
8	228,800	251,000	371,700	456,500
9	231,000	253,400	373,100	457,800
10	233,200	255,000	374,400	459,000
11	235,400	256,600	375,700	460,100
12	237,600	258,200	376,900	461,200
13	239,800	259,800	378,100	462,400
14	241,900	261,200	379,400	463,200
15	244,000	262,600	380,600	464,000
16	246,100	264,000	381,800	464,900
17	248,200	265,400	382,800	465,800
18	250,000	266,600	384,000	466,200
19	251,700	267,800	385,200	466,700
20	253,400	269,000	386,300	467,200
21	255,100	270,300	387,300	467,700
22	256,400	271,400	388,500	
23	257,700	272,500	389,700	
24	258,900	273,700	390,800	
25	260,100	275,000	391,800	
26	261,200	276,700	393,000	
27	262,300	278,400	394,100	
28	263,400	280,100	395,200	
29	264,600	281,800	396,300	
30	265,700	283,800	397,500	
31	266,800	286,000	398,700	
32	267,800	288,200	399,800	
33	268,900	290,400	400,800	
34	269,900	292,600	401,900	
35	270,900	294,800	403,100	
36	272,000	296,900	404,300	
37	273,200	298,900	405,500	
38	274,100	300,800	406,800	
39	275,100	302,700	407,900	
40	276,200	304,500	409,100	
41	277,400	306,300	410,200	
42	278,500	308,200	411,500	
43	279,600	310,000	412,500	
44	280,700	311,700	413,600	

## 改正前

別添2-2

別表第2（第3条第2号関係）

## 教 育 職 給 料 表

(単位 円)

職務の級	1級	2級	3級	4級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	199,900	220,700	356,200	435,700
2	202,200	223,100	357,700	437,000
3	204,500	225,500	359,200	438,200
4	206,700	227,900	360,700	439,500
5	208,900	230,300	362,100	440,600
6	211,200	232,700	363,500	441,700
7	213,400	235,100	364,900	442,900
8	215,600	237,500	366,300	444,100
9	217,800	239,900	367,700	445,400
10	220,000	241,500	369,000	446,600
11	222,200	243,100	370,300	447,600
12	224,400	244,700	371,600	448,700
13	226,600	246,300	372,800	449,900
14	228,700	247,800	374,100	450,700
15	230,800	249,200	375,300	451,500
16	232,900	250,600	376,500	452,400
17	235,000	252,000	377,700	453,300
18	236,800	253,200	378,900	453,800
19	238,500	254,400	380,100	454,300
20	240,200	255,600	381,200	454,800
21	241,900	257,000	382,300	455,300
22	243,200	258,200	383,500	
23	244,500	259,500	384,700	
24	245,800	260,800	385,800	
25	247,000	262,100	386,900	
26	248,100	264,000	388,100	
27	249,200	265,800	389,300	
28	250,300	267,600	390,400	
29	251,500	269,300	391,500	
30	252,800	271,500	392,700	
31	254,000	273,700	393,900	
32	255,200	275,900	395,000	
33	256,300	278,100	396,100	
34	257,500	280,300	397,300	
35	258,700	282,500	398,500	
36	259,900	284,600	399,700	
37	261,100	286,600	400,900	
38	262,300	288,500	402,200	
39	263,500	290,400	403,400	
40	264,700	292,200	404,600	
41	265,900	294,000	405,800	
42	267,000	295,900	407,100	
43	268,100	297,700	408,100	
44	269,200	299,400	409,200	

改正後

45	<u>281, 600</u>	<u>313, 400</u>	<u>414, 800</u>	
46	<u>282, 400</u>	<u>315, 200</u>	<u>416, 000</u>	
47	<u>283, 200</u>	<u>316, 900</u>	<u>417, 200</u>	
48	<u>284, 000</u>	<u>318, 500</u>	<u>418, 400</u>	
49	<u>284, 600</u>	<u>320, 100</u>	<u>419, 500</u>	
50	<u>285, 400</u>	<u>321, 800</u>	<u>420, 500</u>	
51	<u>286, 100</u>	<u>323, 600</u>	<u>421, 800</u>	
52	<u>286, 800</u>	<u>325, 300</u>	<u>423, 000</u>	
53	<u>287, 600</u>	<u>326, 600</u>	<u>424, 200</u>	
54	<u>288, 400</u>	<u>328, 500</u>	<u>425, 300</u>	
55	<u>289, 000</u>	<u>330, 300</u>	<u>426, 400</u>	
56	<u>289, 700</u>	<u>332, 000</u>	<u>427, 500</u>	
57	<u>290, 400</u>	<u>333, 600</u>	<u>428, 500</u>	
58	<u>291, 200</u>	<u>335, 500</u>	<u>429, 700</u>	
59	<u>292, 000</u>	<u>337, 200</u>	<u>430, 900</u>	
60	<u>292, 600</u>	<u>338, 900</u>	<u>432, 100</u>	
61	<u>293, 200</u>	<u>340, 600</u>	<u>432, 700</u>	
62	<u>293, 900</u>	<u>342, 300</u>	<u>433, 500</u>	
63	<u>294, 600</u>	<u>344, 000</u>	<u>434, 200</u>	
64	<u>295, 100</u>	<u>345, 700</u>	<u>434, 700</u>	
65	<u>295, 800</u>	<u>347, 400</u>	<u>435, 000</u>	
66	<u>296, 500</u>	<u>348, 700</u>	<u>435, 300</u>	
67	<u>297, 100</u>	<u>350, 000</u>	<u>435, 700</u>	
68	<u>297, 700</u>	<u>351, 300</u>	<u>436, 100</u>	
69	<u>298, 400</u>	<u>352, 800</u>	<u>436, 400</u>	
70	<u>299, 100</u>	<u>354, 300</u>	<u>436, 800</u>	
71	<u>299, 700</u>	<u>355, 800</u>	<u>437, 100</u>	
72	<u>300, 400</u>	<u>357, 300</u>	<u>437, 400</u>	
73	<u>300, 900</u>	<u>358, 600</u>	<u>437, 700</u>	
74	<u>301, 500</u>	<u>360, 100</u>	<u>438, 000</u>	
75	<u>302, 200</u>	<u>361, 600</u>	<u>438, 300</u>	
76	<u>302, 700</u>	<u>363, 000</u>	<u>438, 600</u>	
77	<u>303, 300</u>	<u>364, 400</u>	<u>438, 800</u>	
78	<u>303, 900</u>	<u>365, 900</u>	<u>439, 100</u>	
79	<u>304, 500</u>	<u>367, 400</u>	<u>439, 400</u>	
80	<u>305, 100</u>	<u>368, 900</u>	<u>439, 600</u>	
81	<u>305, 600</u>	<u>370, 200</u>	<u>439, 800</u>	
82	<u>306, 100</u>	<u>371, 500</u>		
83	<u>306, 700</u>	<u>372, 800</u>		
84	<u>307, 300</u>	<u>374, 000</u>		
85	<u>307, 700</u>	<u>375, 200</u>		
86	<u>308, 100</u>	<u>376, 400</u>		
87	<u>308, 600</u>	<u>377, 500</u>		
88	<u>309, 100</u>	<u>378, 600</u>		
89	<u>309, 500</u>	<u>379, 600</u>		
90	<u>310, 000</u>	<u>380, 700</u>		
91	<u>310, 400</u>	<u>381, 800</u>		
92	<u>310, 900</u>	<u>382, 900</u>		
93	<u>311, 200</u>	<u>384, 000</u>		
94	<u>311, 700</u>	<u>385, 100</u>		
95	<u>312, 200</u>	<u>386, 100</u>		
96	<u>312, 600</u>	<u>387, 200</u>		

改正前

45	<u>270, 200</u>	<u>301, 100</u>	<u>410, 400</u>	
46	<u>271, 000</u>	<u>302, 900</u>	<u>411, 600</u>	
47	<u>271, 800</u>	<u>304, 600</u>	<u>412, 800</u>	
48	<u>272, 600</u>	<u>306, 200</u>	<u>414, 000</u>	
49	<u>273, 300</u>	<u>307, 800</u>	<u>415, 100</u>	
50	<u>274, 100</u>	<u>309, 500</u>	<u>416, 100</u>	
51	<u>274, 800</u>	<u>311, 300</u>	<u>417, 400</u>	
52	<u>275, 500</u>	<u>313, 000</u>	<u>418, 600</u>	
53	<u>276, 300</u>	<u>314, 300</u>	<u>419, 800</u>	
54	<u>277, 100</u>	<u>316, 200</u>	<u>420, 900</u>	
55	<u>277, 900</u>	<u>318, 000</u>	<u>422, 000</u>	
56	<u>278, 600</u>	<u>319, 700</u>	<u>423, 100</u>	
57	<u>279, 300</u>	<u>321, 400</u>	<u>424, 100</u>	
58	<u>280, 100</u>	<u>323, 300</u>	<u>425, 300</u>	
59	<u>280, 900</u>	<u>325, 000</u>	<u>426, 500</u>	
60	<u>281, 600</u>	<u>326, 700</u>	<u>427, 700</u>	
61	<u>282, 200</u>	<u>328, 400</u>	<u>428, 300</u>	
62	<u>282, 900</u>	<u>330, 200</u>	<u>429, 100</u>	
63	<u>283, 600</u>	<u>332, 000</u>	<u>429, 800</u>	
64	<u>284, 200</u>	<u>333, 700</u>	<u>430, 300</u>	
65	<u>284, 900</u>	<u>335, 400</u>	<u>430, 600</u>	
66	<u>285, 600</u>	<u>336, 700</u>	<u>430, 900</u>	
67	<u>286, 300</u>	<u>338, 000</u>	<u>431, 300</u>	
68	<u>287, 000</u>	<u>339, 300</u>	<u>431, 700</u>	
69	<u>287, 700</u>	<u>340, 800</u>	<u>432, 000</u>	
70	<u>288, 500</u>	<u>342, 300</u>	<u>432, 400</u>	
71	<u>289, 200</u>	<u>343, 800</u>	<u>432, 700</u>	
72	<u>289, 900</u>	<u>345, 300</u>	<u>433, 000</u>	
73	<u>290, 400</u>	<u>346, 700</u>	<u>433, 300</u>	
74	<u>291, 100</u>	<u>348, 200</u>	<u>433, 700</u>	
75	<u>291, 800</u>	<u>349, 700</u>	<u>434, 000</u>	
76	<u>292, 400</u>	<u>351, 200</u>	<u>434, 300</u>	
77	<u>293, 000</u>	<u>352, 600</u>	<u>434, 600</u>	
78	<u>293, 700</u>	<u>354, 100</u>	<u>434, 900</u>	
79	<u>294, 300</u>	<u>355, 600</u>	<u>435, 200</u>	
80	<u>294, 900</u>	<u>357, 100</u>	<u>435, 400</u>	
81	<u>295, 500</u>	<u>358, 500</u>	<u>435, 600</u>	
82	<u>296, 100</u>	<u>359, 800</u>		
83	<u>296, 700</u>	<u>361, 100</u>		
84	<u>297, 300</u>	<u>362, 300</u>		
85	<u>297, 800</u>	<u>363, 500</u>		
86	<u>298, 300</u>	<u>364, 700</u>		
87	<u>298, 800</u>	<u>365, 900</u>		
88	<u>299, 300</u>	<u>367, 000</u>		
89	<u>299, 700</u>	<u>368, 100</u>		
90	<u>300, 300</u>	<u>369, 200</u>		
91	<u>300, 800</u>	<u>370, 300</u>		
92	<u>301, 300</u>	<u>371, 400</u>		
93	<u>301, 600</u>	<u>372, 500</u>		
94	<u>302, 100</u>	<u>373, 700</u>		
95	<u>302, 600</u>	<u>374, 800</u>		
96	<u>303, 000</u>	<u>375, 900</u>		

改正後

97	<u>312, 900</u>	<u>388, 200</u>		
98	<u>313, 300</u>	<u>389, 200</u>		
99	<u>313, 700</u>	<u>390, 100</u>		
100	<u>314, 100</u>	<u>391, 000</u>		
101	<u>314, 500</u>	<u>391, 800</u>		
102	<u>314, 800</u>	<u>392, 800</u>		
103	<u>315, 100</u>	<u>393, 600</u>		
104	<u>315, 400</u>	<u>394, 500</u>		
105	<u>315, 600</u>	<u>395, 300</u>		
106	<u>315, 900</u>	<u>396, 200</u>		
107	<u>316, 200</u>	<u>397, 100</u>		
108	<u>316, 400</u>	<u>398, 000</u>		
109	<u>316, 600</u>	<u>398, 800</u>		
110	<u>316, 800</u>	<u>399, 800</u>		
111	<u>317, 100</u>	<u>400, 700</u>		
112	<u>317, 400</u>	<u>401, 600</u>		
113	<u>317, 600</u>	<u>402, 200</u>		
114	<u>317, 800</u>	<u>403, 100</u>		
115	<u>318, 000</u>	<u>404, 000</u>		
116	<u>318, 300</u>	<u>404, 900</u>		
117	<u>318, 600</u>	<u>405, 700</u>		
118	<u>318, 800</u>	<u>406, 400</u>		
119	<u>319, 100</u>	<u>407, 200</u>		
120	<u>319, 400</u>	<u>408, 000</u>		
121	<u>319, 600</u>	<u>408, 600</u>		
122	<u>319, 800</u>	<u>409, 300</u>		
123	<u>320, 000</u>	<u>410, 000</u>		
124	<u>320, 300</u>	<u>410, 600</u>		
125	<u>320, 600</u>	<u>411, 200</u>		
126		<u>411, 900</u>		
127		<u>412, 400</u>		
128		<u>413, 000</u>		
129		<u>413, 600</u>		
130		<u>414, 200</u>		
131		<u>414, 700</u>		
132		<u>415, 200</u>		
133		<u>415, 500</u>		
134		<u>415, 800</u>		
135		<u>416, 000</u>		
136		<u>416, 300</u>		
137		<u>416, 600</u>		
138		<u>416, 900</u>		
139		<u>417, 200</u>		
140		<u>417, 500</u>		
141		<u>417, 800</u>		
142		<u>418, 100</u>		
143		<u>418, 400</u>		
144		<u>418, 700</u>		
145		<u>418, 900</u>		
146		<u>419, 200</u>		
147		<u>419, 500</u>		
148		<u>419, 700</u>		

改正前

97	<u>303, 400</u>	<u>376, 900</u>		
98	<u>303, 900</u>	<u>377, 900</u>		
99	<u>304, 400</u>	<u>378, 800</u>		
100	<u>304, 800</u>	<u>379, 700</u>		
101	<u>305, 200</u>	<u>380, 500</u>		
102	<u>305, 600</u>	<u>381, 500</u>		
103	<u>306, 000</u>	<u>382, 400</u>		
104	<u>306, 300</u>	<u>383, 300</u>		
105	<u>306, 500</u>	<u>384, 100</u>		
106	<u>306, 800</u>	<u>385, 000</u>		
107	<u>307, 100</u>	<u>385, 900</u>		
108	<u>307, 300</u>	<u>386, 800</u>		
109	<u>307, 500</u>	<u>387, 600</u>		
110	<u>307, 700</u>	<u>388, 600</u>		
111	<u>308, 000</u>	<u>389, 500</u>		
112	<u>308, 300</u>	<u>390, 400</u>		
113	<u>308, 500</u>	<u>391, 000</u>		
114	<u>308, 700</u>	<u>391, 900</u>		
115	<u>308, 900</u>	<u>392, 800</u>		
116	<u>309, 200</u>	<u>393, 700</u>		
117	<u>309, 500</u>	<u>394, 500</u>		
118	<u>309, 700</u>	<u>395, 200</u>		
119	<u>310, 000</u>	<u>396, 000</u>		
120	<u>310, 300</u>	<u>396, 800</u>		
121	<u>310, 500</u>	<u>397, 400</u>		
122	<u>310, 700</u>	<u>398, 100</u>		
123	<u>310, 900</u>	<u>398, 800</u>		
124	<u>311, 200</u>	<u>399, 400</u>		
125	<u>311, 500</u>	<u>400, 000</u>		
126		<u>400, 700</u>		
127		<u>401, 200</u>		
128		<u>401, 800</u>		
129		<u>402, 400</u>		
130		<u>403, 000</u>		
131		<u>403, 500</u>		
132		<u>404, 000</u>		
133		<u>404, 300</u>		
134		<u>404, 600</u>		
135		<u>404, 900</u>		
136		<u>405, 200</u>		
137		<u>405, 500</u>		
138		<u>405, 800</u>		
139		<u>406, 100</u>		
140		<u>406, 400</u>		
141		<u>406, 700</u>		
142		<u>407, 000</u>		
143		<u>407, 300</u>		
144		<u>407, 600</u>		
145		<u>407, 800</u>		
146		<u>408, 100</u>		
147		<u>408, 400</u>		
148		<u>408, 600</u>		

改正後

149		<u>419,900</u>		
150		<u>420,200</u>		
151		<u>420,500</u>		
152		<u>420,700</u>		
153		<u>420,900</u>		
154		<u>421,200</u>		
155		<u>421,500</u>		
156		<u>421,700</u>		
157		<u>421,900</u>		

備考 <<現行どおり>>

(単位 円)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
基準給料月額	<u>238,400</u>	<u>285,800</u>	<u>341,600</u>	<u>425,600</u>

改正前

149		<u>408,800</u>		
150		<u>409,100</u>		
151		<u>409,400</u>		
152		<u>409,600</u>		
153		<u>409,800</u>		
154		<u>410,100</u>		
155		<u>410,400</u>		
156		<u>410,600</u>		
157		<u>410,800</u>		

備考 『省略』

(単位 円)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
基準給料月額	<u>229,700</u>	<u>276,000</u>	<u>337,500</u>	<u>411,900</u>

## 改正後

別添3-1

別表第3（第3条第3号関係）

## 医療職給料表

ア 医療職給料表(1)

(単位 円)

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
号 級	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
1	201,000	239,800	274,400	293,300	326,300	372,300
2	203,100	241,100	275,200	294,100	327,700	374,000
3	205,200	242,400	275,900	294,800	329,100	375,600
4	207,300	243,700	276,700	295,500	330,500	377,200
5	209,300	244,900	277,500	296,200	331,900	378,700
6	211,300	246,000	278,300	296,900	333,500	380,300
7	213,300	247,000	279,100	297,600	335,000	381,900
8	215,100	247,900	279,800	298,300	336,500	383,500
9	216,900	249,000	280,500	299,100	337,900	385,100
10	218,800	250,100	281,300	299,800	339,500	387,100
11	220,700	251,200	282,100	300,600	341,000	389,100
12	222,800	252,400	282,900	301,200	342,500	391,100
13	224,500	253,600	283,700	301,800	343,900	392,500
14	226,500	254,800	284,500	302,900	345,500	394,200
15	228,700	256,000	285,200	304,000	347,000	395,900
16	230,800	257,100	286,000	305,200	348,500	397,600
17	232,900	258,100	286,800	306,300	350,000	399,300
18	234,000	259,100	287,600	307,500	351,600	400,800
19	235,000	260,200	288,400	308,600	353,200	402,300
20	236,100	261,200	289,100	309,800	354,700	403,800
21	237,200	262,300	289,900	311,000	356,000	405,100
22	238,000	263,200	290,800	312,200	357,500	406,400
23	238,900	264,000	291,700	313,400	359,000	407,700
24	239,700	264,800	292,400	314,500	360,500	408,800
25	240,600	265,600	293,100	315,700	361,900	409,900
26	241,500	266,400	294,000	316,900	363,400	411,000
27	242,400	267,200	294,900	318,000	364,900	412,100
28	243,300	268,000	295,600	319,200	366,300	413,200
29	244,100	268,700	296,400	320,400	367,700	414,000
30	244,900	269,500	297,400	321,600	369,300	414,800
31	245,600	270,300	298,300	322,800	370,700	415,500
32	246,400	271,100	299,300	324,000	372,200	416,300
33	247,100	271,900	300,300	325,100	373,400	416,700
34	247,700	272,700	301,400	326,200	374,500	417,300
35	248,400	273,300	302,400	327,400	375,700	417,800

## 改正前

別添3-2

別表第3（第3条第3号関係）

## 医療職給料表

(単位 円)

## ア 医療職給料表(1)

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
号 級	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
1	188,600	227,400	263,000	281,800	315,000	360,700
2	190,700	228,700	263,800	282,600	316,400	362,400
3	192,800	230,000	264,600	283,400	317,800	364,000
4	194,900	231,300	265,400	284,100	319,200	365,600
5	196,900	232,500	266,200	284,800	320,600	367,200
6	198,900	233,600	267,000	285,500	322,200	368,800
7	200,900	234,600	267,800	286,200	323,700	370,400
8	202,700	235,600	268,600	287,000	325,200	372,000
9	204,500	236,700	269,400	287,800	326,700	373,600
10	206,400	237,900	270,200	288,600	328,300	375,600
11	208,300	239,200	271,000	289,400	329,800	377,600
12	210,400	240,500	271,800	290,100	331,300	379,600
13	212,100	241,800	272,600	290,800	332,800	381,000
14	214,100	243,100	273,400	291,900	334,400	382,700
15	216,300	244,400	274,200	293,000	335,900	384,400
16	218,400	245,600	275,000	294,200	337,400	386,100
17	220,500	246,800	275,800	295,400	338,900	387,800
18	221,600	248,000	276,600	296,600	340,500	389,300
19	222,700	249,200	277,400	297,800	342,100	390,800
20	223,800	250,400	278,200	299,000	343,600	392,300
21	224,900	251,500	279,000	300,200	344,900	393,600
22	225,800	252,400	279,900	301,400	346,400	394,900
23	226,700	253,200	280,800	302,600	347,900	396,200
24	227,600	254,000	281,600	303,800	349,400	397,300
25	228,500	254,800	282,400	305,000	350,900	398,400
26	229,400	255,600	283,300	306,200	352,400	399,500
27	230,300	256,400	284,200	307,300	353,900	400,600
28	231,200	257,200	285,000	308,500	355,300	401,700
29	232,100	258,000	285,800	309,800	356,700	402,500
30	233,000	258,800	286,900	311,000	358,300	403,300
31	233,900	259,600	287,900	312,200	359,800	404,100
32	234,800	260,400	288,900	313,400	361,300	404,900
33	235,600	261,200	289,900	314,600	362,500	405,300
34	236,400	262,000	291,000	315,700	363,600	405,900
35	237,200	262,700	292,000	316,900	364,800	406,400

改正後

36	<u>249, 100</u>	274, 100	<u>303, 300</u>	<u>328, 600</u>	376, 800	<u>418, 200</u>
37	<u>249, 800</u>	275, 000	<u>304, 300</u>	<u>329, 800</u>	377, 800	<u>418, 600</u>
38	<u>250, 400</u>	275, 800	<u>305, 300</u>	<u>331, 000</u>	378, 600	<u>418, 800</u>
39	<u>251, 000</u>	276, 600	<u>306, 300</u>	<u>332, 300</u>	379, 500	<u>419, 100</u>
40	<u>251, 600</u>	277, 300	<u>307, 300</u>	<u>333, 500</u>	380, 600	<u>419, 400</u>
41	<u>252, 200</u>	278, 000	<u>308, 200</u>	<u>334, 400</u>	381, 600	<u>419, 700</u>
42	<u>252, 800</u>	278, 800	<u>309, 400</u>	<u>335, 600</u>	382, 600	<u>420, 000</u>
43	<u>253, 400</u>	279, 600	<u>310, 500</u>	<u>336, 800</u>	383, 600	<u>420, 300</u>
44	<u>253, 900</u>	280, 300	<u>311, 600</u>	<u>338, 000</u>	384, 500	<u>420, 600</u>
45	<u>254, 300</u>	281, 000	<u>312, 600</u>	<u>338, 900</u>	385, 300	<u>420, 800</u>
46	<u>254, 900</u>	281, 800	<u>313, 700</u>	<u>339, 900</u>	386, 100	<u>421, 100</u>
47	<u>255, 300</u>	282, 600	<u>314, 800</u>	<u>340, 900</u>	387, 000	<u>421, 400</u>
48	<u>255, 700</u>	283, 300	<u>315, 800</u>	<u>341, 800</u>	387, 800	<u>421, 700</u>
49	<u>256, 100</u>	284, 000	<u>316, 900</u>	<u>342, 700</u>	388, 300	<u>421, 900</u>
50	<u>256, 600</u>	284, 700	<u>317, 900</u>	<u>343, 600</u>	389, 100	<u>422, 100</u>
51	<u>257, 100</u>	285, 300	<u>319, 000</u>	<u>344, 600</u>	389, 900	<u>422, 400</u>
52	<u>257, 600</u>	286, 000	<u>320, 100</u>	<u>345, 500</u>	390, 700	<u>422, 700</u>
53	<u>257, 900</u>	286, 700	<u>321, 100</u>	<u>346, 000</u>	391, 100	<u>422, 900</u>
54	<u>258, 200</u>	287, 300	<u>322, 100</u>	<u>346, 900</u>	391, 800	
55	<u>258, 500</u>	288, 000	<u>323, 100</u>	<u>347, 600</u>	392, 500	
56	<u>258, 800</u>	288, 600	<u>324, 100</u>	<u>348, 500</u>	393, 100	
57	<u>259, 100</u>	289, 300	<u>325, 000</u>	<u>349, 200</u>	393, 500	
58	<u>259, 400</u>	290, 000	<u>326, 000</u>	<u>349, 500</u>	394, 000	
59	<u>259, 700</u>	290, 700	<u>327, 000</u>	<u>349, 900</u>	394, 600	
60	<u>260, 000</u>	291, 300	<u>327, 900</u>	<u>350, 500</u>	395, 200	
61	<u>260, 300</u>	291, 800	<u>328, 800</u>	<u>351, 100</u>	395, 600	
62	<u>260, 600</u>	292, 400	<u>329, 500</u>	<u>351, 800</u>	396, 100	
63	<u>260, 900</u>	293, 100	<u>330, 200</u>	<u>352, 500</u>	396, 600	
64	<u>261, 200</u>	293, 700	<u>330, 800</u>	<u>353, 100</u>	397, 100	
65	<u>261, 500</u>	294, 200	<u>331, 400</u>	<u>353, 800</u>	397, 700	
66	<u>261, 800</u>	294, 800	<u>332, 100</u>	<u>354, 300</u>	398, 200	
67	<u>262, 100</u>	295, 500	<u>332, 700</u>	<u>354, 900</u>	398, 800	
68	<u>262, 400</u>	296, 100	<u>333, 300</u>	<u>355, 500</u>	399, 400	
69	<u>262, 700</u>	296, 700	<u>333, 900</u>	<u>355, 800</u>	399, 900	
70	<u>263, 000</u>	297, 300	<u>334, 100</u>	<u>356, 300</u>	400, 400	
71	<u>263, 300</u>	297, 900	<u>334, 500</u>	<u>356, 700</u>	400, 800	
72	<u>263, 500</u>	298, 500	<u>335, 000</u>	<u>357, 200</u>	401, 200	
73	<u>263, 700</u>	299, 100	<u>335, 600</u>	<u>357, 700</u>	401, 500	
74	<u>264, 000</u>	299, 600	<u>336, 100</u>	<u>358, 200</u>	402, 000	
75	<u>264, 300</u>	300, 000	<u>336, 600</u>	<u>358, 700</u>	402, 400	
76	<u>264, 500</u>	300, 400	<u>337, 000</u>	<u>359, 100</u>	402, 800	
77	<u>264, 700</u>	300, 700	<u>337, 600</u>	<u>359, 400</u>	403, 200	

改正前

36	<u>238,000</u>	<u>263,500</u>	<u>293,000</u>	<u>318,100</u>	<u>365,900</u>	<u>406,800</u>
37	<u>238,800</u>	<u>264,400</u>	<u>294,000</u>	<u>319,300</u>	<u>366,900</u>	<u>407,200</u>
38	<u>239,600</u>	<u>265,200</u>	<u>295,000</u>	<u>320,600</u>	<u>367,700</u>	<u>407,400</u>
39	<u>240,400</u>	<u>266,000</u>	<u>296,000</u>	<u>321,900</u>	<u>368,700</u>	<u>407,700</u>
40	<u>241,200</u>	<u>266,800</u>	<u>297,000</u>	<u>323,100</u>	<u>369,800</u>	<u>408,000</u>
41	<u>241,800</u>	<u>267,600</u>	<u>298,000</u>	<u>324,000</u>	<u>370,800</u>	<u>408,300</u>
42	<u>242,400</u>	<u>268,400</u>	<u>299,200</u>	<u>325,200</u>	<u>371,800</u>	<u>408,600</u>
43	<u>243,000</u>	<u>269,200</u>	<u>300,300</u>	<u>326,400</u>	<u>372,800</u>	<u>408,900</u>
44	<u>243,500</u>	<u>270,000</u>	<u>301,400</u>	<u>327,600</u>	<u>373,700</u>	<u>409,200</u>
45	<u>244,000</u>	<u>270,700</u>	<u>302,500</u>	<u>328,700</u>	<u>374,500</u>	<u>409,400</u>
46	<u>244,600</u>	<u>271,500</u>	<u>303,600</u>	<u>329,700</u>	<u>375,300</u>	<u>409,700</u>
47	<u>245,100</u>	<u>272,300</u>	<u>304,700</u>	<u>330,700</u>	<u>376,200</u>	<u>410,000</u>
48	<u>245,500</u>	<u>273,100</u>	<u>305,800</u>	<u>331,600</u>	<u>377,000</u>	<u>410,300</u>
49	<u>245,900</u>	<u>273,800</u>	<u>306,900</u>	<u>332,500</u>	<u>377,500</u>	<u>410,500</u>
50	<u>246,400</u>	<u>274,600</u>	<u>308,000</u>	<u>333,500</u>	<u>378,300</u>	<u>410,800</u>
51	<u>246,900</u>	<u>275,300</u>	<u>309,100</u>	<u>334,500</u>	<u>379,100</u>	<u>411,100</u>
52	<u>247,400</u>	<u>276,000</u>	<u>310,200</u>	<u>335,400</u>	<u>379,900</u>	<u>411,400</u>
53	<u>247,700</u>	<u>276,700</u>	<u>311,200</u>	<u>335,900</u>	<u>380,300</u>	<u>411,600</u>
54	<u>248,000</u>	<u>277,400</u>	<u>312,200</u>	<u>336,800</u>	<u>381,000</u>	
55	<u>248,300</u>	<u>278,100</u>	<u>313,200</u>	<u>337,500</u>	<u>381,700</u>	
56	<u>248,600</u>	<u>278,800</u>	<u>314,200</u>	<u>338,400</u>	<u>382,300</u>	
57	<u>248,900</u>	<u>279,500</u>	<u>315,200</u>	<u>339,100</u>	<u>382,700</u>	
58	<u>249,200</u>	<u>280,200</u>	<u>316,200</u>	<u>339,400</u>	<u>383,200</u>	
59	<u>249,500</u>	<u>280,900</u>	<u>317,200</u>	<u>339,900</u>	<u>383,800</u>	
60	<u>249,800</u>	<u>281,500</u>	<u>318,100</u>	<u>340,500</u>	<u>384,400</u>	
61	<u>250,100</u>	<u>282,100</u>	<u>319,000</u>	<u>341,100</u>	<u>384,800</u>	
62	<u>250,400</u>	<u>282,800</u>	<u>319,800</u>	<u>341,800</u>	<u>385,300</u>	
63	<u>250,700</u>	<u>283,500</u>	<u>320,500</u>	<u>342,500</u>	<u>385,800</u>	
64	<u>251,000</u>	<u>284,100</u>	<u>321,200</u>	<u>343,100</u>	<u>386,300</u>	
65	<u>251,300</u>	<u>284,700</u>	<u>321,800</u>	<u>343,800</u>	<u>386,900</u>	
66	<u>251,600</u>	<u>285,400</u>	<u>322,500</u>	<u>344,300</u>	<u>387,400</u>	
67	<u>251,900</u>	<u>286,100</u>	<u>323,100</u>	<u>344,900</u>	<u>388,000</u>	
68	<u>252,200</u>	<u>286,700</u>	<u>323,700</u>	<u>345,500</u>	<u>388,600</u>	
69	<u>252,500</u>	<u>287,300</u>	<u>324,300</u>	<u>345,800</u>	<u>389,100</u>	
70	<u>252,800</u>	<u>288,000</u>	<u>324,500</u>	<u>346,400</u>	<u>389,600</u>	
71	<u>253,100</u>	<u>288,700</u>	<u>325,000</u>	<u>346,900</u>	<u>390,100</u>	
72	<u>253,300</u>	<u>289,300</u>	<u>325,500</u>	<u>347,400</u>	<u>390,600</u>	
73	<u>253,500</u>	<u>289,900</u>	<u>326,100</u>	<u>347,900</u>	<u>390,900</u>	
74	<u>253,800</u>	<u>290,400</u>	<u>326,600</u>	<u>348,400</u>	<u>391,400</u>	
75	<u>254,100</u>	<u>290,800</u>	<u>327,100</u>	<u>348,900</u>	<u>391,800</u>	
76	<u>254,300</u>	<u>291,200</u>	<u>327,500</u>	<u>349,300</u>	<u>392,200</u>	
77	<u>254,500</u>	<u>291,600</u>	<u>328,100</u>	<u>349,600</u>	<u>392,600</u>	

改正後

78	<u>265,000</u>	301,000	<u>338,100</u>	<u>359,700</u>		
79	<u>265,300</u>	301,200	<u>338,500</u>	<u>359,900</u>		
80	<u>265,500</u>	301,500	<u>339,000</u>	<u>360,200</u>		
81	<u>265,700</u>	301,800	<u>339,500</u>	<u>360,700</u>		
82	<u>266,000</u>	302,000	<u>339,800</u>	<u>361,000</u>		
83	<u>266,300</u>	302,300	<u>340,000</u>	<u>361,300</u>		
84	<u>266,500</u>	302,600	<u>340,300</u>	<u>361,600</u>		
85	<u>266,700</u>	302,800	<u>340,700</u>	<u>362,000</u>		
86		303,000	<u>341,100</u>	<u>362,300</u>		
87		303,200	<u>341,400</u>	<u>362,600</u>		
88		303,400	<u>341,700</u>	<u>362,900</u>		
89		303,800	<u>342,000</u>	<u>363,300</u>		
90		304,000	<u>342,200</u>	<u>363,600</u>		
91		304,200	<u>342,600</u>	<u>363,800</u>		
92		304,400	<u>342,900</u>	<u>364,100</u>		
93		304,800	<u>343,100</u>	<u>364,400</u>		
94		305,000	<u>343,400</u>	<u>364,800</u>		
95		305,200	<u>343,700</u>	<u>365,200</u>		
96		305,500	<u>343,900</u>	<u>365,600</u>		
97		305,800	<u>344,100</u>	<u>366,100</u>		
98		306,000	<u>344,400</u>	<u>366,500</u>		
99		306,200	<u>344,700</u>	<u>366,900</u>		
100		306,500	<u>344,900</u>	<u>367,300</u>		
101		306,800	<u>345,100</u>	<u>367,800</u>		
102		307,000	<u>345,300</u>			
103		307,200	<u>345,700</u>			
104		307,500	<u>345,900</u>			
105		307,800	<u>346,100</u>			
106			<u>346,400</u>			
107			<u>346,800</u>			
108			<u>347,200</u>			
109			<u>347,400</u>			

備考 《現行どおり》

(単位 円)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
基準給料月額	<u>201,300</u>	227,900	<u>257,300</u>	<u>271,300</u>	<u>297,800</u>	<u>340,000</u>

改正前

78	<u>254,800</u>	<u>291,900</u>	<u>328,600</u>	<u>349,900</u>		
79	<u>255,100</u>	<u>292,200</u>	<u>329,000</u>	<u>350,100</u>		
80	<u>255,300</u>	<u>292,500</u>	<u>329,500</u>	<u>350,400</u>		
81	<u>255,500</u>	<u>292,800</u>	<u>330,000</u>	<u>350,900</u>		
82	<u>255,800</u>	<u>293,100</u>	<u>330,400</u>	<u>351,200</u>		
83	<u>256,100</u>	<u>293,400</u>	<u>330,600</u>	<u>351,500</u>		
84	<u>256,300</u>	<u>293,700</u>	<u>330,900</u>	<u>351,800</u>		
85	<u>256,500</u>	<u>293,900</u>	<u>331,300</u>	<u>352,200</u>		
86		<u>294,100</u>	<u>331,700</u>	<u>352,500</u>		
87		<u>294,300</u>	<u>332,000</u>	<u>352,800</u>		
88		<u>294,500</u>	<u>332,300</u>	<u>353,100</u>		
89		<u>294,900</u>	<u>332,600</u>	<u>353,500</u>		
90		<u>295,100</u>	<u>332,800</u>	<u>353,800</u>		
91		<u>295,300</u>	<u>333,200</u>	<u>354,100</u>		
92		<u>295,500</u>	<u>333,500</u>	<u>354,400</u>		
93		<u>295,900</u>	<u>333,700</u>	<u>354,700</u>		
94		<u>296,100</u>	<u>334,000</u>	<u>355,100</u>		
95		<u>296,300</u>	<u>334,300</u>	<u>355,500</u>		
96		<u>296,600</u>	<u>334,600</u>	<u>355,900</u>		
97		<u>296,900</u>	<u>334,800</u>	<u>356,400</u>		
98		<u>297,100</u>	<u>335,100</u>	<u>356,800</u>		
99		<u>297,300</u>	<u>335,400</u>	<u>357,200</u>		
100		<u>297,600</u>	<u>335,600</u>	<u>357,600</u>		
101		<u>297,900</u>	<u>335,800</u>	<u>358,100</u>		
102		<u>298,100</u>	<u>336,000</u>			
103		<u>298,300</u>	<u>336,400</u>			
104		<u>298,600</u>	<u>336,600</u>			
105		<u>298,900</u>	<u>336,800</u>			
106			<u>337,200</u>			
107			<u>337,600</u>			
108			<u>338,000</u>			
109			<u>338,200</u>			

備考 《省略》

(単位 円)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
基準給料月額	<u>193,000</u>	<u>219,600</u>	<u>248,100</u>	<u>261,700</u>	<u>287,300</u>	<u>328,400</u>

## 改正後

イ 医療職給料表(2)

(単位 円)

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
1	<u>221,700</u>	<u>254,700</u>	<u>293,900</u>	<u>307,300</u>	<u>330,800</u>	<u>373,400</u>
2	<u>223,600</u>	<u>256,800</u>	<u>294,400</u>	<u>307,800</u>	<u>331,800</u>	<u>375,100</u>
3	<u>225,400</u>	<u>259,000</u>	<u>294,900</u>	<u>308,300</u>	<u>332,800</u>	<u>376,800</u>
4	<u>227,100</u>	<u>261,200</u>	<u>295,400</u>	<u>308,800</u>	<u>333,700</u>	<u>378,500</u>
5	<u>228,800</u>	<u>263,400</u>	<u>295,800</u>	<u>309,300</u>	<u>334,700</u>	<u>380,300</u>
6	<u>230,700</u>	<u>264,400</u>	<u>296,300</u>	<u>309,800</u>	<u>335,900</u>	<u>382,300</u>
7	<u>232,500</u>	<u>265,200</u>	<u>296,800</u>	<u>310,400</u>	<u>337,100</u>	<u>384,300</u>
8	<u>234,200</u>	<u>266,100</u>	<u>297,200</u>	<u>310,800</u>	<u>338,300</u>	<u>386,300</u>
9	<u>235,900</u>	<u>266,900</u>	<u>297,600</u>	<u>311,300</u>	<u>339,200</u>	<u>388,000</u>
10	<u>237,800</u>	<u>268,000</u>	<u>298,100</u>	<u>311,800</u>	<u>340,400</u>	<u>390,100</u>
11	<u>239,700</u>	<u>269,100</u>	<u>298,600</u>	<u>312,400</u>	<u>341,500</u>	<u>392,200</u>
12	<u>241,600</u>	<u>270,000</u>	<u>299,100</u>	<u>312,900</u>	<u>342,600</u>	<u>394,200</u>
13	<u>243,400</u>	<u>270,800</u>	<u>299,500</u>	<u>313,300</u>	<u>343,600</u>	<u>396,100</u>
14	<u>245,400</u>	<u>271,500</u>	<u>300,000</u>	<u>313,900</u>	<u>344,700</u>	<u>397,700</u>
15	<u>247,400</u>	<u>272,200</u>	<u>300,400</u>	<u>314,600</u>	<u>345,800</u>	<u>399,500</u>
16	<u>249,400</u>	<u>273,000</u>	<u>300,900</u>	<u>315,200</u>	<u>346,900</u>	<u>401,300</u>
17	<u>251,400</u>	<u>274,100</u>	<u>301,400</u>	<u>315,800</u>	<u>348,000</u>	<u>403,000</u>
18	<u>253,400</u>	<u>275,000</u>	<u>301,800</u>	<u>316,700</u>	<u>349,100</u>	<u>404,700</u>
19	<u>255,500</u>	<u>275,900</u>	<u>302,300</u>	<u>317,500</u>	<u>350,200</u>	<u>406,700</u>
20	<u>257,500</u>	<u>276,800</u>	<u>302,700</u>	<u>318,400</u>	<u>351,300</u>	<u>408,400</u>
21	<u>259,400</u>	<u>277,800</u>	<u>303,200</u>	<u>319,200</u>	<u>352,400</u>	<u>410,100</u>
22	<u>260,600</u>	<u>278,800</u>	<u>303,600</u>	<u>320,100</u>	<u>353,600</u>	<u>411,800</u>
23	<u>261,700</u>	<u>279,700</u>	<u>304,100</u>	<u>321,000</u>	<u>354,700</u>	<u>413,600</u>
24	<u>262,800</u>	<u>280,700</u>	<u>304,500</u>	<u>321,800</u>	<u>355,800</u>	<u>415,400</u>
25	<u>263,900</u>	<u>281,500</u>	<u>305,000</u>	<u>322,600</u>	<u>356,800</u>	<u>417,000</u>
26	<u>264,700</u>	<u>282,400</u>	<u>305,600</u>	<u>323,400</u>	<u>358,100</u>	<u>418,700</u>
27	<u>265,600</u>	<u>283,300</u>	<u>306,300</u>	<u>324,300</u>	<u>359,400</u>	<u>420,500</u>
28	<u>266,400</u>	<u>284,200</u>	<u>307,000</u>	<u>325,200</u>	<u>360,700</u>	<u>422,300</u>
29	<u>267,200</u>	<u>285,200</u>	<u>307,700</u>	<u>325,900</u>	<u>361,900</u>	<u>423,800</u>
30	<u>267,900</u>	<u>285,900</u>	<u>308,400</u>	<u>327,000</u>	<u>363,400</u>	<u>425,300</u>
31	<u>268,600</u>	<u>286,600</u>	<u>309,100</u>	<u>328,100</u>	<u>364,900</u>	<u>426,800</u>
32	<u>269,300</u>	<u>287,300</u>	<u>309,900</u>	<u>329,100</u>	<u>366,400</u>	<u>428,100</u>
33	<u>270,100</u>	<u>287,900</u>	<u>310,600</u>	<u>330,200</u>	<u>367,600</u>	<u>429,300</u>
34	<u>270,700</u>	<u>288,500</u>	<u>311,400</u>	<u>331,200</u>	<u>369,100</u>	<u>430,400</u>
35	<u>271,300</u>	<u>289,000</u>	<u>312,100</u>	<u>332,300</u>	<u>370,500</u>	<u>431,600</u>
36	<u>271,800</u>	<u>289,400</u>	<u>312,800</u>	<u>333,400</u>	<u>371,900</u>	<u>432,800</u>
37	<u>272,400</u>	<u>289,800</u>	<u>313,500</u>	<u>334,500</u>	<u>373,300</u>	<u>434,100</u>
38	<u>273,100</u>	<u>290,400</u>	<u>314,300</u>	<u>335,600</u>	<u>374,300</u>	<u>435,200</u>

## 改正前

イ 医療職給料表(2)

(単位 円)

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
1	<u>207,700</u>	<u>240,600</u>	<u>281,800</u>	<u>295,200</u>	<u>319,300</u>	<u>362,000</u>
2	<u>209,600</u>	<u>242,800</u>	<u>282,300</u>	<u>295,800</u>	<u>320,300</u>	<u>363,700</u>
3	<u>211,400</u>	<u>245,000</u>	<u>282,800</u>	<u>296,400</u>	<u>321,300</u>	<u>365,400</u>
4	<u>213,100</u>	<u>247,200</u>	<u>283,300</u>	<u>296,900</u>	<u>322,300</u>	<u>367,100</u>
5	<u>214,800</u>	<u>249,400</u>	<u>283,800</u>	<u>297,400</u>	<u>323,300</u>	<u>368,900</u>
6	<u>216,700</u>	<u>250,400</u>	<u>284,300</u>	<u>298,000</u>	<u>324,500</u>	<u>370,900</u>
7	<u>218,500</u>	<u>251,300</u>	<u>284,800</u>	<u>298,600</u>	<u>325,700</u>	<u>372,900</u>
8	<u>220,200</u>	<u>252,200</u>	<u>285,300</u>	<u>299,100</u>	<u>326,900</u>	<u>374,900</u>
9	<u>221,900</u>	<u>253,100</u>	<u>285,800</u>	<u>299,600</u>	<u>328,000</u>	<u>376,600</u>
10	<u>223,900</u>	<u>254,300</u>	<u>286,300</u>	<u>300,200</u>	<u>329,200</u>	<u>378,700</u>
11	<u>225,800</u>	<u>255,400</u>	<u>286,800</u>	<u>300,800</u>	<u>330,300</u>	<u>380,800</u>
12	<u>227,700</u>	<u>256,300</u>	<u>287,300</u>	<u>301,300</u>	<u>331,400</u>	<u>382,800</u>
13	<u>229,600</u>	<u>257,100</u>	<u>287,800</u>	<u>301,800</u>	<u>332,500</u>	<u>384,700</u>
14	<u>231,600</u>	<u>257,800</u>	<u>288,300</u>	<u>302,500</u>	<u>333,700</u>	<u>386,300</u>
15	<u>233,600</u>	<u>258,500</u>	<u>288,800</u>	<u>303,200</u>	<u>334,800</u>	<u>388,100</u>
16	<u>235,600</u>	<u>259,400</u>	<u>289,300</u>	<u>303,900</u>	<u>335,900</u>	<u>389,900</u>
17	<u>237,600</u>	<u>260,500</u>	<u>289,800</u>	<u>304,600</u>	<u>337,000</u>	<u>391,600</u>
18	<u>239,600</u>	<u>261,600</u>	<u>290,300</u>	<u>305,500</u>	<u>338,200</u>	<u>393,300</u>
19	<u>241,700</u>	<u>262,700</u>	<u>290,800</u>	<u>306,400</u>	<u>339,300</u>	<u>395,200</u>
20	<u>243,700</u>	<u>263,800</u>	<u>291,300</u>	<u>307,300</u>	<u>340,400</u>	<u>396,900</u>
21	<u>245,600</u>	<u>264,900</u>	<u>291,800</u>	<u>308,100</u>	<u>341,500</u>	<u>398,600</u>
22	<u>246,800</u>	<u>266,000</u>	<u>292,300</u>	<u>309,000</u>	<u>342,700</u>	<u>400,300</u>
23	<u>248,000</u>	<u>267,100</u>	<u>292,800</u>	<u>309,900</u>	<u>343,800</u>	<u>402,100</u>
24	<u>249,100</u>	<u>268,200</u>	<u>293,300</u>	<u>310,800</u>	<u>344,900</u>	<u>403,800</u>
25	<u>250,200</u>	<u>269,200</u>	<u>293,800</u>	<u>311,600</u>	<u>346,000</u>	<u>405,400</u>
26	<u>251,100</u>	<u>270,300</u>	<u>294,400</u>	<u>312,500</u>	<u>347,300</u>	<u>407,100</u>
27	<u>252,000</u>	<u>271,400</u>	<u>295,200</u>	<u>313,400</u>	<u>348,600</u>	<u>408,900</u>
28	<u>252,900</u>	<u>272,400</u>	<u>296,000</u>	<u>314,300</u>	<u>349,900</u>	<u>410,700</u>
29	<u>253,700</u>	<u>273,400</u>	<u>296,700</u>	<u>315,100</u>	<u>351,100</u>	<u>412,200</u>
30	<u>254,500</u>	<u>274,100</u>	<u>297,500</u>	<u>316,200</u>	<u>352,600</u>	<u>413,700</u>
31	<u>255,200</u>	<u>274,800</u>	<u>298,300</u>	<u>317,300</u>	<u>354,100</u>	<u>415,200</u>
32	<u>255,900</u>	<u>275,500</u>	<u>299,100</u>	<u>318,400</u>	<u>355,600</u>	<u>416,500</u>
33	<u>256,700</u>	<u>276,200</u>	<u>299,800</u>	<u>319,500</u>	<u>356,800</u>	<u>417,600</u>
34	<u>257,500</u>	<u>276,800</u>	<u>300,600</u>	<u>320,600</u>	<u>358,300</u>	<u>418,700</u>
35	<u>258,300</u>	<u>277,300</u>	<u>301,400</u>	<u>321,700</u>	<u>359,700</u>	<u>419,800</u>
36	<u>259,000</u>	<u>277,800</u>	<u>302,100</u>	<u>322,800</u>	<u>361,100</u>	<u>421,000</u>
37	<u>259,700</u>	<u>278,300</u>	<u>302,900</u>	<u>323,900</u>	<u>362,500</u>	<u>422,300</u>
38	<u>260,600</u>	<u>278,900</u>	<u>303,700</u>	<u>325,100</u>	<u>363,500</u>	<u>423,400</u>

改正後

39	<u>273, 800</u>	<u>290, 900</u>	<u>315, 100</u>	<u>336, 700</u>	<u>375, 700</u>	<u>436, 400</u>
40	<u>274, 500</u>	<u>291, 300</u>	<u>315, 900</u>	<u>337, 800</u>	<u>377, 000</u>	<u>437, 600</u>
41	<u>275, 200</u>	<u>291, 700</u>	<u>316, 500</u>	<u>338, 600</u>	<u>378, 300</u>	<u>438, 800</u>
42	<u>275, 800</u>	<u>292, 200</u>	<u>317, 400</u>	<u>339, 700</u>	<u>379, 700</u>	<u>439, 800</u>
43	<u>276, 500</u>	<u>292, 600</u>	<u>318, 400</u>	<u>340, 800</u>	<u>381, 000</u>	<u>440, 900</u>
44	<u>277, 100</u>	<u>293, 100</u>	<u>319, 300</u>	<u>341, 800</u>	<u>382, 300</u>	<u>442, 000</u>
45	<u>277, 900</u>	<u>293, 600</u>	<u>320, 100</u>	<u>342, 700</u>	<u>383, 800</u>	<u>443, 000</u>
46	<u>278, 600</u>	<u>294, 000</u>	<u>321, 100</u>	<u>343, 600</u>	<u>385, 000</u>	<u>443, 500</u>
47	<u>279, 300</u>	<u>294, 500</u>	<u>322, 100</u>	<u>344, 600</u>	<u>386, 100</u>	<u>444, 000</u>
48	<u>279, 900</u>	<u>294, 900</u>	<u>323, 000</u>	<u>345, 600</u>	<u>387, 300</u>	<u>444, 400</u>
49	<u>280, 400</u>	<u>295, 400</u>	<u>323, 900</u>	<u>346, 800</u>	<u>388, 400</u>	<u>445, 000</u>
50	<u>280, 900</u>	<u>295, 800</u>	<u>324, 800</u>	<u>348, 100</u>	<u>389, 300</u>	<u>445, 500</u>
51	<u>281, 300</u>	<u>296, 300</u>	<u>325, 800</u>	<u>349, 300</u>	<u>390, 300</u>	<u>445, 900</u>
52	<u>281, 700</u>	<u>296, 800</u>	<u>326, 800</u>	<u>350, 500</u>	<u>391, 200</u>	<u>446, 400</u>
53	<u>282, 000</u>	<u>297, 200</u>	<u>327, 600</u>	<u>351, 400</u>	<u>391, 800</u>	<u>446, 900</u>
54	<u>282, 500</u>	<u>297, 600</u>	<u>328, 500</u>	<u>352, 600</u>	<u>392, 600</u>	<u>447, 300</u>
55	<u>282, 900</u>	<u>298, 100</u>	<u>329, 500</u>	<u>353, 700</u>	<u>393, 400</u>	<u>447, 600</u>
56	<u>283, 300</u>	<u>298, 500</u>	<u>330, 400</u>	<u>355, 000</u>	<u>394, 200</u>	<u>447, 900</u>
57	<u>283, 700</u>	<u>299, 000</u>	<u>331, 300</u>	<u>356, 000</u>	<u>394, 900</u>	<u>448, 300</u>
58	<u>284, 100</u>	<u>299, 700</u>	<u>332, 200</u>	<u>356, 900</u>	<u>395, 600</u>	
59	<u>284, 400</u>	<u>300, 400</u>	<u>333, 200</u>	<u>358, 000</u>	<u>396, 300</u>	
60	<u>284, 700</u>	<u>301, 100</u>	<u>334, 100</u>	<u>359, 200</u>	<u>396, 900</u>	
61	<u>285, 100</u>	<u>301, 800</u>	<u>335, 000</u>	<u>360, 300</u>	<u>397, 500</u>	
62	<u>285, 500</u>	<u>302, 700</u>	<u>336, 100</u>	<u>361, 500</u>	<u>398, 100</u>	
63	<u>285, 900</u>	<u>303, 600</u>	<u>337, 300</u>	<u>362, 700</u>	<u>398, 800</u>	
64	<u>286, 200</u>	<u>304, 300</u>	<u>338, 500</u>	<u>363, 700</u>	<u>399, 400</u>	
65	<u>286, 500</u>	<u>305, 000</u>	<u>339, 200</u>	<u>364, 700</u>	<u>400, 100</u>	
66	<u>286, 900</u>	<u>305, 900</u>	<u>340, 300</u>	<u>365, 700</u>	<u>400, 600</u>	
67	<u>287, 300</u>	<u>306, 700</u>	<u>341, 400</u>	<u>366, 800</u>	<u>401, 200</u>	
68	<u>287, 600</u>	<u>307, 500</u>	<u>342, 300</u>	<u>367, 900</u>	<u>401, 700</u>	
69	<u>288, 000</u>	<u>308, 200</u>	<u>343, 400</u>	<u>368, 700</u>	<u>402, 100</u>	
70	<u>288, 500</u>	<u>309, 100</u>	<u>344, 100</u>	<u>369, 800</u>	<u>402, 700</u>	
71	<u>288, 900</u>	<u>310, 000</u>	<u>345, 200</u>	<u>370, 900</u>	<u>403, 100</u>	
72	<u>289, 200</u>	<u>310, 800</u>	<u>346, 300</u>	<u>371, 900</u>	<u>403, 400</u>	
73	<u>289, 600</u>	<u>311, 700</u>	<u>347, 400</u>	<u>372, 600</u>	<u>403, 700</u>	
74	<u>290, 100</u>	<u>312, 500</u>	<u>348, 600</u>	<u>373, 400</u>	<u>404, 200</u>	
75	<u>290, 600</u>	<u>313, 400</u>	<u>349, 700</u>	<u>374, 200</u>	<u>404, 600</u>	
76	<u>291, 100</u>	<u>314, 300</u>	<u>350, 800</u>	<u>374, 900</u>	<u>404, 900</u>	
77	<u>291, 600</u>	<u>315, 100</u>	<u>351, 900</u>	<u>375, 500</u>	<u>405, 200</u>	
78	<u>292, 100</u>	<u>316, 000</u>	<u>353, 000</u>	<u>376, 000</u>	<u>405, 700</u>	
79	<u>292, 700</u>	<u>317, 000</u>	<u>354, 000</u>	<u>376, 500</u>	<u>406, 200</u>	

改正前

39	<u>261, 500</u>	<u>279, 400</u>	<u>304, 500</u>	<u>326, 200</u>	<u>364, 900</u>	<u>424, 600</u>
40	<u>262, 300</u>	<u>279, 900</u>	<u>305, 300</u>	<u>327, 300</u>	<u>366, 200</u>	<u>425, 700</u>
41	<u>263, 100</u>	<u>280, 300</u>	<u>306, 000</u>	<u>328, 100</u>	<u>367, 500</u>	<u>426, 900</u>
42	<u>264, 000</u>	<u>280, 800</u>	<u>307, 000</u>	<u>329, 200</u>	<u>368, 900</u>	<u>427, 900</u>
43	<u>264, 800</u>	<u>281, 300</u>	<u>308, 000</u>	<u>330, 300</u>	<u>370, 200</u>	<u>429, 000</u>
44	<u>265, 600</u>	<u>281, 800</u>	<u>308, 900</u>	<u>331, 300</u>	<u>371, 500</u>	<u>430, 100</u>
45	<u>266, 400</u>	<u>282, 300</u>	<u>309, 800</u>	<u>332, 300</u>	<u>373, 000</u>	<u>431, 100</u>
46	<u>267, 100</u>	<u>282, 800</u>	<u>310, 800</u>	<u>333, 300</u>	<u>374, 200</u>	<u>431, 600</u>
47	<u>267, 800</u>	<u>283, 300</u>	<u>311, 800</u>	<u>334, 300</u>	<u>375, 300</u>	<u>432, 200</u>
48	<u>268, 400</u>	<u>283, 800</u>	<u>312, 700</u>	<u>335, 300</u>	<u>376, 500</u>	<u>432, 600</u>
49	<u>269, 000</u>	<u>284, 300</u>	<u>313, 600</u>	<u>336, 500</u>	<u>377, 600</u>	<u>433, 200</u>
50	<u>269, 500</u>	<u>284, 800</u>	<u>314, 600</u>	<u>337, 800</u>	<u>378, 500</u>	<u>433, 700</u>
51	<u>270, 000</u>	<u>285, 300</u>	<u>315, 600</u>	<u>339, 000</u>	<u>379, 500</u>	<u>434, 100</u>
52	<u>270, 400</u>	<u>285, 800</u>	<u>316, 600</u>	<u>340, 200</u>	<u>380, 400</u>	<u>434, 600</u>
53	<u>270, 800</u>	<u>286, 300</u>	<u>317, 400</u>	<u>341, 100</u>	<u>381, 000</u>	<u>435, 100</u>
54	<u>271, 300</u>	<u>286, 800</u>	<u>318, 400</u>	<u>342, 300</u>	<u>381, 800</u>	<u>435, 500</u>
55	<u>271, 800</u>	<u>287, 300</u>	<u>319, 400</u>	<u>343, 400</u>	<u>382, 600</u>	<u>435, 800</u>
56	<u>272, 200</u>	<u>287, 800</u>	<u>320, 300</u>	<u>344, 700</u>	<u>383, 400</u>	<u>436, 100</u>
57	<u>272, 600</u>	<u>288, 300</u>	<u>321, 200</u>	<u>345, 700</u>	<u>384, 100</u>	<u>436, 500</u>
58	<u>273, 000</u>	<u>289, 100</u>	<u>322, 200</u>	<u>346, 600</u>	<u>384, 800</u>	
59	<u>273, 400</u>	<u>289, 900</u>	<u>323, 200</u>	<u>347, 700</u>	<u>385, 500</u>	
60	<u>273, 800</u>	<u>290, 600</u>	<u>324, 100</u>	<u>348, 900</u>	<u>386, 100</u>	
61	<u>274, 200</u>	<u>291, 300</u>	<u>325, 000</u>	<u>350, 000</u>	<u>386, 700</u>	
62	<u>274, 600</u>	<u>292, 200</u>	<u>326, 200</u>	<u>351, 200</u>	<u>387, 300</u>	
63	<u>275, 000</u>	<u>293, 100</u>	<u>327, 400</u>	<u>352, 400</u>	<u>388, 000</u>	
64	<u>275, 400</u>	<u>293, 900</u>	<u>328, 600</u>	<u>353, 400</u>	<u>388, 600</u>	
65	<u>275, 800</u>	<u>294, 700</u>	<u>329, 300</u>	<u>354, 400</u>	<u>389, 300</u>	
66	<u>276, 200</u>	<u>295, 600</u>	<u>330, 400</u>	<u>355, 400</u>	<u>389, 800</u>	
67	<u>276, 600</u>	<u>296, 400</u>	<u>331, 500</u>	<u>356, 500</u>	<u>390, 400</u>	
68	<u>277, 000</u>	<u>297, 200</u>	<u>332, 400</u>	<u>357, 600</u>	<u>390, 900</u>	
69	<u>277, 400</u>	<u>298, 000</u>	<u>333, 500</u>	<u>358, 400</u>	<u>391, 300</u>	
70	<u>277, 900</u>	<u>298, 900</u>	<u>334, 200</u>	<u>359, 500</u>	<u>391, 900</u>	
71	<u>278, 400</u>	<u>299, 800</u>	<u>335, 300</u>	<u>360, 600</u>	<u>392, 400</u>	
72	<u>278, 800</u>	<u>300, 700</u>	<u>336, 400</u>	<u>361, 600</u>	<u>392, 700</u>	
73	<u>279, 200</u>	<u>301, 600</u>	<u>337, 500</u>	<u>362, 300</u>	<u>393, 000</u>	
74	<u>279, 800</u>	<u>302, 500</u>	<u>338, 700</u>	<u>363, 100</u>	<u>393, 500</u>	
75	<u>280, 400</u>	<u>303, 400</u>	<u>339, 800</u>	<u>363, 900</u>	<u>393, 900</u>	
76	<u>280, 900</u>	<u>304, 300</u>	<u>340, 900</u>	<u>364, 600</u>	<u>394, 200</u>	
77	<u>281, 400</u>	<u>305, 100</u>	<u>342, 000</u>	<u>365, 200</u>	<u>394, 500</u>	
78	<u>282, 000</u>	<u>306, 100</u>	<u>343, 100</u>	<u>365, 700</u>	<u>395, 000</u>	
79	<u>282, 600</u>	<u>307, 100</u>	<u>344, 100</u>	<u>366, 200</u>	<u>395, 500</u>	

改正後

80	<u>293, 100</u>	317, 900	<u>355, 100</u>	<u>377, 000</u>	406, 600	
81	<u>293, 600</u>	318, 400	<u>356, 000</u>	<u>377, 600</u>	406, 900	
82	<u>294, 000</u>	319, 200	<u>357, 000</u>	<u>378, 100</u>	407, 300	
83	<u>294, 500</u>	320, 100	<u>357, 900</u>	<u>378, 600</u>	407, 800	
84	<u>295, 000</u>	320, 900	<u>358, 900</u>	<u>379, 100</u>	408, 200	
85	<u>295, 400</u>	321, 700	<u>359, 800</u>	<u>379, 500</u>	408, 600	
86	<u>295, 800</u>	322, 600	<u>360, 600</u>	<u>379, 900</u>		
87	<u>296, 300</u>	323, 600	<u>361, 400</u>	<u>380, 500</u>		
88	<u>296, 800</u>	324, 600	<u>362, 200</u>	<u>381, 000</u>		
89	<u>297, 200</u>	325, 500	<u>362, 800</u>	<u>381, 300</u>		
90	<u>297, 700</u>	326, 500	<u>363, 400</u>	<u>381, 800</u>		
91	<u>298, 200</u>	327, 500	<u>364, 000</u>	<u>382, 100</u>		
92	<u>298, 700</u>	328, 500	<u>364, 600</u>	<u>382, 400</u>		
93	<u>299, 200</u>	329, 300	<u>365, 000</u>	<u>383, 000</u>		
94	<u>299, 600</u>	330, 000	<u>365, 400</u>	<u>383, 500</u>		
95	<u>300, 100</u>	330, 700	<u>365, 900</u>	<u>384, 000</u>		
96	<u>300, 700</u>	331, 300	<u>366, 300</u>	<u>384, 500</u>		
97	<u>301, 300</u>	331, 800	<u>366, 800</u>	<u>385, 100</u>		
98	<u>301, 800</u>	332, 100	<u>367, 200</u>	<u>385, 600</u>		
99	<u>302, 300</u>	332, 600	<u>367, 700</u>	<u>386, 100</u>		
100	<u>302, 800</u>	333, 200	<u>368, 100</u>	<u>386, 500</u>		
101	<u>303, 200</u>	333, 600	<u>368, 400</u>	<u>387, 100</u>		
102	<u>303, 700</u>	334, 100	<u>368, 900</u>	<u>387, 600</u>		
103	<u>304, 100</u>	334, 700	<u>369, 200</u>	<u>388, 100</u>		
104	<u>304, 500</u>	335, 200	<u>369, 500</u>	<u>388, 600</u>		
105	<u>304, 900</u>	335, 600	<u>369, 900</u>	<u>389, 200</u>		
106	<u>305, 300</u>	336, 100	<u>370, 400</u>	<u>389, 600</u>		
107	<u>305, 700</u>	336, 600	<u>370, 900</u>	<u>390, 100</u>		
108	<u>306, 000</u>	337, 100	<u>371, 400</u>	<u>390, 600</u>		
109	<u>306, 200</u>	337, 500	<u>371, 900</u>	<u>391, 200</u>		
110	<u>306, 500</u>	337, 800	<u>372, 400</u>			
111	<u>306, 700</u>	338, 100	<u>372, 900</u>			
112	<u>307, 000</u>	338, 400	<u>373, 300</u>			
113	<u>307, 300</u>	338, 700	<u>373, 700</u>			
114	<u>307, 500</u>	339, 100	<u>374, 100</u>			
115	<u>307, 800</u>	339, 400	<u>374, 600</u>			
116	<u>308, 000</u>	339, 700	<u>375, 100</u>			
117	<u>308, 300</u>	339, 900	<u>375, 500</u>			
118	<u>308, 500</u>	340, 200	<u>376, 000</u>			
119	<u>308, 800</u>	340, 500	<u>376, 500</u>			
120	<u>309, 100</u>	340, 700	<u>377, 000</u>			

改正前

80	<u>283, 100</u>	308, 000	<u>345, 200</u>	<u>366, 700</u>	395, 900	
81	<u>283, 600</u>	308, 500	<u>346, 100</u>	<u>367, 300</u>	396, 200	
82	<u>284, 100</u>	309, 400	<u>347, 100</u>	<u>367, 800</u>	396, 600	
83	<u>284, 600</u>	310, 300	<u>348, 000</u>	<u>368, 300</u>	397, 100	
84	<u>285, 100</u>	311, 100	<u>349, 000</u>	<u>368, 800</u>	397, 500	
85	<u>285, 600</u>	311, 900	<u>349, 900</u>	<u>369, 200</u>	397, 900	
86	<u>286, 100</u>	312, 900	<u>350, 700</u>	<u>369, 600</u>		
87	<u>286, 600</u>	313, 900	<u>351, 500</u>	<u>370, 200</u>		
88	<u>287, 100</u>	314, 900	<u>352, 300</u>	<u>370, 700</u>		
89	<u>287, 600</u>	315, 800	<u>352, 900</u>	<u>371, 000</u>		
90	<u>288, 100</u>	316, 900	<u>353, 500</u>	<u>371, 500</u>		
91	<u>288, 600</u>	317, 900	<u>354, 100</u>	<u>371, 900</u>		
92	<u>289, 100</u>	318, 900	<u>354, 700</u>	<u>372, 200</u>		
93	<u>289, 600</u>	319, 700	<u>355, 100</u>	<u>372, 800</u>		
94	<u>290, 200</u>	320, 400	<u>355, 500</u>	<u>373, 300</u>		
95	<u>290, 800</u>	321, 100	<u>356, 000</u>	<u>373, 800</u>		
96	<u>291, 400</u>	321, 700	<u>356, 400</u>	<u>374, 300</u>		
97	<u>292, 000</u>	322, 200	<u>356, 900</u>	<u>374, 900</u>		
98	<u>292, 500</u>	322, 500	<u>357, 300</u>	<u>375, 400</u>		
99	<u>293, 000</u>	323, 100	<u>357, 800</u>	<u>375, 900</u>		
100	<u>293, 500</u>	323, 700	<u>358, 200</u>	<u>376, 300</u>		
101	<u>294, 000</u>	324, 100	<u>358, 500</u>	<u>376, 900</u>		
102	<u>294, 500</u>	324, 700	<u>359, 000</u>	<u>377, 400</u>		
103	<u>295, 000</u>	325, 300	<u>359, 400</u>	<u>377, 900</u>		
104	<u>295, 400</u>	325, 800	<u>359, 700</u>	<u>378, 400</u>		
105	<u>295, 800</u>	326, 200	<u>360, 100</u>	<u>379, 000</u>		
106	<u>296, 300</u>	326, 700	<u>360, 600</u>	<u>379, 400</u>		
107	<u>296, 800</u>	327, 200	<u>361, 100</u>	<u>379, 900</u>		
108	<u>297, 100</u>	327, 700	<u>361, 600</u>	<u>380, 400</u>		
109	<u>297, 300</u>	328, 100	<u>362, 100</u>	<u>381, 000</u>		
110	<u>297, 600</u>	328, 500	<u>362, 600</u>			
111	<u>297, 800</u>	328, 800	<u>363, 100</u>			
112	<u>298, 100</u>	329, 100	<u>363, 500</u>			
113	<u>298, 400</u>	329, 400	<u>363, 900</u>			
114	<u>298, 600</u>	329, 800	<u>364, 300</u>			
115	<u>298, 900</u>	330, 100	<u>364, 800</u>			
116	<u>299, 100</u>	330, 400	<u>365, 300</u>			
117	<u>299, 400</u>	330, 600	<u>365, 700</u>			
118	<u>299, 700</u>	330, 900	<u>366, 200</u>			
119	<u>300, 000</u>	331, 200	<u>366, 700</u>			
120	<u>300, 300</u>	331, 400	<u>367, 200</u>			

改正後

121	<u>309, 400</u>	340, 900	<u>377, 300</u>			
122	<u>309, 700</u>	341, 200				
123	<u>310, 000</u>	341, 500				
124	<u>310, 300</u>	341, 800				
125	<u>310, 500</u>	342, 000				
126	<u>310, 700</u>	342, 300				
127	<u>311, 000</u>	342, 600				
128	<u>311, 400</u>	342, 800				
129	<u>311, 600</u>	343, 000				
130	<u>311, 900</u>	343, 200				
131	<u>312, 200</u>	343, 500				
132	<u>312, 600</u>	343, 700				
133	<u>312, 800</u>	344, 000				
134	<u>313, 100</u>	344, 400				
135	<u>313, 400</u>	344, 800				
136	<u>313, 700</u>	345, 200				
137	<u>313, 900</u>	345, 500				
138	<u>314, 200</u>	345, 900				
139	<u>314, 500</u>	346, 300				
140	<u>314, 800</u>	346, 700				
141	<u>315, 000</u>	347, 000				
142	<u>315, 300</u>	347, 400				
143	<u>315, 700</u>	347, 700				
144	<u>316, 000</u>	348, 100				
145	<u>316, 200</u>	348, 400				
146	<u>316, 400</u>	348, 800				
147	<u>316, 700</u>	349, 200				
148	<u>317, 000</u>	349, 600				
149	<u>317, 200</u>	349, 900				
150	<u>317, 400</u>	350, 300				
151	<u>317, 700</u>	350, 700				
152	<u>318, 000</u>	351, 100				
153	<u>318, 400</u>	351, 400				
154	<u>318, 600</u>					
155	<u>318, 800</u>					
156	<u>319, 100</u>					
157	<u>319, 400</u>					
158	<u>319, 700</u>					
159	<u>320, 000</u>					
160	<u>320, 300</u>					
161	<u>320, 700</u>					

改正前

121	<u>300, 600</u>	331, 600	<u>367, 500</u>			
122	<u>301, 000</u>	331, 900				
123	<u>301, 300</u>	332, 200				
124	<u>301, 600</u>	332, 500				
125	<u>301, 800</u>	332, 700				
126	<u>302, 000</u>	333, 000				
127	<u>302, 300</u>	333, 400				
128	<u>302, 700</u>	333, 600				
129	<u>302, 900</u>	333, 800				
130	<u>303, 200</u>	334, 000				
131	<u>303, 600</u>	334, 400				
132	<u>304, 000</u>	334, 600				
133	<u>304, 200</u>	334, 900				
134	<u>304, 500</u>	335, 300				
135	<u>304, 800</u>	335, 700				
136	<u>305, 100</u>	336, 100				
137	<u>305, 300</u>	336, 400				
138	<u>305, 600</u>	336, 800				
139	<u>305, 900</u>	337, 200				
140	<u>306, 200</u>	337, 600				
141	<u>306, 400</u>	337, 900				
142	<u>306, 800</u>	338, 300				
143	<u>307, 200</u>	338, 600				
144	<u>307, 500</u>	339, 000				
145	<u>307, 700</u>	339, 300				
146	<u>307, 900</u>	339, 700				
147	<u>308, 200</u>	340, 100				
148	<u>308, 600</u>	340, 500				
149	<u>308, 800</u>	340, 800				
150	<u>309, 000</u>	341, 200				
151	<u>309, 300</u>	341, 600				
152	<u>309, 600</u>	342, 000				
153	<u>310, 000</u>	342, 300				
154	<u>310, 200</u>					
155	<u>310, 400</u>					
156	<u>310, 700</u>					
157	<u>311, 000</u>					
158	<u>311, 300</u>					
159	<u>311, 600</u>					
160	<u>311, 900</u>					
161	<u>312, 300</u>					

改正後

162	<u>321,000</u>					
163	<u>321,300</u>					
164	<u>321,600</u>					
165	<u>322,000</u>					
166	<u>322,300</u>					
167	<u>322,600</u>					
168	<u>322,900</u>					
169	<u>323,300</u>					

備考 《現行どおり》

(単位 円)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
基準給料月額	<u>248,800</u>	<u>269,700</u>	<u>277,300</u>	<u>288,100</u>	<u>305,100</u>	<u>343,600</u>

改正前

162	<u>312,600</u>					
163	<u>312,900</u>					
164	<u>313,200</u>					
165	<u>313,600</u>					
166	<u>313,900</u>					
167	<u>314,200</u>					
168	<u>314,500</u>					
169	<u>314,900</u>					

備考 《省略》

(単位 円)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
基準給料月額	<u>239,700</u>	<u>260,200</u>	<u>267,500</u>	<u>277,900</u>	<u>294,300</u>	<u>331,900</u>

## 改正後

別添4－1

別表第4（第3条第4号関係）

## 幼児教育職給料表

(単位 円)

職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	212,700	267,600	299,600	325,700	346,200	366,800
2	214,400	269,000	300,500	327,400	347,900	368,500
3	216,000	270,300	301,300	328,900	349,500	370,100
4	217,700	271,600	302,200	330,300	351,000	371,700
5	219,200	273,000	303,100	331,500	352,400	373,300
6	220,800	274,000	304,000	332,900	354,000	375,100
7	222,400	275,000	304,900	334,200	355,400	376,600
8	224,000	276,000	305,700	335,600	356,900	378,200
9	225,600	276,900	306,500	337,000	358,200	379,500
10	227,400	277,800	307,500	338,500	359,800	381,100
11	229,200	278,800	308,700	339,900	361,300	382,700
12	230,200	279,700	309,700	341,300	362,700	384,200
13	231,200	280,800	310,900	342,700	364,400	386,100
14	232,300	281,700	312,000	344,200	366,100	388,000
15	233,500	282,600	313,100	345,800	367,800	389,900
16	234,600	283,400	314,100	347,300	369,500	391,700
17	235,600	283,900	315,100	348,800	371,000	393,200
18	236,600	284,600	316,200	350,400	372,700	395,000
19	237,500	285,400	317,200	351,900	374,300	396,700
20	238,500	286,100	318,200	353,400	375,800	398,300
21	239,500	287,000	319,200	354,900	377,400	400,000
22	240,900	287,900	320,200	356,400	378,900	401,400
23	242,200	288,800	321,200	357,900	380,300	402,800
24	243,500	289,700	322,100	359,400	381,800	404,200
25	244,800	290,700	323,100	360,900	383,200	405,600
26	246,100	291,600	324,000	362,500	384,600	406,800
27	247,400	292,400	325,000	364,000	386,000	408,000
28	248,600	293,300	326,000	365,500	387,200	409,000
29	249,700	294,200	327,000	366,700	388,400	410,100
30	250,600	295,000	328,000	368,200	389,700	411,300
31	251,400	295,900	329,100	369,700	391,000	412,400
32	252,200	296,700	330,200	371,200	392,300	413,500
33	253,200	297,700	331,200	372,500	393,300	414,200
34	254,000	298,700	332,300	374,000	394,400	414,900
35	254,800	299,700	333,400	375,500	395,500	415,500

## 改正前

別添4-2

別表第4（第3条第4号関係）

## 幼児教育職給料表

(単位 円)

職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	199,600	254,300	287,800	313,800	334,500	355,200
2	201,300	255,900	288,800	315,500	336,100	356,900
3	203,000	257,500	289,700	317,000	337,400	358,500
4	204,700	258,800	290,600	318,500	339,000	360,100
5	206,300	260,300	291,500	319,700	340,500	361,700
6	207,900	261,500	292,400	321,100	342,000	363,500
7	209,500	262,600	293,300	322,500	343,500	365,000
8	211,100	263,700	294,200	323,900	345,100	366,600
9	212,700	264,800	295,000	325,300	346,600	368,000
10	214,500	265,900	296,000	326,800	348,100	369,600
11	216,300	267,000	297,200	328,200	349,500	371,200
12	217,400	268,100	298,300	329,600	351,100	372,700
13	218,500	269,200	299,500	331,000	352,700	374,600
14	219,700	270,100	300,600	332,600	354,200	376,500
15	220,900	271,000	301,700	334,200	355,900	378,400
16	222,000	271,800	302,800	335,700	357,600	380,200
17	223,100	272,400	303,900	337,200	359,400	381,700
18	224,100	273,100	305,000	338,800	361,000	383,500
19	225,100	273,900	306,100	340,400	362,500	385,200
20	226,100	274,600	307,100	341,900	364,200	386,800
21	227,100	275,600	308,100	343,400	365,800	388,500
22	228,500	276,500	309,100	344,900	367,300	389,900
23	229,800	277,400	310,100	346,400	368,900	391,300
24	231,100	278,300	311,100	347,900	370,400	392,700
25	232,400	279,300	312,100	349,400	371,900	394,100
26	233,700	280,200	313,100	351,000	373,400	395,300
27	235,000	281,100	314,100	352,600	374,700	396,500
28	236,200	282,000	315,100	354,100	376,000	397,500
29	237,400	282,900	316,100	355,300	377,400	398,600
30	238,400	283,700	317,200	356,800	378,600	399,800
31	239,400	284,600	318,300	358,300	379,900	400,900
32	240,400	285,500	319,400	359,800	381,200	402,000
33	241,400	286,500	320,500	361,200	382,500	402,700
34	242,400	287,500	321,600	362,700	383,800	403,400
35	243,300	288,500	322,700	364,200	384,900	404,100

改正後

36	<u>255, 600</u>	300, 500	<u>334, 400</u>	<u>377, 000</u>	396, 600	<u>416, 200</u>
37	<u>256, 300</u>	301, 400	<u>335, 400</u>	<u>378, 400</u>	397, 600	<u>416, 800</u>
38	<u>257, 000</u>	302, 300	<u>336, 400</u>	<u>379, 800</u>	398, 600	<u>417, 400</u>
39	<u>257, 700</u>	303, 300	<u>337, 500</u>	<u>381, 100</u>	399, 500	<u>417, 900</u>
40	<u>258, 400</u>	304, 100	<u>338, 500</u>	<u>382, 500</u>	400, 400	<u>418, 300</u>
41	<u>259, 200</u>	305, 000	<u>339, 500</u>	<u>383, 500</u>	401, 100	<u>418, 700</u>
42	<u>259, 800</u>	305, 900	<u>340, 400</u>	<u>384, 600</u>	401, 700	<u>418, 900</u>
43	<u>260, 400</u>	306, 800	<u>341, 300</u>	<u>385, 500</u>	402, 300	<u>419, 200</u>
44	<u>261, 000</u>	307, 700	<u>342, 200</u>	<u>386, 600</u>	403, 000	<u>419, 500</u>
45	<u>261, 400</u>	308, 600	<u>342, 900</u>	<u>387, 300</u>	403, 500	<u>419, 800</u>
46	<u>261, 900</u>	309, 500	<u>343, 600</u>	<u>387, 900</u>	404, 000	<u>420, 100</u>
47	<u>262, 400</u>	310, 400	<u>344, 200</u>	<u>388, 500</u>	404, 400	<u>420, 400</u>
48	<u>262, 800</u>	311, 200	<u>344, 800</u>	<u>389, 200</u>	404, 900	<u>420, 700</u>
49	<u>263, 200</u>	312, 000	<u>345, 400</u>	<u>390, 000</u>	405, 400	<u>420, 900</u>
50	<u>263, 800</u>	312, 900	<u>346, 000</u>	<u>390, 700</u>	405, 900	<u>421, 200</u>
51	<u>264, 300</u>	313, 700	<u>346, 500</u>	<u>391, 500</u>	406, 400	<u>421, 400</u>
52	<u>264, 800</u>	314, 500	<u>347, 100</u>	<u>392, 200</u>	406, 900	<u>421, 700</u>
53	<u>265, 200</u>	315, 400	<u>347, 700</u>	<u>393, 000</u>	407, 400	<u>421, 900</u>
54	<u>265, 700</u>	316, 300	<u>348, 200</u>	<u>393, 700</u>	407, 900	<u>422, 200</u>
55	<u>266, 100</u>	317, 300	<u>348, 700</u>	<u>394, 400</u>	408, 400	<u>422, 500</u>
56	<u>266, 500</u>	318, 200	<u>349, 200</u>	<u>395, 000</u>	408, 900	<u>422, 800</u>
57	<u>267, 000</u>	319, 000	<u>349, 600</u>	<u>395, 300</u>	409, 100	<u>423, 000</u>
58	<u>267, 400</u>	319, 900	<u>349, 800</u>	<u>395, 900</u>	409, 600	<u>423, 300</u>
59	<u>267, 800</u>	320, 800	<u>350, 200</u>	<u>396, 500</u>	410, 000	<u>423, 600</u>
60	<u>268, 100</u>	321, 700	<u>350, 700</u>	<u>397, 200</u>	410, 500	<u>423, 800</u>
61	<u>268, 500</u>	322, 600	<u>351, 000</u>	<u>397, 600</u>	410, 800	<u>424, 000</u>
62	<u>268, 900</u>	323, 400	<u>351, 400</u>	<u>398, 300</u>	411, 300	<u>424, 300</u>
63	<u>269, 200</u>	324, 300	<u>351, 800</u>	<u>398, 900</u>	411, 700	<u>424, 600</u>
64	<u>269, 500</u>	325, 100	<u>352, 200</u>	<u>399, 500</u>	412, 100	<u>424, 800</u>
65	<u>269, 900</u>	325, 800	<u>352, 600</u>	<u>399, 900</u>	412, 400	<u>425, 000</u>
66	<u>270, 300</u>	326, 700	<u>353, 100</u>	<u>400, 400</u>	412, 800	<u>425, 300</u>
67	<u>270, 600</u>	327, 500	<u>353, 500</u>	<u>401, 000</u>	413, 300	<u>425, 600</u>
68	<u>270, 900</u>	328, 300	<u>354, 000</u>	<u>401, 500</u>	413, 600	<u>425, 800</u>
69	<u>271, 300</u>	328, 900	<u>354, 200</u>	<u>401, 900</u>	413, 900	<u>426, 000</u>
70	<u>271, 600</u>	329, 400	<u>354, 700</u>	<u>402, 400</u>	414, 300	<u>426, 300</u>
71	<u>271, 900</u>	329, 900	<u>355, 100</u>	<u>402, 900</u>	414, 700	<u>426, 600</u>
72	<u>272, 300</u>	330, 400	<u>355, 500</u>	<u>403, 400</u>	415, 100	<u>426, 800</u>
73	<u>272, 700</u>	330, 800	<u>355, 800</u>	<u>403, 900</u>	415, 400	<u>427, 000</u>
74	<u>273, 000</u>	331, 300	<u>356, 200</u>	<u>404, 300</u>		
75	<u>273, 400</u>	331, 800	<u>356, 700</u>	<u>404, 600</u>		
76	<u>273, 700</u>	332, 300	<u>357, 100</u>	<u>404, 900</u>		
77	<u>274, 000</u>	332, 600	<u>357, 300</u>	<u>405, 100</u>		

改正前

36	<u>244, 200</u>	<u>289, 400</u>	<u>323, 800</u>	<u>365, 700</u>	<u>385, 900</u>	<u>404, 800</u>
37	<u>245, 100</u>	<u>290, 300</u>	<u>324, 800</u>	<u>367, 100</u>	<u>387, 000</u>	<u>405, 400</u>
38	<u>246, 000</u>	<u>291, 300</u>	<u>325, 900</u>	<u>368, 500</u>	<u>388, 000</u>	<u>406, 000</u>
39	<u>246, 900</u>	<u>292, 300</u>	<u>327, 000</u>	<u>369, 900</u>	<u>388, 800</u>	<u>406, 500</u>
40	<u>247, 700</u>	<u>293, 200</u>	<u>328, 000</u>	<u>371, 300</u>	<u>389, 700</u>	<u>406, 900</u>
41	<u>248, 500</u>	<u>294, 100</u>	<u>329, 000</u>	<u>372, 300</u>	<u>390, 400</u>	<u>407, 300</u>
42	<u>249, 100</u>	<u>295, 100</u>	<u>329, 900</u>	<u>373, 400</u>	<u>391, 100</u>	<u>407, 500</u>
43	<u>249, 700</u>	<u>296, 100</u>	<u>330, 800</u>	<u>374, 300</u>	<u>391, 700</u>	<u>407, 800</u>
44	<u>250, 300</u>	<u>297, 000</u>	<u>331, 700</u>	<u>375, 400</u>	<u>392, 100</u>	<u>408, 100</u>
45	<u>250, 800</u>	<u>297, 900</u>	<u>332, 600</u>	<u>376, 100</u>	<u>392, 600</u>	<u>408, 400</u>
46	<u>251, 300</u>	<u>298, 800</u>	<u>333, 300</u>	<u>376, 700</u>	<u>393, 100</u>	<u>408, 700</u>
47	<u>251, 800</u>	<u>299, 700</u>	<u>333, 900</u>	<u>377, 400</u>	<u>393, 700</u>	<u>409, 000</u>
48	<u>252, 300</u>	<u>300, 600</u>	<u>334, 500</u>	<u>378, 200</u>	<u>394, 200</u>	<u>409, 300</u>
49	<u>252, 800</u>	<u>301, 400</u>	<u>335, 100</u>	<u>379, 000</u>	<u>394, 700</u>	<u>409, 500</u>
50	<u>253, 400</u>	<u>302, 300</u>	<u>335, 800</u>	<u>379, 700</u>	<u>395, 200</u>	<u>409, 800</u>
51	<u>253, 900</u>	<u>303, 200</u>	<u>336, 400</u>	<u>380, 500</u>	<u>395, 700</u>	<u>410, 100</u>
52	<u>254, 400</u>	<u>304, 000</u>	<u>337, 000</u>	<u>381, 200</u>	<u>396, 200</u>	<u>410, 400</u>
53	<u>254, 800</u>	<u>304, 900</u>	<u>337, 600</u>	<u>382, 000</u>	<u>396, 700</u>	<u>410, 600</u>
54	<u>255, 300</u>	<u>305, 900</u>	<u>338, 100</u>	<u>382, 700</u>	<u>397, 200</u>	<u>410, 900</u>
55	<u>255, 800</u>	<u>306, 900</u>	<u>338, 600</u>	<u>383, 400</u>	<u>397, 400</u>	<u>411, 200</u>
56	<u>256, 300</u>	<u>307, 800</u>	<u>339, 100</u>	<u>384, 000</u>	<u>397, 900</u>	<u>411, 500</u>
57	<u>256, 800</u>	<u>308, 700</u>	<u>339, 500</u>	<u>384, 300</u>	<u>398, 300</u>	<u>411, 700</u>
58	<u>257, 200</u>	<u>309, 700</u>	<u>339, 700</u>	<u>384, 900</u>	<u>398, 800</u>	<u>412, 000</u>
59	<u>257, 600</u>	<u>310, 600</u>	<u>340, 200</u>	<u>385, 500</u>	<u>399, 100</u>	<u>412, 300</u>
60	<u>258, 000</u>	<u>311, 500</u>	<u>340, 700</u>	<u>386, 200</u>	<u>399, 600</u>	<u>412, 500</u>
61	<u>258, 400</u>	<u>312, 400</u>	<u>341, 000</u>	<u>386, 600</u>	<u>400, 100</u>	<u>412, 700</u>
62	<u>258, 800</u>	<u>313, 300</u>	<u>341, 400</u>	<u>387, 300</u>	<u>400, 500</u>	<u>413, 000</u>
63	<u>259, 200</u>	<u>314, 200</u>	<u>341, 900</u>	<u>387, 900</u>	<u>400, 800</u>	<u>413, 300</u>
64	<u>259, 600</u>	<u>315, 000</u>	<u>342, 300</u>	<u>388, 500</u>	<u>401, 200</u>	<u>413, 500</u>
65	<u>260, 000</u>	<u>315, 700</u>	<u>342, 700</u>	<u>388, 900</u>	<u>401, 600</u>	<u>413, 700</u>
66	<u>260, 400</u>	<u>316, 600</u>	<u>343, 200</u>	<u>389, 400</u>	<u>402, 000</u>	<u>414, 000</u>
67	<u>260, 800</u>	<u>317, 400</u>	<u>343, 600</u>	<u>390, 000</u>	<u>402, 300</u>	<u>414, 300</u>
68	<u>261, 200</u>	<u>318, 200</u>	<u>344, 100</u>	<u>390, 500</u>	<u>402, 700</u>	<u>414, 500</u>
69	<u>261, 600</u>	<u>319, 000</u>	<u>344, 300</u>	<u>390, 900</u>	<u>403, 100</u>	<u>414, 700</u>
70	<u>262, 000</u>	<u>319, 500</u>	<u>344, 800</u>	<u>391, 400</u>	<u>403, 400</u>	<u>415, 000</u>
71	<u>262, 400</u>	<u>320, 000</u>	<u>345, 300</u>	<u>391, 900</u>	<u>403, 800</u>	<u>415, 300</u>
72	<u>262, 800</u>	<u>320, 500</u>	<u>345, 700</u>	<u>392, 400</u>	<u>404, 100</u>	<u>415, 500</u>
73	<u>263, 200</u>	<u>321, 000</u>	<u>346, 000</u>	<u>392, 900</u>	<u>404, 500</u>	<u>415, 700</u>
74	<u>263, 600</u>	<u>321, 600</u>	<u>346, 400</u>	<u>393, 300</u>	<u>404, 800</u>	
75	<u>264, 000</u>	<u>322, 100</u>	<u>346, 900</u>	<u>393, 700</u>	<u>405, 000</u>	
76	<u>264, 400</u>	<u>322, 600</u>	<u>347, 300</u>	<u>394, 100</u>		
77	<u>264, 800</u>	<u>322, 900</u>	<u>347, 500</u>	<u>394, 300</u>		

改正後

78	<u>274, 400</u>	332, 900	<u>357, 600</u>	<u>405, 300</u>		
79	<u>274, 800</u>	333, 300	<u>358, 000</u>	<u>405, 600</u>		
80	<u>275, 100</u>	333, 600	<u>358, 400</u>	<u>405, 900</u>		
81	<u>275, 300</u>	333, 900	<u>358, 700</u>	<u>406, 100</u>		
82	<u>275, 600</u>	334, 200	<u>359, 000</u>	<u>406, 400</u>		
83	<u>276, 000</u>	334, 400	<u>359, 400</u>	<u>406, 700</u>		
84	<u>276, 300</u>	334, 700	<u>359, 800</u>	<u>406, 900</u>		
85	<u>276, 500</u>	335, 100	<u>360, 100</u>	<u>407, 100</u>		
86	<u>276, 800</u>	335, 500	<u>360, 500</u>			
87	<u>277, 200</u>	335, 800	<u>360, 900</u>			
88	<u>277, 500</u>	336, 000	<u>361, 100</u>			
89	<u>277, 800</u>	336, 500	<u>361, 400</u>			
90	<u>278, 100</u>	336, 900				
91	<u>278, 400</u>	337, 100				
92	<u>278, 700</u>	337, 400				
93	<u>279, 000</u>	337, 800				
94	<u>279, 400</u>	338, 200				
95	<u>279, 800</u>	338, 500				
96	<u>280, 100</u>	338, 800				
97	<u>280, 300</u>	339, 000				
98	<u>280, 700</u>	339, 300				
99	<u>281, 000</u>	339, 600				
100	<u>281, 300</u>	339, 900				
101	<u>281, 600</u>	340, 300				
102	<u>281, 900</u>	340, 500				
103	<u>282, 200</u>	340, 800				
104	<u>282, 500</u>	341, 200				
105	<u>282, 700</u>	341, 600				
106	<u>282, 900</u>	341, 900				
107	<u>283, 200</u>	342, 200				
108	<u>283, 500</u>	342, 500				
109	<u>283, 800</u>	342, 800				
110	<u>284, 100</u>	343, 200				
111	<u>284, 400</u>	343, 500				
112	<u>284, 600</u>	343, 700				
113	<u>284, 900</u>	343, 900				
114	<u>285, 100</u>	344, 200				
115	<u>285, 400</u>	344, 400				
116	<u>285, 800</u>	344, 700				
117	<u>286, 100</u>	344, 900				
118	<u>286, 400</u>					
119	<u>286, 700</u>					

改正前

78	<u>265, 200</u>	323, 200	<u>347, 800</u>	<u>394, 500</u>		
79	<u>265, 600</u>	323, 700	<u>348, 200</u>	<u>394, 800</u>		
80	<u>265, 900</u>	324, 000	<u>348, 600</u>	<u>395, 100</u>		
81	<u>266, 200</u>	324, 300	<u>348, 900</u>	<u>395, 300</u>		
82	<u>266, 600</u>	324, 600	<u>349, 200</u>	<u>395, 600</u>		
83	<u>267, 000</u>	324, 900	<u>349, 600</u>	<u>395, 900</u>		
84	<u>267, 300</u>	325, 200	<u>350, 000</u>	<u>396, 100</u>		
85	<u>267, 600</u>	325, 600	<u>350, 300</u>	<u>396, 300</u>		
86	<u>268, 000</u>	326, 000	<u>350, 700</u>			
87	<u>268, 400</u>	326, 300	<u>351, 100</u>			
88	<u>268, 700</u>	326, 500	<u>351, 300</u>			
89	<u>269, 000</u>	327, 000	<u>351, 600</u>			
90	<u>269, 400</u>	327, 400				
91	<u>269, 800</u>	327, 600				
92	<u>270, 100</u>	328, 000				
93	<u>270, 400</u>	328, 400				
94	<u>270, 800</u>	328, 800				
95	<u>271, 200</u>	329, 200				
96	<u>271, 500</u>	329, 500				
97	<u>271, 800</u>	329, 700				
98	<u>272, 200</u>	330, 000				
99	<u>272, 600</u>	330, 300				
100	<u>272, 900</u>	330, 600				
101	<u>273, 200</u>	331, 000				
102	<u>273, 600</u>	331, 200				
103	<u>274, 000</u>	331, 500				
104	<u>274, 300</u>	331, 900				
105	<u>274, 500</u>	332, 300				
106	<u>274, 700</u>	332, 600				
107	<u>275, 000</u>	332, 900				
108	<u>275, 300</u>	333, 200				
109	<u>275, 600</u>	333, 500				
110	<u>275, 900</u>	333, 900				
111	<u>276, 200</u>	334, 200				
112	<u>276, 400</u>	334, 400				
113	<u>276, 700</u>	334, 600				
114	<u>277, 000</u>	334, 900				
115	<u>277, 300</u>	335, 200				
116	<u>277, 700</u>	335, 500				
117	<u>278, 000</u>	335, 700				
118	<u>278, 300</u>					
119	<u>278, 600</u>					

改正後

120	<u>287,000</u>					
121	<u>287,200</u>					
122	<u>287,400</u>					
123	<u>287,800</u>					
124	<u>288,100</u>					
125	<u>288,300</u>					
126	<u>288,600</u>					
127	<u>288,900</u>					
128	<u>289,300</u>					
129	<u>289,500</u>					
130	<u>289,900</u>					
131	<u>290,300</u>					
132	<u>290,600</u>					
133	<u>290,800</u>					
134	<u>291,100</u>					
135	<u>291,500</u>					
136	<u>291,800</u>					
137	<u>292,000</u>					
138	<u>292,300</u>					
139	<u>292,600</u>					
140	<u>292,900</u>					
141	<u>293,100</u>					
142	<u>293,300</u>					
143	<u>293,500</u>					
144	<u>293,700</u>					
145	<u>294,100</u>					
146	<u>294,300</u>					
147	<u>294,600</u>					
148	<u>294,900</u>					
149	<u>295,200</u>					
150	<u>295,400</u>					
151	<u>295,700</u>					
152	<u>295,900</u>					
153	<u>296,200</u>					

備考 《現行どおり》

(単位 円)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
基準給料月額	<u>214,100</u>	<u>254,800</u>	<u>269,600</u>	<u>304,400</u>	<u>318,100</u>	<u>331,900</u>

改正前

120	<u>279,000</u>					
121	<u>279,200</u>					
122	<u>279,400</u>					
123	<u>279,800</u>					
124	<u>280,100</u>					
125	<u>280,300</u>					
126	<u>280,600</u>					
127	<u>281,000</u>					
128	<u>281,400</u>					
129	<u>281,600</u>					
130	<u>282,000</u>					
131	<u>282,400</u>					
132	<u>282,700</u>					
133	<u>282,900</u>					
134	<u>283,200</u>					
135	<u>283,600</u>					
136	<u>283,900</u>					
137	<u>284,100</u>					
138	<u>284,400</u>					
139	<u>284,700</u>					
140	<u>285,000</u>					
141	<u>285,200</u>					
142	<u>285,400</u>					
143	<u>285,600</u>					
144	<u>285,900</u>					
145	<u>286,300</u>					
146	<u>286,500</u>					
147	<u>286,800</u>					
148	<u>287,100</u>					
149	<u>287,400</u>					
150	<u>287,600</u>					
151	<u>287,900</u>					
152	<u>288,100</u>					
153	<u>288,400</u>					

備考 《省略》

(単位 円)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
基準給料月額	<u>205,800</u>	<u>245,600</u>	<u>260,100</u>	<u>293,600</u>	<u>307,100</u>	<u>320,600</u>

議第93号

草津市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和7年11月28日

草津市長 橋川渉

## 草津市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

草津市職員等の旅費に関する条例（昭和54年草津市条例第31号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
『改正前を削る』	<u>目次</u> 第1章 総則（第1条—第13条） 第2章 旅費の額（第14条—第27条） 第3章 雜則（第28条—第31条） 付則
『改正前を削る』	<u>第1章 総則</u> 第1条 『省略』 (用語の意義) 第2条 『省略』 (1) 『省略』 『改正前を削る』
『改正前を削る』	<u>(2) 7、6、5級相当職員 一般行政職給料表の適用を受ける職員のうち7、6、5級の職務にある者、教育職給料表の適用を受ける職員のうち4、3級の職務にある者（3級の職務にある者にあつては、課長補佐以上またはこれらと同等の職務にある者に限る。）および医療職給料表の適用を受ける職員のうち6、5級の職務にある者をいう。</u> <u>(3) 4、3、2、1級相当職員 一般行政職給料表の適用を受ける職員のうち4、3、2、1級の職務にある者、教育職給料表の適用を受ける職員のうち3、2、1級の職務にある者（3級の職務にある者にあつては、前号に掲げる職務にある者を除く。）、医療職給料表の適用を受ける職員のうち4、3、2、1級の職務にある者、技能職給料表の適用を受ける者および労務職給料表の適用を受ける者をいう。</u>
(2) 内国旅行 本邦（本州、北海道、四国、九州および規則で定めるその附属の島の存する領域をいう。以下同じ。）における旅行をいう。 (3) 外国旅行 本邦と外国（本邦以外の領域（公海を含む。）をいう。以下同じ。）との間における旅行および外国における旅行をいう。 (4) 出張 職員が公務のため一時その在勤地（任命権者またはその委任を受けた者	『改正後に新設』 『改正後に新設』 (4) 出張 職員が公務のため一時その在勤地を離れて旅行し、または職員以外の者

改正後	改正前
<p><u>(以下「旅行命令権者」という。)が認める場合には、その住所、居所その他旅行命令権者が認める場所</u>を離れて旅行し、または職員以外の者が公務のため一時その住所もしくは居所を離れて旅行することをいう。</p> <p>(5) 《現行どおり》</p> <p>(6) 帰住 職員が退職し、または死亡した場合において、その職員またはその遺族が生活の根拠となる地に旅行することをいう。</p> <p style="text-align: center;">《改正前を削る》</p>	<p>が公務のため一時その住所もしくは居所を離れて旅行することをいう。</p>
<p>(7) 遺族 職員の配偶者 <u>(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)</u>、子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹ならびに職員の死亡当時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。</p> <p>(8) 家族 内国旅行にあっては職員の配偶者、子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹で職員と生計を一にするものをいい、外国旅行にあっては職員の配偶者および子で職員と生計を一にするものをいう。</p> <p style="text-align: center;">《改正前を削る》</p> <p style="text-align: center;">《改正前を削る》</p> <p style="text-align: center;">(旅費の支給)</p> <p>第3条 《現行どおり》</p> <p>2 職員、<u>その配偶者もしくは子</u>またはその遺族が次の各号の一に該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。</p> <p>(1) 職員が出張または赴任のための旅行中に退職、免職（罷免を含む。）、失職または休職（以下「退職等」という。）と</p>	<p>(5) 《省略》</p> <p>(6) 帰住 職員が退職し、または死亡した場合において、その職員<u>もしくはその扶養親族</u>またはその遺族が生活の根拠<u>地</u>となる地に旅行することをいう。</p> <p>(7) 扶養親族 職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹で主として職員の収入によって生計を維持しているものをいう。</p> <p>(8) 遺族 職員の配偶者、子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹ならびに職員の死亡当時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。</p> <p style="text-align: center;">《改正後に新設》</p> <p><u>2 この条例において「何級の職務」という場合には、草津市職員の給与に関する条例（昭和40年草津市条例第27号）第3条に規定する給料表による当該級の職務をいうものとする。</u></p> <p><u>3 この条例において「何々地」という場合には、市町村の存する地域（都の特別区の存する地域にあつては、特別区の存する全地域）をいうものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">(旅費の支給)</p> <p>第3条 《省略》</p> <p>2 職員またはその遺族が次の各号の一に該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。</p> <p>(1) 職員が出張または赴任のための旅行中に退職、免職（罷免を含む。）、失職または休職（以下「退職等」という。）と</p>

改正後	改正前
<p>なつた場合（当該退職等に伴う旅費を必要としない場合を除く。）には、当該職員</p> <p>(2)～(3) 《現行どおり》</p> <p>(4) 職員が、外国の在勤地において死亡し、または出張もしくは赴任のための外国旅行中に死亡した場合には、当該職員の遺族</p> <p>(5) 外国在勤の職員の配偶者または子が、当該職員の在勤地において死亡し、または第17条第1項第2号ア、イもしくはエに規定する場合における外国旅行中に死亡した場合には、当該職員</p> <p>3 職員が前項第1号の規定に該当する場合において、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号もしくは第29条第1項各号に掲げる事由またはこれらに準ずる事由により退職等となつた場合には、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は、支給しない。</p> <p>4 《現行どおり》</p> <p>5 第1項、第2項および前項の規定に該当する場合を除くほか、他の法令に特別の定めがある場合その他市費を支弁して旅行させる必要がある場合には、旅費を支給する。</p> <p>6 第1項、第2項および前2項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、次条第3項の規定により旅行命令等の変更（取消しを含む。同項および同条第4項ならびに第5条において同じ。）を受け、または死亡した場合その他規則で定める場合には、当該旅行のため既に支出した金額のうちその者の損失となる金額または支出を要する金額で規則で定めるものを旅費として支給することができる。</p> <p>7 第1項、第2項、第4項および第5項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中天災その他規則で定める事情により、概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかつた場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部または一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で規則で定める金額を旅費として支給することができる。</p> <p style="padding-left: 2em;">(旅行命令等)</p>	<p>なつた場合（当該退職等に伴う旅費を必要としない場合を除く。）には、当該職員</p> <p>(2)～(3) 《省略》</p> <p>《改正後に新設》</p> <p>《改正後に新設》</p> <p>3 職員が前項第1号の規定に該当する場合において、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号もしくは第29条第1項各号に掲げる事由またはこれらに準ずる事由により退職等となつた場合には、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は、支給しない。</p> <p>4 《省略》</p> <p>《改正後に新設》</p> <p>5 第1項、第2項および前項の規定により旅費の支給を受けることができる者（その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。以下この条において同じ。）がその出発前に次条第3項の規定により旅行命令等を取り消され、または死亡した場合において、当該旅行のため既に支出した金額があるときは、その者の損失となつた金額を旅費として支給することができる。</p> <p>6 第1項、第2項および第4項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中交通機関等の事故または天災その他特別の事情により、概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかつた場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部または一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で任命権者が定める金額を旅費として支給することができる。</p> <p style="padding-left: 2em;">(旅行命令等)</p>

改正後	改正前
<p>第4条 次の各号に掲げる旅行は、当該各号に掲げる区分により、<u>旅行命令権者の発する旅行命令または旅行依頼</u>（以下この条および次条において「旅行命令等」という。）によって行われなければならない。</p> <p>(1)～(2) 《現行どおり》</p> <p>2 旅行命令権者は、電信、電話、郵便等の通信による連絡手段によつては公務の円滑な遂行を図ることができない場合で、かつ、予算上旅費の支出が可能である場合に限り、旅行命令等を発することができる。</p> <p>3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令等の変更をする必要があると認める場合で、前項の規定に該当する場合には、自らまたは次条第1項もしくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、<u>その変更をする</u>ことができる。</p> <p>4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、またはその変更をするには、旅行命令簿または旅行依頼簿（以下「旅行命令簿等」という。）に規則で定める事項の記載または記録をし、当該事項を当該旅行者に通知しなければならない。ただし、旅行命令簿等に当該事項の記載または記録をするいとまがない場合は、この限りでない。</p> <p>5 前項ただし書の規定により旅行命令簿等に記載または記録をしなかった場合には、できるだけ速やかに旅行命令簿等に同項に定める事項の記載または記録をしなければならない。</p> <p style="padding-left: 2em;">(旅行命令等に従わない旅行)</p> <p>第5条 旅行者は、公務上の必要または天災その他やむを得ない事情により旅行命令等（前条第3項の規定により変更を受けた旅行命令等を含む。以下この条において同じ。）に従つて旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。</p> <p>2 《現行どおり》</p> <p>3 旅行者が前2項の規定による旅行命令等の変更の申請をせず、または申請をしたがその変更が認められなかつた場合において、旅行命令等に従わないで旅行したときは、当該旅行者は、旅行命令等に従つた限度の旅行に対する旅費のみの支給を受けることができる。</p>	<p>第4条 次の各号に掲げる旅行は、当該各号に掲げる区分により、<u>任命権者またはその委任を受けた者</u>（以下「旅行命令権者」という。）の発する旅行命令または旅行依頼（以下「旅行命令等」という。）によつて行われなければならない。</p> <p>(1)～(2) 《省略》</p> <p>2 旅行命令権者は、電信、電話、郵便等の通信による連絡手段によつては公務の円滑な遂行を図ることができない場合で、かつ、予算上旅費の支出が可能である場合に限り、旅行命令等を発することができる。</p> <p>3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令等を変更（取り消しを含む。以下同じ。）する必要があると認める場合には、自らまたは次条第1項もしくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、<u>これを変更する</u>ことができる。</p> <p style="text-align: right;">《改正後に新設》</p> <p>第5条 旅行者は、公務上の必要または天災その他やむを得ない事情により旅行命令等（前条第3項の規定により変更された旅行命令等を含む。以下この条において同じ。）に従つて旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。</p> <p>2 《省略》</p> <p>3 旅行者が前2項の規定による旅行命令等の変更の申請をせず、または申請をしたがその変更が認められなかつた場合において、旅行命令等に従わないで旅行したときは、当該旅行者は、旅行命令等に従つた限度の旅行に対する旅費のみの支給を受けることができる。</p> <p style="text-align: right;">《改正後に新設》</p> <p style="text-align: center;">(旅行命令等に従わない旅行)</p>

改正後	改正前
(旅費の計算)	(旅費の種類)
<u>第6条 旅費は、旅行に要する実費を弁償するためのものとして次条から第19条までに規定する種目および内容に基づき、最も経済的な通常の経路および方法により旅行した場合によって計算する。ただし、公務上の必要または天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路または方法により旅行し難い場合は、その現によつた経路および方法によって計算する。</u>	<u>第6条 旅費の種類は、鐵道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料、移転料、着後手当および扶養親族移転料とする。</u>
	2 鉄道賃は、鐵道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。
	3 船賃は、水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。
	4 航空賃は、航空旅行について、路程に応じ旅客運賃により支給する。
	5 車賃は、陸路（鉄道を除く。以下同じ。）旅行について、路程に応じ1キロメートル当たりの定額または実費額により支給する。
	6 日当は、旅行中の日数に応じ、1日当たりの定額により支給する。
	7 宿泊料は、旅行中の夜数に応じ、1夜当たりの定額により支給する。
	8 食卓料は、水路旅行および航空旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。
	9 移転料は、赴任に伴う住所または居所の移転について、路程等に応じ定額により支給する。
	10 着後手当は、赴任に伴う住所または居所の移転について、定額により支給する。
	11 扶養親族移転料は、赴任に伴う扶養親族の移転について支給する。
(旅費の種目)	(旅費の計算)
<u>第7条 旅費の種目は、鐵道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費、家族移転費、渡航雜費および死亡手当とする。</u>	<u>第7条 旅費は、最も経済的な通常の経路および方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、公務上の必要または天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路または方法によつて旅行しがたい場合には、その現によつた経路および方法によつて計算する。</u>
(鉄道賃)	
<u>第8条 鉄道賃は、鐵道（鐵道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鐵道事業の用に供する鐵道および軌道法（大正10年法律第76号）第1条第1</u>	<u>第8条 旅費計算上の旅行日数は、旅行のため現に要した日数による。ただし、公務上の必要または天災その他やむを得ない事情により要した日数を除くほか、鐵道旅行に</u>

改正後	改正前
<p>項に規定する軌道、外国におけるこれらに相当するものその他規則で定めるものをいう。以下同じ。)を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第6号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。</p> <p>(1) 運賃          (2) 急行料金          (3) 寝台料金          (4) 座席指定料金          (5) 特別車両料金（市長等または市長等の旅費相当額を支給される者に随行して旅行する職員（以下「随行職員」という。）に限る。）          (6) 前各号に掲げる費用に付隨する費用</p> <p>2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、内国旅行の場合であって運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最下級（市長等および随行職員が移動する場合には、最上級の直近下位の級）、外国旅行の場合であって運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最上級の直近下位の級の運賃の額とする。</p> <p>（船賃）</p> <p><b>第9条</b> 船賃は、船舶（海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶、外国におけるこれに相当するものその他規則で定めるものをいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。</p> <p>(1) 運賃          (2) 寝台料金          (3) 座席指定料金          (4) 特別船室料金（市長等または随行職員に限る。）          (5) 前各号に掲げる費用に付隨する費用</p> <p>2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、内国旅行の場合であって運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最下級（市長等および随行職員が移動する場合に</p>	<p>あつては400キロメートル、水路旅行にあつては200キロメートル、陸路旅行にあつては50キロメートルについて1日の割合をもつて通算した日数を超えることができない。</p> <p>2 前項ただし書の規定により通算した日数に1日未満の端数を生じたときは、これを1日とする。</p> <p><b>第9条</b> 1日の旅行において、日当または宿泊料について定額を異にする事由が生じた場合には、額の多い方の定額による日当または宿泊料を支給する。</p>

改正後	改正前
<p>は、最上級の直近下位）、外国旅行の場合であって運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最上級の直近下位の級の運賃の額とする。</p> <p>(航空賃)</p> <p><u>第10条 航空賃は、航空機（航空法（昭和27年法律231号）第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機、外国におけるこれに相当するものその他規則で定めるものをいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号および第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。</u></p> <p>(1) 運賃</p> <p>(2) 座席指定料金</p> <p>(3) 前2号に掲げる費用に付随する費用</p> <p>2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。ただし、次の各号に掲げる場合は、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 外国旅行の場合であって、運賃の等級が3以上に区分された航空機により市長等および隨行職員が移動するとき 最上級の直近下位の級の運賃の額</p> <p>(2) 外国旅行の場合であって、運賃の等級が2に区分された航空機により市長等および隨行職員が移動するとき 上級の運賃の額</p> <p>(その他の交通費)</p> <p><u>第11条 その他の交通費は、鉄道、船舶および航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第4号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。</u></p> <p>(1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）を利用する移動に要する運賃</p>	<p><u>第10条 旅行者が市において借り入れまたは市有の船車等によって旅行するときは、鉄道賃、船賃および車賃を支給しない。</u></p> <p><u>第11条 鉄道旅行、水路旅行、航空旅行または陸路旅行中における年度の経過、職務の等級の変更等のため鉄道賃、船賃、航空賃または車賃を区分して計算する必要がある場合には、最初の目的地に到着するまでの分およびそれ以後の分に区分して計算する。</u></p>

改正後	改正前
<p>(2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）を利用する移動に要する運賃</p> <p>(3) 前2号に掲げる運賃以外の費用であつて、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）の賃料その他の移動に直接要する費用</p> <p>(4) 前3号に掲げる費用に付隨する費用（宿泊費）</p> <p><u>第12条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号。以下「省令」という。）別表第2に定める額（以下「宿泊費基準額」という。）とする。この場合において、省令別表第2中「指定職職員等」とあるのは「市長等」と、「職務の級が10級以下の者」とあるのは「職員」と読み替えるものとする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。</u></p>	
	(旅費の請求手続)
	<p><u>第12条 旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者および概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするものは、所定の請求書に必要な書類を添えて、当該旅費の支出または支払をする者（以下「支出命令者等」という。）に提出しなければならない。この場合において、必要な添付書類の全部または一部を提出しなかつた者は、その請求に係る旅費額のうち、その書類を提出しなかつたためその旅費の必要が明らかにされなかつた部分の金額の支給を受けることができない。</u></p> <p>2 概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者は、当該旅行を完了した後所定の期間内に、当該旅行について前項の規定による旅費の精算をしなければならない。</p> <p>3 支出命令者等は、前項の規定による精算の結果過払金があつた場合には、所定の期間内に、当該過払金を返納させなければならない。</p> <p><u>(職員以外の者の旅費)</u></p> <p><u>第13条 職員以外の者が、第3条第4項の規定により旅行する場合の旅費は、そのつど任命権者が市長と協議して定める。</u></p>
	第2章 旅費の額 (鉄道賃)
	<p><u>第14条 鉄道賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）、急行料金および特別車両料金</u></p>

改正後	改正前
<p><u>定額とする。</u></p>	<p>ならびに座席指定料金による。</p> <p>(1) <u>運賃の等級を2階級に区分する線路による旅行の場合には、1等の運賃</u></p> <p>(2) <u>運賃の等級を設けない線路による旅行の場合には、その乗車に要する運賃</u></p> <p>(3) <u>急行料金を徴する線路による旅行の場合には、前各号に規定する運賃のほか、次に規定する急行料金</u></p> <p>ア <u>第1号の規定に該当する線路による旅行の場合には、運賃の等級と同一等級の急行料金</u></p> <p>イ <u>前号の規定に該当する線路による旅行の場合には、その乗車に要する急行料金</u></p> <p>(4) <u>市長等が第2号の規定に該当する線路で特別車両料金を徴する客車を運行するものによる旅行の場合には、同号に規定する運賃および前号に規定する急行料金のほか、特別車両料金</u></p> <p>(5) <u>座席指定料金を徴する客車を運行する線路による旅行の場合には、第1号または第2号に規定する運賃、第3号に規定する急行料金および前号に規定する特別車両料金のほか、座席指定料金</u></p> <p>2 <u>前項第3号に規定する急行料金は、次の各号の一に該当する場合に限り、支給する。</u></p> <p>(1) <u>特別急行列車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上のもの</u></p> <p>(2) <u>普通急行列車または準急行列車を運行する線路による旅行で片道50キロメートル以上のもの</u></p> <p>3 <u>第1項第4号に規定する特別車両料金は、片道100キロメートル以上の旅行に限り支給する。</u></p> <p>4 <u>第1項第5号に規定する座席指定料金は、片道100キロメートル以上の旅行に限り支給する。</u></p> <p><u>(船賃)</u></p> <p><u>第15条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用（第17条第1項第1号アもしくはイまたは同項第2号アもしくはイに規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。）とし、その額は、規則で定める算定方法により算定される額とする。</u></p>
	<p><u>第15条 船賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（はしけ賃およびさん橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。）、寝台料金および特別船室料金ならびに座席指定料金による。</u></p> <p>(1) <u>運賃の等級を3階級に区分する船舶による旅行の場合には、次に規定する運賃</u></p>

改正後	改正前
	<p>ア <u>市長等および7、6、5級相当職員については、上級の運賃</u>      イ <u>4、3、2、1級相当職員については、中級の運賃</u></p> <p>(2) <u>運賃の等級を2階級に区分する船舶による旅行の場合には、上級の運賃</u></p> <p>(3) <u>運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃</u></p> <p>(4) <u>公務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、前3号に規定する運賃のほか、現に支払った寝台料金</u></p> <p>(5) <u>市長等が第3号の規定に該当する船舶で特別船室料金を徴するものを運行する航路による旅行の場合には、同号に規定する運賃および前号に規定する寝台料金のほか、特別船室料金</u></p> <p>(6) <u>座席指定料金を徴する船舶を運行する航路による旅行の場合には、前各号に規定する運賃および料金のほか、座席指定料金</u></p>
	<p>2 <u>前項第1号または第2号の規定に該当する場合において、同一階級の運賃を更に2以上に区分する船舶による旅行の場合には、当該各号の運賃は、同一階級内の最上級の運賃による。</u></p> <p>(航空賃)</p>
<p>(着後滞在費)</p> <p><u>第16条 着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、その額は、内国旅行にあっては5夜分を、外国旅行にあっては10夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費および宿泊手当の合計額に相当する額とする。</u></p>	<p><u>第16条 航空賃の額は、現に支払った旅客運賃とする。</u></p>
<p>(家族移転費)</p> <p><u>第17条 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げる額とする。</u></p>	<p>(車賃)</p> <p><u>第17条 車賃の額は、1キロメートルにつき37円とする。ただし、公務上の必要または天災その他やむを得ない事情により定額の車賃で旅行の実費を支弁することができない場合には、実費額による。</u></p>
<p>(1) <u>内国旅行にあっては、次に掲げる額</u>      ア <u>赴任の際家族（赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。以下この号および次号アからウまでにおいて同じ。）を職員の新居住地に移転する場合には、家族1人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当お</u></p>	

改正後	改正前
<p><u>よび着後滞在費の合計額に相当する額</u></p> <p><u>イ アに規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を職員の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、当該赴任後における職員の新居住地）に移転する場合は、アの規定に準じて算定した額</u></p> <p><u>(2) 外国旅行にあっては、次に掲げる額</u></p> <p><u>ア 赴任の際市長の許可を受け、家族を職員の新居住地に移転する場合には、家族1人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、着後滞在費および渡航雑費の合計額に相当する額</u></p> <p><u>イ アに規定する場合に該当せず、かつ、赴任後市長の許可を受け、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を職員の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、当該赴任後における職員の新居住地）に移転する場合には、アの規定に準じて算定した額</u></p> <p><u>ウ アに規定する場合に該当せず、かつ、本邦から外国に赴任後市長の許可を受け、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を赴任を命ぜられた日における居住地から本邦内の他の地に移転する場合には、前号アの規定に準じて算定した額</u></p> <p><u>エ 外国に赴任後市長の許可を受け、家族（アまたはイに規定する許可を受け移転した者であって同居しているものに限る。）を本邦に移転する場合は、アの規定に準じて算定した額</u></p> <p><u>2 旅行命令権者は、公務上の必要または天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第1号イまたは第2号イもしくはウに規定する期間を延長することができる。</u></p> <p><u>（渡航雑費）</u></p> <p><u>第18条 渡航雑費は、外国旅行に要する雑費とし、その額は、予防接種に係る費用、</u></p>	<p><u>よび着後滞在費の合計額に相当する額</u></p> <p><u>イ アに規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を職員の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、当該赴任後における職員の新居住地）に移転する場合は、アの規定に準じて算定した額</u></p> <p><u>(2) 外国旅行にあっては、次に掲げる額</u></p> <p><u>ア 赴任の際市長の許可を受け、家族を職員の新居住地に移転する場合には、家族1人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、着後滞在費および渡航雑費の合計額に相当する額</u></p> <p><u>イ アに規定する場合に該当せず、かつ、赴任後市長の許可を受け、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を職員の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、当該赴任後における職員の新居住地）に移転する場合には、アの規定に準じて算定した額</u></p> <p><u>ウ アに規定する場合に該当せず、かつ、本邦から外国に赴任後市長の許可を受け、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を赴任を命ぜられた日における居住地から本邦内の他の地に移転する場合には、前号アの規定に準じて算定した額</u></p> <p><u>エ 外国に赴任後市長の許可を受け、家族（アまたはイに規定する許可を受け移転した者であって同居しているものに限る。）を本邦に移転する場合は、アの規定に準じて算定した額</u></p> <p><u>2 旅行命令権者は、公務上の必要または天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第1号イまたは第2号イもしくはウに規定する期間を延長することができる。</u></p> <p><u>（日当）</u></p> <p><u>第18条 日当の額は、別表の定額による。</u></p>

改正後	改正前
<u>旅券の交付手数料、査証手数料および外貨交換手数料ならびに入出国税その他外国旅行に必要なものとして規則で定める費用の額とする。</u>	
	<u>2 鉄道 100 キロメートル未満、水路 100 キロメートル未満または陸路 50 キロメートル未満の旅行の場合における日当の額は、公務上の必要または天災その他やむを得ない事情により宿泊した場合を除くほか、前項の規定にかかわらず、同項の定額の 2 分の 1 に相当する額による。</u>
	<u>3 鉄道、水路または陸路にわたる旅行については、鉄道 2 キロメートル、水路 2 キロメートルをもつてそれぞれ陸路 1 キロメートルとみなして、前項の規定を適用する。</u>
	<u>4 別に規則で定める地域の旅行における日当は、公務上の必要または天災その他やむを得ない事情により宿泊した場合を除くほか、前 3 項の規定にかかわらず、支給しない。</u>
	<u>(宿泊料)</u>
	<u>第 19 条 宿泊料の額は、宿泊先の区分に応じた別表の定額による。</u>
	<u>2 宿泊料は、水路旅行および航空旅行については、公務上の必要または天災その他やむを得ない事情により上陸または着陸して宿泊した場合に限り、支給する。</u>
	<u>(食卓料)</u>
	<u>第 20 条 食卓料の額は、別表の定額による。</u>
	<u>2 食卓料は、船賃もしくは航空賃のほかに別に食費を要する場合または船賃もしくは航空賃を要しないが食費を要する場合に限り、支給する。</u>
	<u>(移転料)</u>
	<u>第 21 条 移転料の額は、そのつど任命権者が市長と協議して定める。</u>
	<u>(着後手当)</u>
	<u>第 22 条 着後手当の額は、別表の日当定額</u>

改正後	改正前
<p>他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）に係る旅費の支給額は、第8条第1項各号、第9条第1項各号、第10条第1項各号および第11条各号に掲げる各費用について、当該各条および第6条の規定により計算した額と現に支払った額とを比較し、当該各費用のいずれか少ない額とを合計した額とする。</p> <p>2 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費（宿泊手当に相当する部分を除く。）、家族移転費（宿泊手当に相当する部分を除く。）および渡航雑費に係る旅費の支給額は、当該各種目について第6条ならびに第12条、第13条、第15条、第16条、第17条第1項および第18条の規定により計算した額と現に支払った額とを比較し、当該各種目のいずれか少ない額を合計した額とする。</p> <p style="text-align: center;">(旅費の請求手続)</p> <p>第23条 旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者および概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするものは、所定の請求書に必要な書類を添えて、当該旅費の支出または支払をする者に提出しなければならない。この場合において、必要な添付書類の全部または一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費額のうち、その書類を提出しなかったためその旅費の必要が明らかにされなかった部分の金額の支給を受けることができない。</p> <p style="text-align: center;">(旅費の調整)</p> <p>第24条 旅行命令権者は、旅行者が本市以外の者から旅費の支給を受ける場合その他旅行における特別の事情によりまたは旅行の性質上この条例または旅費に関する他の法令の規定による旅費を支給した場合には不当に旅行の実費を超えた旅費または通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費またはその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。</p> <p>2 旅行命令権者は、旅行者がこの条例または旅費に関する他の法令の規定による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情によりまたは当該旅行の性質上困難である場合には、市長と協議して必要と</p>	<p>の5日分および赴任に伴い住所または居所を移転した地の存する地域の区分に応じた宿泊料定額の5夜分に相当する額による。</p> <p>(扶養親族移転料)</p> <p>第23条 扶養親族移転料の額は、そのつど任命権者が市長と協議して定める。</p> <p>第24条 削除</p>

改正後	改正前
<p>する旅費を支給することができる。</p> <p>(旅費の特例)</p> <p><u>第25条 任命権者は、職員について労働基準法(昭和22年法律第49号)第15条第3項もしくは第64条の規定に該当する事由がある場合において、この条例の規定による旅費の支給ができないとき、またはこの条例の規定により支給する旅費が、労働基準法第15条第3項もしくは第64条の規定による旅費もしくは費用に満たないときは、当該職員に対し、これらの規定による旅費もしくは費用に相当する金額またはその満たない部分に相当する金額を旅費として支給するものとする。</u></p> <p>(旅費の返納)</p> <p><u>第26条 市長は、旅行者がこの条例またはこれに基づく命令の規定に違反して旅費の支給または旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費または当該金額を返納させなければならない。</u></p> <p>2 旅行者が市において借り入れまたは市有の船車等を使用したときは、前項の旅費は支給しない。</p> <p>(退職者等の旅費)</p> <p><u>第26条 第3条第2項第1号の規定により支給する旅費は、次の各号に規定する旅費とする。</u></p> <p>(1) 職員が出張中に退職等となつた場合には、次に規定する旅費</p> <p>ア 退職等となつた日(以下「退職等の日」という。)にいた地から退職等の命令の通達を受け、またはその原因となつた事実の発生を知つた日(以下「退職等を知つた日」という。)にいた地までの前職務相当の旅費</p> <p>イ 退職等を知つた日の翌日から3月以内に出発した当該退職等に伴う旅行をした場合に限り、出張の例に準じて計算した退職等を知つた日にいた地から旧在勤地までの前職務相当の旅費</p> <p>(2) 職員が赴任中に退職等となつた場合は、赴任の例に準じ、かつ、新在勤地を旧在勤地とみなして前号の規定に準じて計算した旅費</p> <p>2 職員が退職等の後、事務引継または残務整理等の用務のため旅行を命ぜられたときは、前職務相当の旅費を支給する。</p>	<p>(在勤地内旅行の旅費)</p> <p><u>第25条 職員が、在勤公署から片道2キロメートル以上の地点に在勤地内旅行を命ぜられたときは、その利用した交通機関が定める実費額を支給する。</u></p>

改正後	改正前
<p><u>3 前項に規定する給与の種類は、規則で定める。</u>  <u>(委任)</u></p> <p><u>第27条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</u></p>	<p><u>(遺族の旅費)</u></p> <p><u>第27条 第3条第2項第2号の規定により支給する旅費は、次の各号に規定する旅費とする。</u></p> <p class="list-item-l1">(1) 職員が出張中に死亡した場合には、死亡地から旧在勤地までの往復に要する前職務相当の旅費</p> <p class="list-item-l1">(2) 職員が赴任中に死亡した場合には、赴任の例に準じて計算した死亡地から新在勤地までの前職務相当の旅費</p> <p><u>2 遺族が前項に規定する旅費の支給を受ける順位は、第2条第1項第9号に掲げる順序により、同順位者がある場合には、年長者を先にする。</u></p> <p><u>3 第3条第2項第3号の規定により支給する旅費は、そのつど任命権者が市長と協議して定める。</u></p>
《改正前を削る》	<u>第3章 雜則</u> <u>(旅費の調整)</u>
《改正前を削る》	<p><u>第28条 任命権者は、旅行者が公用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した場合その他当該旅行における特別の事情によりまたは当該旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には不当に旅行の実費を超えた旅費または通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費またはその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。</u></p> <p><u>2 任命権者は、旅行者がこの条例の規定による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情によりまたは当該旅行の性質上困難である場合には、市長と協議して必要とする旅費を支給することができる。</u></p>
《改正前を削る》	<u>(外国旅行の旅費)</u>
《改正前を削る》	<p><u>第29条 外国に旅行を命ぜられた場合の旅費については、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）の定めるところに準じ、そのつど市長が定める。</u></p>
《改正前を削る》	<u>(旅費の特例)</u>
	<p><u>第30条 任命権者は、職員について労働基準法（昭和22年法律第49号）第15条第3項もしくは第64条の規定に該当する</u></p>

改正後	改正前																						
<p>『改正前を削る』</p> <p>『改正前を削る』</p>	<p>事由がある場合において、この条例の規定による旅費の支給ができないとき、またはこの条例の規定により支給する旅費が、労働基準法第15条第3項もしくは第64条の規定による旅費もしくは費用に満たないときは、当該職員に対し、これらの規定による旅費もしくは費用に相当する金額またはその満たない部分に相当する金額を旅費として支給するものとする。</p> <p>(委任)</p> <p><u>第31条</u> この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>別表（第18条—第20条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">日当 (1日 につ き)</th> <th colspan="2">宿泊料（1夜 につき）</th> <th rowspan="2">食卓料 (1夜 につ き)</th> </tr> <tr> <th>甲地方</th> <th>乙地方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市長等</td> <td>円 3, 0 00</td> <td>円 14, 800</td> <td>円 13, 300</td> <td>円 3, 0 00</td> </tr> <tr> <td>7、6、5級 相当職員</td> <td>2, 6 00</td> <td>13, 100</td> <td>11, 800</td> <td>2, 6 00</td> </tr> <tr> <td>4、3、2、 1級相当職員</td> <td>2, 2 00</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 宿泊料の欄中甲地方とは、東京都、大阪市、名古屋市、横浜市、京都市および神戸市のうち市長が定める地域その他これらに準ずる地域で市長が定めるものをいい、乙地方とは、その他の地域をいう。固定宿泊施設に宿泊しない場合には、乙地方に宿泊したものとみなす。</p>	区分	日当 (1日 につ き)	宿泊料（1夜 につき）		食卓料 (1夜 につ き)	甲地方	乙地方	市長等	円 3, 0 00	円 14, 800	円 13, 300	円 3, 0 00	7、6、5級 相当職員	2, 6 00	13, 100	11, 800	2, 6 00	4、3、2、 1級相当職員	2, 2 00			
区分	日当 (1日 につ き)			宿泊料（1夜 につき）			食卓料 (1夜 につ き)																
		甲地方	乙地方																				
市長等	円 3, 0 00	円 14, 800	円 13, 300	円 3, 0 00																			
7、6、5級 相当職員	2, 6 00	13, 100	11, 800	2, 6 00																			
4、3、2、 1級相当職員	2, 2 00																						

## 付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の草津市職員等の旅費に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

(草津市特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部改正)

3 草津市特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例（昭和31年草津市条例第20号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後			改正前		
第1条～第3条 《現行どおり》 別表（第1条第1項、第2条第2項関係）			第1条～第3条 《省略》 別表（第1条第1項、第2条第2項関係）		
区分	報酬の額	旅費の額	区分	報酬の額	旅費の額
《現行どおり》	《現行どおり》	《現行どおり》	《省略》	《省略》	《省略》
選挙長	《現行どおり》	草津市職員等の旅費に関する条例による <u>職員</u> の旅費の相当額	選挙長	《省略》	草津市職員等の旅費に関する条例による <u>7級相当職員</u> の旅費の相当額
投票所の投票管理	《現行どおり》		投票所の投票管理		
期日前投票所の投票管理者			期日前投票所の投票管理者		
開票管理者			開票管理者		
選挙立会人			選挙立会人		
投票所の投票立会人			投票所の投票立会人		
期日前投票所の投票立会人			期日前投票所の投票立会人		
開票立会人			開票立会人		
介護認定審査会委員および障害者総合支援法草津市審査会委員	《現行どおり》		介護認定審査会委員および障害者総合支援法草津市審査会委員	《省略》	
審理員	《現行どおり》		審理員	《省略》	
付属機関の委員その他の構成員	《現行どおり》		付属機関の委員その他の構成員	《省略》	
《現行どおり》		《現行どおり》	《省略》	《省略》	《省略》

(草津市実費弁償条例の一部改正)

4 草津市実費弁償条例（平成3年草津市条例第22号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後		改正前	
第1条～第2条 《現行どおり》 (実費弁償の額)		第1条～第2条 《省略》 (実費弁償の額)	
第3条 《現行どおり》		第3条 《省略》	
2 前項の旅費は、鉄道賃、船賃、 <u>航空賃</u> 、 <u>その他の交通費</u> 、 <u>宿泊費</u> 、 <u>包括宿泊費</u> および <u>宿泊手当</u> とし、その額は、草津市職員等の旅費に関する条例（昭和54年草津市条例第31号）の規定に基づき支給する一般行政職給料表の適用を受ける職員のうち <u>4級の職務</u> にある者の旅費の額と同額とする。		2 前項の旅費は、鉄道賃、船賃、 <u>車賃</u> 、 <u>日当</u> および <u>宿泊料</u> とし、その額は、草津市職員等の旅費に関する条例（昭和54年草津市条例第31号）の規定に基づき支給する一般行政職給料表の適用を受ける職員のうち <u>4級の職務</u> にある者の旅費の額と同額とする。 <u>ただし、市内に居住する証人等で出頭し、または参加する場所が市内である場合の旅費は、日当のみとする。</u>	

改正後	改正前
第4条～第5条 《現行どおり》	第4条～第5条 《省略》

(草津市会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例の一部改正)

5 草津市会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例（令和元年草津市条例第30号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
第1条～第14条 《現行どおり》 (旅費)	第1条～第14条 《省略》 (旅費)
第15条 会計年度任用職員の旅費は、草津市職員等の旅費に関する条例（昭和54年草津市条例第31号）に規定する <u>職員</u> の例により支給する。	第15条 会計年度任用職員の旅費は、草津市職員等の旅費に関する条例（昭和54年草津市条例第31号）に規定する <u>4、3、2、1級相当職員</u> の例により支給する。
第16条 《現行どおり》 別表 《現行どおり》	第16条 《省略》 別表 《省略》

(草津市消防団条例の一部改正)

6 草津市消防団条例（昭和38年草津市条例第16号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
第1条～第13条 《現行どおり》 (費用弁償)	第1条～第13条 《省略》 (費用弁償)
第14条 《現行どおり》 2 旅費の額およびその支給方法は、草津市職員等の旅費に関する条例（昭和54年草津市条例第31号）の規定を準用し、 <u>職員</u> の旅費の相当額とする。	第14条 《省略》 2 旅費の額およびその支給方法は、草津市職員等の旅費に関する条例（昭和54年草津市条例第31号）の規定を準用し、 <u>団長、副団長および分団長にあつては7級相当職員、その他の団員にあつては4級相当職員</u> の旅費の相当額とする。
第15条～第17条 《現行どおり》 別表第1～別表第2 《現行どおり》	第15条～第17条 《省略》 別表第1～別表第2 《省略》

議第94号

草津市手数料条例等の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和7年11月28日

草津市長 橋川渉

草津市手数料条例等の一部を改正する条例

(草津市手数料条例の一部改正)

第1条 草津市手数料条例（昭和53年草津市条例第4号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
第1条～第10条 《現行どおり》 別表（第2条関係） 1～5 《現行どおり》 6 草津市美術展覧会実施規則（昭和56年草津市教育委員会規則第1号）の規定に基づき実施する草津市美術展覧会への出品手数料は、1点につき <u>700円</u> とする。 7～8 《現行どおり》 9 《現行どおり》 (1) 占有者が、特定家庭用機器の収集および法に基づく指定引取場所への運搬を委託する場合における手数料は、次の表のとおりとする。	第1条～第10条 《省略》 別表（第2条関係） 1～5 《省略》 6 草津市美術展覧会実施規則（昭和56年草津市教育委員会規則第1号）の規定に基づき実施する草津市美術展覧会への出品手数料は、1点につき <u>600円</u> とする。 7～8 《省略》 9 《省略》 (1) 占有者が、特定家庭用機器の収集および法に基づく指定引取場所への運搬を委託する場合における手数料は、次の表のとおりとする。
分類	手数料
ユニット形エアコンディショナー（ウインド形エアコンディショナーまたは室内ユニットが壁掛け形もしくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）	1台につき <u>3,800円</u>
テレビジョン受信機のうち、次に掲げるもの ア プラウン管式のもの イ 液晶式のもの <u>および</u> <u>有機エレクトロルミネセンス式のもの（いざれも</u> 電源として一次電池または蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるよう設計したものを除く。） <u>ならびに</u> プラズマ式のもの	1台につき <u>2,200円</u>
電気冷蔵庫および電気冷凍庫	1台につき <u>5,600円</u>
《現行どおり》	《現行どおり》
(2)～(3) 《現行どおり》	(2)～(3) 《省略》
10～13 《現行どおり》	10～13 《省略》
14 《現行どおり》	14 《省略》

改正後	改正前
(1)～(51)の4 《現行どおり》	(1)～(51)の4 《省略》
(52) 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号。以下この項において「政令」という。)第137条の12 <u>第11項</u> または <u>第12項</u> の規定に基づく建築物の大規模の修繕または大規模の模様替の認定の申請に対する審査 建築物の大規模の修繕または大規模の模様替の認定申請手数料 1件につき32,000円	(52) 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号。以下この項において「政令」という。)第137条の12 <u>第6項</u> または <u>第7項</u> の規定に基づく建築物の大規模の修繕または大規模の模様替の認定の申請に対する審査 建築物の大規模の修繕または大規模の模様替の認定申請手数料 1件につき32,000円
(52)の2～(58) 《現行どおり》	(52)の2～(58) 《省略》
15 《現行どおり》	15 《省略》
(1) 《現行どおり》	(1) 《省略》
(2) 租税特別措置法第28条の4第3項第5号イもしくは第63条第3項第5号イまたは第31条の2第2項第14号ハもしくは第62条の3第4項第14号ハに規定する宅地の造成が優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査	(2) 租税特別措置法第28条の4第3項第5号イもしくは第63条第3項第5号イまたは第31条の2第2項第14号ハもしくは第62条の3第4項第14号ハに規定する宅地の造成が優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査
優良宅地造成認定申請手数料	優良宅地造成認定申請手数料
認定面積	1件についての手数料の額
《改正前を削る》	《改正前を削る》
0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満	《現行どおり》
0.3ヘクタール以上	<b>200,000円</b>
0.6ヘクタール未満	
0.6ヘクタール以上1.0ヘクタール未満	<b>270,000円</b>
1.0ヘクタール以上3.0ヘクタール未満	<b>400,000円</b>
3.0ヘクタール以上6.0ヘクタール未満	<b>530,000円</b>
6.0ヘクタール以上10.0ヘクタール未満	<b>680,000円</b>
10.0ヘクタール以上	<b>900,000円</b>
(3) 租税特別措置法第28条の4第3項第7号イ、第63条第3項第7号イ、平成10年改正措置法附則第20条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる旧租税特別措置法第63条の2第3項第3号イに規定する宅地の造成が優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定または平成10年改正措置法附則第20条第4項の規定によりなお	(3) 租税特別措置法第28条の4第3項第7号イ、第63条第3項第7号イ、平成10年改正措置法附則第20条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる旧租税特別措置法第63条の2第3項第3号イに規定する宅地の造成が優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定または平成10年改正措置法附則第20条第4項の規定によりなお

改正後	改正前																																																								
<p>その効力を有することとされる旧租税特別措置法第63条の2第3項第3号イに規定する宅地の造成が優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査</p> <p>優良宅地造成認定申請手数料</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="text-align: center; padding: 2px;">認定面積</th><th style="text-align: center; padding: 2px;">1件についての手数料の額</th></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">0. 1ヘクタール未満</td><td style="padding: 2px;"><u>89,000円</u></td></tr> </table> <p>(4) «現行どおり»      16 «現行どおり»      (1) «現行どおり»      ア 主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為の場合</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="text-align: center; padding: 2px;">開発区域の面積</th><th style="text-align: center; padding: 2px;">1件についての手数料の額</th></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">«現行どおり»</td><td style="padding: 2px;">«現行どおり»</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">0. 3ヘクタール以上</td><td style="padding: 2px;"><u>45,000円</u></td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">0. 6ヘクタール未満のとき</td><td style="padding: 2px;"></td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">«現行どおり»</td><td style="padding: 2px;">«現行どおり»</td></tr> </table> <p>イ 主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築または自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為の場合</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="text-align: center; padding: 2px;">開発区域の面積</th><th style="text-align: center; padding: 2px;">1件についての手数料の額</th></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">«現行どおり»</td><td style="padding: 2px;">«現行どおり»</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">1. 0ヘクタール以上3. 0ヘクタール未満のとき</td><td style="padding: 2px;"><u>210,000円</u></td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">«現行どおり»</td><td style="padding: 2px;">«現行どおり»</td></tr> </table> <p>ウ その他の開発行為の場合</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="text-align: center; padding: 2px;">開発区域の面積</th><th style="text-align: center; padding: 2px;">1件についての手数料の額</th></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">«現行どおり»</td><td style="padding: 2px;">«現行どおり»</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">3. 0ヘクタール以上6. 0ヘクタール未満のとき</td><td style="padding: 2px;"><u>530,000円</u></td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">«現行どおり»</td><td style="padding: 2px;">«現行どおり»</td></tr> </table> <p>(2)～(4) «現行どおり»      (5) 法第43条の規定に基づく建築等の許可の申請に対する審査      開発許可を受けない市街化調整区域内の土地における建築等許可申請手数料</p>	認定面積	1件についての手数料の額	0. 1ヘクタール未満	<u>89,000円</u>	開発区域の面積	1件についての手数料の額	«現行どおり»	«現行どおり»	0. 3ヘクタール以上	<u>45,000円</u>	0. 6ヘクタール未満のとき		«現行どおり»	«現行どおり»	開発区域の面積	1件についての手数料の額	«現行どおり»	«現行どおり»	1. 0ヘクタール以上3. 0ヘクタール未満のとき	<u>210,000円</u>	«現行どおり»	«現行どおり»	開発区域の面積	1件についての手数料の額	«現行どおり»	«現行どおり»	3. 0ヘクタール以上6. 0ヘクタール未満のとき	<u>530,000円</u>	«現行どおり»	«現行どおり»	<p>その効力を有することとされる旧租税特別措置法第63条の2第3項第3号イに規定する宅地の造成が優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査</p> <p>優良宅地造成認定申請手数料 <u>1件につき85,000円</u></p> <p>(4) «省略»      16 «省略»      (1) «省略»      ア 主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為の場合</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="text-align: center; padding: 2px;">開発区域の面積</th><th style="text-align: center; padding: 2px;">1件についての手数料の額</th></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">«省略»</td><td style="padding: 2px;">«省略»</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">0. 3ヘクタール以上</td><td style="padding: 2px;"><u>44,000円</u></td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">0. 6ヘクタール未満のとき</td><td style="padding: 2px;"></td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">«省略»</td><td style="padding: 2px;">«省略»</td></tr> </table> <p>イ 主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築または自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為の場合</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="text-align: center; padding: 2px;">開発区域の面積</th><th style="text-align: center; padding: 2px;">1件についての手数料の額</th></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">«省略»</td><td style="padding: 2px;">«省略»</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">1. 0ヘクタール以上3. 0ヘクタール未満のとき</td><td style="padding: 2px;"><u>200,000円</u></td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">«省略»</td><td style="padding: 2px;">«省略»</td></tr> </table> <p>ウ その他の開発行為の場合</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="text-align: center; padding: 2px;">開発区域の面積</th><th style="text-align: center; padding: 2px;">1件についての手数料の額</th></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">«省略»</td><td style="padding: 2px;">«省略»</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">3. 0ヘクタール以上6. 0ヘクタール未満のとき</td><td style="padding: 2px;"><u>520,000円</u></td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">«省略»</td><td style="padding: 2px;">«省略»</td></tr> </table> <p>(2)～(4) «省略»      (5) 法第43条の規定に基づく建築等の許可の申請に対する審査      開発許可を受けない市街化調整区域内の土地における建築等許可申請手数料</p>	開発区域の面積	1件についての手数料の額	«省略»	«省略»	0. 3ヘクタール以上	<u>44,000円</u>	0. 6ヘクタール未満のとき		«省略»	«省略»	開発区域の面積	1件についての手数料の額	«省略»	«省略»	1. 0ヘクタール以上3. 0ヘクタール未満のとき	<u>200,000円</u>	«省略»	«省略»	開発区域の面積	1件についての手数料の額	«省略»	«省略»	3. 0ヘクタール以上6. 0ヘクタール未満のとき	<u>520,000円</u>	«省略»	«省略»
認定面積	1件についての手数料の額																																																								
0. 1ヘクタール未満	<u>89,000円</u>																																																								
開発区域の面積	1件についての手数料の額																																																								
«現行どおり»	«現行どおり»																																																								
0. 3ヘクタール以上	<u>45,000円</u>																																																								
0. 6ヘクタール未満のとき																																																									
«現行どおり»	«現行どおり»																																																								
開発区域の面積	1件についての手数料の額																																																								
«現行どおり»	«現行どおり»																																																								
1. 0ヘクタール以上3. 0ヘクタール未満のとき	<u>210,000円</u>																																																								
«現行どおり»	«現行どおり»																																																								
開発区域の面積	1件についての手数料の額																																																								
«現行どおり»	«現行どおり»																																																								
3. 0ヘクタール以上6. 0ヘクタール未満のとき	<u>530,000円</u>																																																								
«現行どおり»	«現行どおり»																																																								
開発区域の面積	1件についての手数料の額																																																								
«省略»	«省略»																																																								
0. 3ヘクタール以上	<u>44,000円</u>																																																								
0. 6ヘクタール未満のとき																																																									
«省略»	«省略»																																																								
開発区域の面積	1件についての手数料の額																																																								
«省略»	«省略»																																																								
1. 0ヘクタール以上3. 0ヘクタール未満のとき	<u>200,000円</u>																																																								
«省略»	«省略»																																																								
開発区域の面積	1件についての手数料の額																																																								
«省略»	«省略»																																																								
3. 0ヘクタール以上6. 0ヘクタール未満のとき	<u>520,000円</u>																																																								
«省略»	«省略»																																																								

改正後		改正前	
敷地の面積	1件についての手数料の額	敷地の面積	1件についての手数料の額
《現行どおり》	《現行どおり》	《省略》	《省略》
1. 0ヘクタール以上のとき	<u>94,000円</u>	1. 0ヘクタール以上のとき	<u>93,000円</u>
(6)～(8) 《現行どおり》		(6)～(8) 《省略》	
17～49 《現行どおり》		17～49 《省略》	

(草津市立地域まちづくりセンター条例の一部改正)

第2条 草津市立地域まちづくりセンター条例（平成28年草津市条例第26号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
第1条～第14条 《現行どおり》	第1条～第14条 《省略》
別表第1 《現行どおり》	別表第1 《省略》
別表第2 (第8条関係) (別添1－1のとおり)	別表第2 (第8条関係) (別添1－2のとおり)

(草津市税条例の一部改正)

第3条 草津市税条例（昭和45年草津市条例第9号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
第1条～第20条 《現行どおり》 (督促手数料)	第1条～第20条 《省略》 (督促手数料)
第21条 徴税吏員は、督促状を発した場合においては、督促状1通について、 <u>150</u> 円の督促手数料を徴収しなければならない。ただし、やむを得ない理由があると認める場合においては、これを徴収しない。	第21条 徴税吏員は、督促状を発した場合においては、督促状1通について、 <u>100</u> 円の督促手数料を徴収しなければならない。ただし、やむを得ない理由があると認める場合においては、これを徴収しない。
第22条～第155条 《現行どおり》	第22条～第155条 《省略》

(草津市税外収入金の督促、延滞金の徴収および滞納処分に関する条例の一部改正)

第4条 草津市税外収入金の督促、延滞金の徴収および滞納処分に関する条例（平成21年草津市条例第31号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
第1条～第4条 《現行どおり》 (督促手数料の徴収)	第1条～第4条 《省略》 (督促手数料の徴収)
第5条 市長は、前条第1項の規定により督促状を発した場合においては、督促状1通について、 <u>150</u> 円の督促手数料を徴収し	第5条 市長は、前条第1項の規定により督促状を発した場合においては、督促状1通について、 <u>100</u> 円の督促手数料を徴収し

改正後	改正前
なければならない。ただし、やむを得ない理由があると認める場合においては、これを徴収しない。 第6条～第9条 《現行どおり》	なければならない。ただし、やむを得ない理由があると認める場合においては、これを徴収しない。 第6条～第9条 《省略》

(草津市立図書館設置条例の一部改正)

第5条 草津市立図書館設置条例（昭和58年草津市条例第15号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後				改正前			
第1条～第9条 《現行どおり》				第1条～第9条 《省略》			
別表（第7条第1項関係）				別表（第7条第1項関係）			
区分	午前	午後	全日	区分	午前	午後	全日
	10時から 12時30分まで	13時から 18時まで	10時から 18時まで		10時から 12時30分まで	13時から 18時まで	10時から 18時まで
会議室	円 <u>1,000</u>	円 <u>1,900</u>	円 <u>2,900</u>	会議室	円 <u>900</u>	円 <u>1,800</u>	円 <u>2,700</u>
大会議室	円 <u>2,900</u>	円 <u>5,900</u>	円 <u>8,800</u>	大会議室	円 <u>2,800</u>	円 <u>5,500</u>	円 <u>8,300</u>
備考 《現行どおり》				備考 《省略》			

(草津市立教育集会所設置条例の一部改正)

第6条 草津市立教育集会所設置条例（昭和47年草津市条例第9号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
第1条～第16条 《現行どおり》	第1条～第16条 《省略》
別表第1 《現行どおり》	別表第1 《省略》
別表第2（第10条関係） (別添2-1のとおり)	別表第2（第10条関係） (別添2-2のとおり)

(草津市立隣保館条例の一部改正)

第7条 草津市立隣保館条例（昭和46年草津市条例第9号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
第1条～第15条 《現行どおり》	第1条～第15条 《省略》
別表第1 《現行どおり》	別表第1 《省略》
別表第2（第9条関係） (別添3-1のとおり)	別表第2（第9条関係） (別添3-2のとおり)

(草津市立障害者福祉センター条例の一部改正)

第8条 草津市立障害者福祉センター条例（平成18年草津市条例第42号）の一部を次のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後				改正前										
第1条～第13条 《現行どおり》 別表（第11条第1項関係）				第1条～第13条 《省略》 別表（第11条第1項関係）										
1 センターの学習室の使用料は、次のとおりとする。				1 センターの学習室の使用料は、次のとおりとする。										
区分	午前	午後	午前・午後	区分	午前	午後	午前・午後							
	9時から1 2時まで	13時から 17時まで	9時から1 7時まで		9時から1 2時まで	13時から 17時まで	9時から1 7時まで							
学習 室A	《現行どお り》	<u>1, 100</u> 円	<u>1, 900</u> 円	学習 室A	《省略》	<u>1, 000</u> 円	<u>1, 800</u> 円							
学習 室B	<u>1, 200</u> 円	<u>1, 600</u> 円	<u>2, 800</u> 円	学習 室B	<u>1, 100</u> 円	<u>1, 500</u> 円	<u>2, 600</u> 円							
備考 《現行どおり》														
2 障害者デイサービス事業の用に供するセンターの施設の使用料は、1回につき <u>1, 000円</u> とする。ただし、生活保護世帯または市町村民税非課税世帯に属する者は、無料とする。														
3 障害者入浴サービス事業の用に供するセンターの施設の使用料は、次のとおりとする。														
区分	使用料													
第1種障害者が使用する場合	<u>1人1回につき240円</u>													
第2種障害者が使用した場合	<u>1人1回につき240円</u>													
用する場 合	15歳以上の者（中学生を除く。）が使 用した場合	<u>1人1回につき490円</u>												
第1種障害者および当該第1種 障害者が属する親族がともに専 用して使用する場合または第2 種障害者および当該第2種障害 者が属する親族がともに専用し て使用する場合	<u>1時間につき600円</u>													
備考 《現行どおり》														
備考 《省略》														

（草津市立クリーンセンター条例の一部改正）

第9条 草津市立クリーンセンター条例（平成29年草津市条例第31号）の一部を次の表のよう  
うに改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後				改正前			
第1条～第8条 《現行どおり》 別表（第6条第1項関係）				第1条～第8条 《省略》 別表（第6条第1項関係）			
区分	午前	午後	全日	区分	午前	午後	全日
	9時から1 2時まで	13時から 17時まで	9時から1 7時まで		9時から1 2時まで	13時から 17時まで	9時から1 7時まで
多目的室	円 <u>3, 300</u>	円 <u>4, 400</u>	円 <u>7, 700</u>	多目的室	円 <u>3, 100</u>	円 <u>4, 200</u>	円 <u>7, 300</u>
研修室《現行どおり》		円 <u>2, 100</u>	円 <u>3, 600</u>	研修室《省略》		円 <u>1, 900</u>	円 <u>3, 400</u>
備考 《現行どおり》				備考 《省略》			

(草津市営墓地条例の一部改正)

第10条 草津市営墓地条例（昭和43年草津市条例第33号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
第1条～第9条 《現行どおり》 (管理料)	第1条～第9条 《省略》 (管理料)
第10条 《現行どおり》 2 管理料は、墓所1区画につき年額 <u>2, 500円</u> とする。	第10条 《省略》 2 管理料は、墓所1区画につき年額 <u>2, 000円</u> とする。
3～4 《現行どおり》	3～4 《省略》
第11条～第17条 《現行どおり》	第11条～第17条 《省略》

(草津市介護保険条例の一部改正)

第11条 草津市介護保険条例（平成12年草津市条例第10号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
第1条～第11条 《現行どおり》 (保険料の督促手数料)	第1条～第11条 《省略》 (保険料の督促手数料)
第12条 徴収職員は、督促状を発した場合においては、督促状1通について、 <u>150円</u> の督促手数料を徴収しなければならない。ただし、やむを得ない理由があると認める場合においては、これを徴収しない。	第12条 徴収職員は、督促状を発した場合においては、督促状1通について、 <u>100円</u> の督促手数料を徴収しなければならない。ただし、やむを得ない理由があると認める場合においては、これを徴収しない。
第13条～第24条 《現行どおり》	第13条～第24条 《省略》

(草津市後期高齢者医療に関する条例の一部改正)

第12条 草津市後期高齢者医療に関する条例（平成20年草津市条例第8号）の一部を次のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
第1条～第4条 《現行どおり》 (保険料の督促手数料)	第1条～第4条 《省略》 (保険料の督促手数料)
第5条 《現行どおり》	第5条 《省略》
2 市長は、前項の規定により督促状を発したときは、督促手数料として1通につき <u>150円</u> を徴収するものとする。ただし、やむをえない理由があると認められる場合は、これを徴収しない。	2 市長は、前項の規定により督促状を発したときは、督促手数料として1通につき <u>100円</u> を徴収するものとする。ただし、やむをえない理由があると認められる場合は、これを徴収しない。
第6条～第10条 《現行どおり》	第6条～第10条 《省略》

(草津市まちなか交流施設設置条例の一部改正)

第13条 草津市まちなか交流施設設置条例（平成20年草津市条例第32号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前												
第1条～第9条 《現行どおり》 別表（第7条第1項関係）	第1条～第9条 《省略》 別表（第7条第1項関係）												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>イベント広場</td> <td>《現行どおり》</td> <td><u>400円</u></td> </tr> </tbody> </table>	区分	単位	使用料	イベント広場	《現行どおり》	<u>400円</u>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>イベント広場</td> <td>《省略》</td> <td><u>300円</u></td> </tr> </tbody> </table>	区分	単位	使用料	イベント広場	《省略》	<u>300円</u>
区分	単位	使用料											
イベント広場	《現行どおり》	<u>400円</u>											
区分	単位	使用料											
イベント広場	《省略》	<u>300円</u>											
備考 《現行どおり》	備考 《省略》												

(草津市公共下水道使用料条例の一部改正)

第14条 草津市公共下水道使用料条例（昭和57年草津市条例第20号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
第1条～第8条 《現行どおり》 (督促手数料)	第1条～第8条 《省略》 (督促手数料)
第9条 使用料に係る督促の手数料は、督促状1通につき <u>150円</u> とする。	第9条 使用料に係る督促の手数料は、督促状1通につき <u>100円</u> とする。
第10条～第13条 《現行どおり》 別表 《現行どおり》	第10条～第13条 《省略》 別表 《省略》

(草津市公共下水道事業に係る受益者負担に関する条例の一部改正)

第15条 草津市公共下水道事業に係る受益者負担に関する条例（昭和56年草津市条例第36号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
第1条～第10条 《現行どおり》 (督促および督促手数料)	第1条～第10条 《省略》 (督促および督促手数料)
第11条 《現行どおり》	第11条 《省略》
2 前項の規定により督促状を発した場合は、 督促状1通につき <u>150円</u> の督促手数料を 徴収するものとする。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、これを徴収しないことができる。	2 前項の規定により督促状を発した場合は、 督促状1通につき <u>100円</u> の督促手数料を 徴収するものとする。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、これを徴収しないことができる。
第12条～第15条 《現行どおり》 別表 《現行どおり》	第12条～第15条 《省略》 別表 《省略》

## 付 則

### (施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第1条中草津市手数料条例別表第9項第1号の表の改正規定（「および有機エレクトロルミネセンス式のもの」および「いずれも」を加える部分ならびに「および」を「ならびに」に改める部分に限る。）、同条例別表第14項第52号の改正規定、付則第7項および第8項の規定は、公布の日から施行する。

### (経過措置)

2 第1条の規定による改正後の草津市手数料条例別表第9項の規定は、この条例の施行の日以後の収集および運搬に係る手数料について適用し、同日前の収集および運搬に係る手数料は、なお従前の例による。

3 第1条の規定による改正後の草津市手数料条例別表第15項および第16項の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料は、なお従前の例による。

4 第2条の規定による改正後の草津市立地域まちづくりセンター条例の規定、第5条の規定による改正後の草津市立図書館設置条例の規定、第6条の規定による改正後の草津市立教育集会所設置条例の規定、第7条の規定による改正後の草津市立隣保館条例の規定、第8条の規定による改正後の草津市立障害者福祉センター条例の規定および第9条の規定による改正後の草津市立クリーンセンター条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料は、なお従前の例による。

5 第13条の規定による改正後の草津市まちなか交流施設設置条例の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る使用料について適用し、同日前の申請に係る使用料は、なお従前の例による。

6 第3条の規定による改正後の草津市税条例の規定、第4条の規定による改正後の草津市税外収入金の督促、延滞金の徴収および滞納処分に関する条例の規定、第11条の規定による改正後の草津市介護保険条例の規定、第12条の規定による改正後の草津市後期高齢者医療に関する条例の規定、第14条の規定による改正後の草津市公共下水道使用料条例の規定および第15条の規定による改正後の草津市公共下水道事業に係る受益者負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後にされる督促に係る督促手数料の徴収について適用し、同日前にされた督促に係る督促手数料の徴収は、なお従前の例による。

(準備行為)

7 第1条の規定による改正後の草津市手数料条例別表第9項の規定において、施行の日以後の収集および運搬に係る手数料は、同日前においても改正後の規定の例により徴収するものとする。

8 第2条の規定による改正後の草津市立地域まちづくりセンター条例の規定、第5条の規定による改正後の草津市立図書館設置条例の規定、第6条の規定による改正後の草津市立教育集会所設置条例の規定、第7条の規定による改正後の草津市立隣保館条例の規定、第8条の規定による改正後の草津市立障害者福祉センター条例の規定および第9条の規定による改正後の草津市立クリーンセンター条例の規定において、施行の日以後の使用に係る使用料は、同日前においても改正後の規定の例により徴収するものとする。

別表第2（第8条関係）

区分 時間	午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	全日
	9時から1 2時30分 まで	13時から 17時まで	17時30 分から21 時まで	9時から1 7時まで	13時から 21時まで	9時から2 1時まで
大会議室	<u>1,400</u> 円	<u>1,600</u> 円	<u>1,800</u> 円	<u>3,000</u> 円	<u>3,400</u> 円	<u>4,800</u> 円
その他の部屋	<u>500</u> 円	500円	600円	<u>1,000</u> 円	1,100円	<u>1,600</u> 円

## 備考

- 1 使用者（市内に勤務する者を除く。）の住所（法人または権利能力のない社団もしくは財団の場合にあっては、事務所または事業所の所在地）が本市にないときは、この表に掲げる使用料の5割に相当する額を加算する。
- 2 センターの構造上および運営上2区画の分割使用を市長が認める場合にあっては、部屋の使用料は、この表に掲げる使用料の5割に相当する額とし、該当するセンターおよび区分は、規則で定めるものとする。

別添 1－2

別表第2（第8条関係）

区分 時間	午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	全日
	9時から1 2時30分 まで	13時から 17時まで	17時30 分から21 時まで	9時から1 7時まで	13時から 21時まで	9時から2 1時まで
大会議室	<u>1, 300</u>	<u>1, 400</u>	<u>1, 600</u>	<u>2, 700</u>	<u>3, 000</u>	<u>4, 300</u>
その他の部屋	<u>400</u>	500	600	<u>900</u>	1, 100	<u>1, 500</u>

備考

使用者（市内に勤務する者を除く。）の住所（法人または権利能力のない社団もしくは財団の場合にあっては、事務所または事業所の所在地）が本市にないときは、この表に掲げる使用料の5割に相当する額を加算する。

別添2－1

別表第2（第10条関係）

区分	午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	全日
	9時から1 2時まで	13時から 17時まで	17時30 分から21 時30分ま で	9時から1 7時まで	13時から 21時30 分まで	9時から2 1時30分 まで
《現行どおり》	《現行どおり》	《現行どおり》	《現行どおり》	《現行どおり》	《現行どおり》	《現行どおり》
会議室（床面積が 80平方メートル を超えるもの）	1, 000 円	1, 300 円	1, 700 円	2, 300 円	3, 000 円	4, 000 円
《現行どおり》	《現行どおり》	《現行どおり》	《現行どおり》	《現行どおり》	《現行どおり》	《現行どおり》

備考 《現行どおり》

別添2－2

別表第2（第10条関係）

区分	午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	全日
	9時から1 2時まで	13時から 17時まで	17時30 分から21 時30分ま で	9時から1 7時まで	13時から 21時30 分まで	9時から2 1時30分 まで
《省略》	《省略》	《省略》	《省略》	《省略》	《省略》	《省略》
会議室（床面積が 80平方メートル を超えるもの）	900円	1,200 円	1,600 円	2,100 円	2,800 円	3,700 円
《省略》	《省略》	《省略》	《省略》	《省略》	《省略》	《省略》

備考 《省略》

別添3－1

別表第2（第9条関係）

区分	午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	全日
	9時から1 2時まで	13時から 17時まで	17時30 分から21 時30分ま で	9時から1 7時まで	13時から 21時30 分まで	9時から2 1時30分 まで
《現行どおり》	《現行どお り》	《現行どお り》	《現行どお り》	《現行どお り》	《現行どお り》	《現行どお り》
会議室（床面積が 80平方メートル を超えるもの）	1, 000 円	1, 300 円	1, 700 円	2, 300 円	3, 000 円	4, 000 円
《現行どおり》	《現行どお り》	《現行どお り》	《現行どお り》	《現行どお り》	《現行どお り》	《現行どお り》

備考 《現行どおり》

別添3－2

別表第2（第9条関係）

区分	午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	全日
	9時から1 2時まで	13時から 17時まで	17時30 分から21 時30分ま で	9時から1 7時まで	13時から 21時30 分まで	9時から2 1時30分 まで
《省略》	《省略》	《省略》	《省略》	《省略》	《省略》	《省略》
会議室（床面積が 80平方メートル を超えるもの）	900円	1,200 円	1,600 円	2,100 円	2,800 円	3,700 円
《省略》	《省略》	《省略》	《省略》	《省略》	《省略》	《省略》

備考 《省略》

議第95号

草津市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める  
条例案

上記の議案を提出する。

令和7年11月28日

草津市長 橋川渉

# 草津市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める

## 条例

草津市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年草津市条例第30号）の全部を改正する。

### （趣旨）

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）

第34条第2項および第46条第2項の規定に基づき、特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めるものとする。

### （用語）

第2条 この条例において使用する用語は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号。以下「府令」という。）において使用する用語の例による。

### （暴力団員等の排除）

第3条 特定教育・保育施設および特定地域型保育事業者ならびにその職員は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者であってはならない。

### （要保護児童）

第4条 特定教育・保育施設および特定地域型保育事業者ならびにその職員は、要保護児童（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第8項に規定する要保護児童をいう。）に關し、早期発見ならびに関係機関との円滑な連携および協力に努めなければならない。

### （その他の基準）

第5条 前2条に定めるもののほか、法第34条第2項および法第46条第2項の規定により条例で定める特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準は、府令に定める基準（府令の改正に際し定められた経過措置に規定する基準を含む。）とする。

## 付 則

### （施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

### （連携施設に関する経過措置）

2 特定地域型保育事業者（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、府令第42条第1項

第3号に係る連携協力をを行う連携施設の確保が著しく困難であって、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、府令第42条第1項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日から令和12年3月31日までの間、連携施設の確保に当たって、同項第3号に係る連携協力を求めることを要しない。

議第96号

草津市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例案

上記の議案を提出する。

令和7年11月28日

草津市長 橋川渉

## 草津市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例

草津市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例（平成26年草津市条例第31号）の全部を改正する。

### （趣旨）

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の16第1項の規定に基づき、家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定めるものとする。

### （用語）

第2条 この条例において使用する用語は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号。以下「省令」という。）において使用する用語の例による。

### （暴力団員等の排除）

第3条 家庭的保育事業者等およびその職員は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者であってはならない。

### （要保護児童）

第4条 家庭的保育事業者等およびその職員は、要保護児童（法第6条の3第8項に規定する要保護児童をいう。）に関し、早期発見ならびに関係機関との円滑な連携および協力に努めなければならない。

### （設備の基準）

第5条 家庭的保育事業は、家庭的保育者の居宅その他の場所（保育を受ける乳幼児の居宅を除く。）であって、次の各号に掲げる要件を満たすものとして、市長が適当と認める場所で実施するものとする。

- (1) 乳幼児の保育を行う専用の部屋（家庭的保育者またはその配偶者もしくはその1親等の親族がその全部もしくは一部を所有し、または賃借するものに限る。次号および第3号において同じ。）が建物の1階に設けられていること。
- (2) 乳幼児の保育を行う専用の部屋を設ける建物が、建築基準法（昭和25年法律第201号）および消防法（昭和23年法律第186号）の規定に違反していないこと。
- (3) 乳幼児の保育を行う専用の部屋を設ける建物が、昭和56年6月1日における建築基準法に基づく耐震基準に適合していること。

(4) 規則で定める乳幼児の安全確保のための配慮がなされていること。

(家庭的保育補助者)

第6条 家庭的保育事業を行う場所には家庭的保育補助者を置かなければならない。ただし、利用乳幼児が1人である場合には、家庭的保育補助者を置かないことができる。

2 利用乳幼児が3人以下の場合で、かつ、家庭的保育補助者が調理業務に従事する場合には、調理員を置かないことができる。

(保育時間)

第7条 小規模保育事業における保育時間は、1日につき11時間を原則とし、乳幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、小規模保育事業を行う者が定めるものとする。

(その他の基準)

第8条 前5条に定めるもののほか、法第34条の16第1項の規定により条例で定める家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準は、省令に定める基準（省令の改正に際し定められた経過措置に規定する基準を含む。）とする。

## 付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(連携施設に関する経過措置)

2 小規模保育事業を行う者は、省令第6条第1項第3号に係る連携協力をう連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、省令第6条第1項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日から令和12年3月31日までの間、連携施設の確保に当たって、同項第3号に係る連携協力を求めることを要しない。

議第97号

草津市放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例案

上記の議案を提出する。

令和7年11月28日

草津市長 橋川渉

## 草津市放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例

草津市放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例（平成26年草津市条例第32号）の全部を改正する。

### （趣旨）

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の8の2第1項の規定に基づき、放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定めるものとする。

### （用語）

第2条 この条例において使用する用語は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号。以下「省令」という。）において使用する用語の例による。

### （暴力団員等の排除）

第3条 放課後児童健全育成事業者およびその職員は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者であってはならない。

### （職員）

第4条 省令第10条第3項各号のいずれかに該当する者であって、2年以内に都道府県知事または地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市もしくは同法第252条の22第1項の中核市の長が行う研修を修了する予定のものとして放課後児童健全育成事業者が認めるものを、同一の放課後児童健全育成事業者につき1回に限り、放課後児童支援員とみなすことができる。

2 放課後児童健全育成事業者は、前項の規定により放課後児童支援員とみなしたときは、その旨を書面で市長に届け出なければならない。

### （要保護児童）

第5条 放課後児童健全育成事業者およびその職員は、要保護児童（法第6条の3第8項に規定する要保護児童をいう。）に関し、早期発見ならびに関係機関との円滑な連携および協力に努めなければならない。

### （責任体制の整備と研修）

第6条 放課後児童健全育成事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設

置する等必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対して研修の機会を確保しなければならない。

(その他の基準)

第7条 前4条に定めるもののほか、法第34条の8の2第1項の規定により条例で定める放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準は、省令に定める基準（省令の改正に際し定められた経過措置に規定する基準を含む。）とする。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第98号

草津市乳児等通園支援事業の設備および運営に関する基準を定める条例案

上記の議案を提出する。

令和7年11月28日

草津市長 橋川渉

## 草津市乳児等通園支援事業の設備および運営に関する基準を定める条例

### (趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の16第1項の規定に基づき、乳児等通園支援事業の設備および運営に関する基準を定めるものとする。

### (用語)

第2条 この条例において使用する用語は、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和7年内閣府令第1号。以下「府令」という。）において使用する用語の例による。

### (暴力団員等の排除)

第3条 乳児等通園支援事業者およびその乳児等通園支援事業所の職員は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者であってはならない。

### (要保護児童)

第4条 乳児等通園支援事業者およびその乳児等通園支援事業所の職員は、要保護児童（法第6条の3第8項に規定する要保護児童をいう。）に関し、早期発見ならびに関係機関との円滑な連携および協力に努めなければならない。

### (その他の基準)

第5条 前2条に定めるもののほか、法第34条の16第1項の規定により条例で定める乳児等通園支援事業の設備および運営に関する基準は、府令に定める基準（府令の改正に際し定められた経過措置に規定する基準を含む。）とする。

### 付 則

この条例は、令和8年1月1日から施行する。

議第99号

子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令附則第2条第1項の経過措置を定める条例案

上記の議案を提出する。

令和7年11月28日

草津市長 橋川渉

子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令附則第2条第1項の経過

措置を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う子ども家庭庁関係内閣府令の整備に関する内閣府令（令和7年内閣府令第94号）附則第2条第1項に基づき、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第28条の32に規定する子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条の20第3項の内閣府令で定める時間に関する経過措置を定めることを目的とする。

（子ども・子育て支援法施行規則第28条の32に規定する子ども・子育て支援法第30条の20第3項の内閣府令で定める時間に関する経過措置）

第2条 子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う子ども家庭庁関係内閣府令の整備に関する内閣府令附則第2条第1項に規定する当該市町村の条例で定める時間は、3時間とする。

付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議第100号

草津市上水道事業給水条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和7年11月28日

草津市長 橋川渉

## 草津市上水道事業給水条例の一部を改正する条例

草津市上水道事業給水条例（昭和37年草津市条例第20号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
第1条～第6条 《現行どおり》 (給水装置工事の施行)	第1条～第6条 《省略》 (給水装置工事の施行)
第7条 給水装置工事は、市長または市長が 法第16条の2第1項の指定をした者（以 下「指定給水装置工事事業者」という。） が施行する。 <u>ただし、災害その他非常の場</u> <u>合において、市長が他の市町村長（地方公</u> <u>営企業法（昭和27年法律第292号）第</u> <u>7条の規定により置かれた水道事業の管理</u> <u>者を含む。以下この項において同じ。）ま</u> <u>たは他の市町村長が同項の指定をした者が</u> <u>給水装置工事を施行する必要があると認め</u> <u>るときは、この限りでない。</u>	第7条 給水装置工事は、市長または市長が 法第16条の2第1項の指定をした者（以 下「指定給水装置工事事業者」という。） が施行する。
2 《現行どおり》	2 《省略》
第8条～第33条 《現行どおり》 (給水装置の基準違反に対する措置)	第8条～第33条 《省略》 (給水装置の基準違反に対する措置)
第34条 市長は、給水装置の構造および材 質が水道法施行令（昭和32年政令第33 6号） <u>第6条第1項および第2項</u> に定める 基準に適合していないときは、給水の申込 みを拒み、または使用中の給水装置の構造 および材質が同条に定める基準に適合しな くなつたときは、適合させるまでの間その 者に対する、給水を停止することができ る。	第34条 市長は、給水装置の構造および材 質が水道法施行令（昭和32年政令第33 6号） <u>第5条</u> に定める基準に適合してい ないときは、給水の申込みを拒み、または使 用中の給水装置の構造および材質が同条に 定める基準に適合しなくなつたときは、適 合させるまでの間その者に対する、給水を 停止することができる。
2 《現行どおり》	2 《省略》
第35条～第43条 《現行どおり》	第35条～第43条 《省略》

### 付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第101号

草津市下水道条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和7年11月28日

草津市長 橋川渉

## 草津市下水道条例の一部を改正する条例

草津市下水道条例（昭和56年草津市条例第37号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
第1条～第6条 《現行どおり》 (排水設備等の工事の実施)	第1条～第6条 《省略》 (排水設備等の工事の実施)
第7条 排水設備等の新設等の工事は、管理規程で定めるところにより、市長が排水設備等の工事に関し技能を有する者として指定した下水道工事店（以下「指定工事店」という。）でなければ行つてはならない。 <u>ただし、災害その他非常の場合において、市長が他の市町村長（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第7条の規定により置かれた下水道事業の管理者を含む。）が指定した者に工事を行わせる必要があると認めるとときは、この限りでない。</u>	第7条 排水設備等の新設等の工事は、管理規程で定めるところにより、市長が排水設備等の工事に関し技能を有する者として指定した下水道工事店（以下「指定工事店」という。）でなければ行つてはならない。
2 《現行どおり》 第8条～第35条 《現行どおり》	2 《省略》 第8条～第35条 《省略》

### 付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第102号

指定管理者の指定につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和7年11月28日

草津市長 橋川 渉

指定管理者の指定につき議決を求めるについて  
公の施設の指定管理者を次のように指定することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求める。

記

1 公の施設の名称

草津市立草津駅前地下駐車場

2 設置条例の名称

草津市立草津駅前地下駐車場条例

3 指定管理者

草津市若竹町9番24号

大五産業株式会社

代表取締役 権田五雄

4 指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

議第103号

指定管理者の指定につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和7年11月28日

草津市長 橋川 渉

指定管理者の指定につき議決を求めるについて  
公の施設の指定管理者を次のように指定することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求める。

記

1 公の施設の名称

草津市立草津駅東自転車駐車場

2 設置条例の名称

草津市立自転車駐車場条例

3 指定管理者

大阪府大阪市中央区難波二丁目2番3号

ミディ総合管理株式会社

代表取締役社長 石原 浩一郎

4 指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

議第104号

指定管理者の指定につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和7年11月28日

草津市長 橋川 渉

指定管理者の指定につき議決を求めるについて  
公の施設の指定管理者を次のように指定することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求める。

記

1 公の施設の名称

草津市立南草津駅自転車自動車駐車場

2 設置条例の名称

草津市立南草津駅自転車自動車駐車場条例

3 指定管理者

草津市草津三丁目13番75号

一般社団法人草津市勤労者福祉サービスセンター

理事長 中嶋慶喜

4 指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

議第105号

指定管理者の指定につき議決を求めるについて

上記の議案を提出する。

令和7年11月28日

草津市長 橋川 渉

指定管理者の指定につき議決を求めるについて

公の施設の指定管理者を次のように指定することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求める。

記

1 公の施設の名称

- (1) 草津市立総合体育館
- (2) 草津市立野村運動公園
- (3) 草津市立ふれあい運動場
- (4) 草津市立ふれあい体育館
- (5) 草津市立武道館
- (6) 草津市立三ツ池運動公園
- (7) 弾正公園
- (8) 野村公園

2 設置条例の名称

- (1) 草津市立社会体育施設条例
- (2) 草津市都市公園条例

3 指定管理者

くさつスポーツアクティブ事業体

代表団体 草津市下笠町161番地

公益社団法人草津市スポーツ協会

会長 奥 村 芳 正

構成団体 大阪府大阪市西区江戸堀一丁目2番11号

シンコースポーツ株式会社 大阪支店

支店長 豆 野 伸 彦

構成団体 兵庫県西宮市六湛寺町9番16号

日本管財株式会社

代表取締役社長 福 田 慎太郎

#### 4 指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

議第106号

指定管理者の指定につき議決を求めるについて

上記の議案を提出する。

令和7年11月28日

草津市長 橋川渉

指定管理者の指定につき議決を求めるについて  
公の施設の指定管理者を次のように指定することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求める。

## 記

### 1 公の施設の名称

- (1) 草津川跡地公園（区間2）
- (2) 草津川跡地公園（区間5）

### 2 設置条例の名称

草津市都市公園条例

### 3 指定管理者

草津川跡地公園マネジメント・パートナーズ

代表団体 大阪府大阪市中央区南船場一丁目9番1号

株式会社E-D E S I G N

代表取締役 忽那裕樹

構成団体 東京都豊島区南池袋一丁目16番15号

西武造園株式会社

代表取締役 小川巧

構成団体 大阪府大阪市淀川区西中島4-13-24 花原第三ビル303

株式会社s t u d i o - L

代表取締役 山崎亮

構成団体 草津市草津三丁目12-3 旧山内邸

草津まちづくり株式会社

代表取締役 南 総一郎

### 4 指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

議第107号

都市公園を設置すべき区域の決定につき議決を求めるについて

上記の議案を提出する。

令和7年11月28日

草津市長 橋川渉

都市公園を設置すべき区域の決定につき議決を求めるについて  
都市公園法（昭和31年法律第79号）第33条第1項の規定により、次のように都市公園を設置すべき区域を定めることにつき、同条第5項の規定に基づき、議会の議決を求める。

記

都市公園を設置すべき区域および面積

区域 草津市東草津一丁目の一部ほか（別図中斜線で表示された区域）

面積 約26,000平方メートル

四  
面  
平

